

平成31年第 1 回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	3
付議事件並びに結果	4
平成31年 2 月28日	
出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
諸般の報告について	10
議会運営委員長報告について	15
会議録署名議員の指名について	16
議案の上程について	16
市長の提案理由の説明	16
報告について	26
平成31年 3 月 4 日	
出席及び欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により出席した者	30
本議会に出席した事務局職員	30
議事日程	30
議案質疑について（議案第 1 号～議案第 4 号）	32
（議案第 5 号～議案第11号）	32
（議案第12号～議案第14号）	35
（議案第15号～議案第20号）	36
平成31年 3 月 6 日	
出席及び欠席議員	39
地方自治法第121条の規定により出席した者	40
本議会に出席した事務局職員	40
議事日程	41
一般質問について	41
新谷信次郎 議員	42

菊次 太丸 議員	57
高田千壽輝 議員	73
伊藤 法博 議員	87
緒方 寿光 議員	98

平成31年 3 月 7 日

出席及び欠席議員	117
地方自治法第121条の規定により出席した者	118
本議会に出席した事務局職員	118
議事日程	119
一般質問について	119
橋本 憲之 議員	119
白谷 義隆 議員	138
今村 智子 議員	152

平成31年 3 月20日

出席及び欠席議員	163
地方自治法第121条の規定により出席した者	164
本議会に出席した事務局職員	164
議事日程	164
議会運営委員長報告について	166
各委員長報告について	166
総務委員長報告について	166
建設経済委員長報告について	168
教育民生委員長報告について	169
予算審査特別委員長報告について	171
議案の上程について	177
市長の提案理由の説明	177
議員提出議案の提案理由の説明	179
閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について	180

第 1 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
2 月 28 日	木	本 会 議	開会・提案理由説明
3 月 1 日	金	考 案 日	
3 月 2 日	土	休 会	
3 月 3 日	日	休 会	
3 月 4 日	月	本 会 議	議 案 質 疑
3 月 5 日	火	考 案 日	
3 月 6 日	水	本 会 議	一 般 質 問
3 月 7 日	木	本 会 議	一 般 質 問
3 月 8 日	金	休 会	
3 月 9 日	土	休 会	
3 月 10 日	日	休 会	
3 月 11 日	月	委 員 会	
3 月 12 日	火	委 員 会	
3 月 13 日	水	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 14 日	木	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 15 日	金	休 会	
3 月 16 日	土	休 会	
3 月 17 日	日	休 会	
3 月 18 日	月	事 務 整 理 日	
3 月 19 日	火	事 務 整 理 日	
3 月 20 日	水	本 会 議	採決・閉会

第 1 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議案第 1 号	平成30年度柳川市一般会計補正予算（第 5 号）について	31. 3 .20	原案可決
議案第 2 号	平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	31. 3 .20	原案可決
議案第 3 号	平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	31. 3 .20	原案可決
議案第 4 号	平成30年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	31. 3 .20	原案可決
議案第 5 号	平成31年度柳川市一般会計予算について	31. 3 .20	原案可決
議案第 6 号	平成31年度柳川市国民健康保険特別会計予算について	31. 3 .20	原案可決
議案第 7 号	平成31年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について	31. 3 .20	原案可決
議案第 8 号	平成31年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について	31. 3 .20	原案可決
議案第 9 号	平成31年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について	31. 3 .20	原案可決
議案第 10 号	平成31年度柳川市下水道事業特別会計予算について	31. 3 .20	原案可決
議案第 11 号	平成31年度柳川市水道事業会計予算について	31. 3 .20	原案可決
議案第 12 号	柳川市公共施設維持整備等基金条例の制定について	31. 3 .20	原案可決
議案第 13 号	柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31. 3 .20	原案可決

議案 第14号	柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	31.3.4	原案可決
議案 第15号	市道路線の認定、変更認定及び廃止について	31.3.20	原案可決
議案 第16号	和解及び損害賠償額の決定について	31.3.20	原案可決
議案 第17号	柳川市民会館の指定管理者の指定期間の変更について	31.3.20	原案可決
議案 第18号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について	31.3.4	原案可決
議案 第19号	有明生活環境施設組合の共同処理する事務の変更及び有明生活環境施設組合同約の変更について	31.3.20	原案可決
議案 第20号	筑後地域消防通信指令事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について	31.3.4	原案可決
議案 第21号	平成30年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について	31.3.20	原案可決
議案 第22号	人権擁護委員候補者の推薦について	31.3.20	同意
議案 第23号	人権擁護委員候補者の推薦について	31.3.20	同意
議案 第24号	天皇陛下御在位30年を祝す賀詞奉呈決議について	31.3.20	原案可決

報 告

報告 第1号	専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定）	31.2.28	報 告
-----------	---------------------------------	---------	-----

平成31年2月28日（木曜日）

柳川市議会第1回定例会会議録

平成31年2月28日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	大	淵	洋	祐
市	民	椛	島	謙	治
保	健	原		忠	昭
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	田	尻	主	範
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	池	末	勇	人
財	政	島	添	守	男
税	務	川	口	俊	幸
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	平	田	敬	介
学	校	田	中	勝	裕
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則
議	会	事	務	局	次	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	徳	永	喜
					係	長		美	香

5 . 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について (平成30年10月分、11月分、12月分)
- (2) 市長の所信表明について

日程（１） 議会運営委員長報告について

日程（２） 会議録署名議員の指名について

日程（３） 議案の上程について

議案第１号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第５号）について

議案第２号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
について

議案第３号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
について

議案第４号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第１号）に
ついて

議案第５号 平成31年度柳川市一般会計予算について

議案第６号 平成31年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第７号 平成31年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第８号 平成31年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第９号 平成31年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第10号 平成31年度柳川市下水道事業特別会計予算について

議案第11号 平成31年度柳川市水道事業会計予算について

議案第12号 柳川市公共施設維持整備等基金条例の制定について

議案第13号 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

議案第14号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並び
に布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例等
の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

議案第16号 和解及び損害賠償額の決定について

議案第17号 柳川市民会館の指定管理者の指定期間の変更について

議案第18号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数
の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更につい
て

議案第19号 有明生活環境施設組合の共同処理する事務の変更及び有明生
活環境施設組合同約の変更について

議案第20号 筑後地域消防通信指令事務協議会を設ける地方公共団体の数
の減少及び筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関
する協議について

日程（４） 報告について

報告第１号 専決処分の報告について（専決第７号 和解及び損害賠償額の決定）

午前10時 開会

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成31年第１回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、本定例会は平成31年度当初予算の提出もありますので、市長の所信表明をお願いいたします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本定例会は、平成31年度の当初予算を初めとする重要な議案の審議をお願いするものでございます。議案の説明に先立ちまして、平成31年度の市政運営に臨む私の所信の一端を申し上げ、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

さて、昨年は西鉄柳川駅東部地区で行われてきた土地区画整理事業が完了しました。基本計画から26年の歳月をかけた、合併前からのまちづくりの一大事業でした。地区内には有明海沿岸道路が南北に走り、柳川駅東口の開設などにより飛躍的に利便性が向上し、駅西側とあわせて、公共交通や人の集まる広域拠点として大いに期待されています。

また、平成24年の九州北部豪雨で堤防が決壊した矢部川と沖端川で、堤防の強化や川の拡幅、橋のかけかえ等の復旧工事が5カ年で完了しました。

また、懸案でありました新浦島橋が完成し、歩行者に対しても安全で快適な橋となり、道路網のインフラは格段に進みました。

今後も市街地へつながる国道443号バイパスの延伸や大牟田川副線バイパスの大川市への延伸、柳川庁舎前の三橋筑紫橋線の延伸などが予定されていますので、企業誘致の条件整備、通勤圏や定住要件の拡大につながるものと期待しています。

また、市民文化会館の建設工事を、2020年の完成を目指し、市民グラウンド跡地で進めています。市民文化会館は、文化の薫り高い柳川にふさわしい新たなシンボルとして、水辺を生かした居心地のよい空間をつくることにしています。柳川市の歴史や産業、水郷柳川の観

光と連携し、柳川の魅力を創出、発信していく拠点として、にぎわいのある柳川市のまちづくりにつなげていきます。

また、「立花宗茂と閻千代」NHK大河ドラマの招致につきましては、福岡県やゆかりのある官民40団体が一体となり招致活動を展開し、さまざまなイベントや情報発信などを行ってきました。今後とも大河ドラマの実現に向け、義を貫き通した宗茂公のごとく、粘り強く招致活動を展開してまいります。

それでは、第2次柳川市総合計画の将来像「水と人とまちが輝く柳川」を実現するための4つの政策目標にあわせ、私の施策の一端を述べさせていただきます。

まず、1点目の政策目標「柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり」の主な取り組みについて申し上げます。

初めに、本市を代表する伝統的な祭りの存続を目的とした支援事業について申し上げます。

本市には、江戸時代から続く伝統的な祭りで、市内外から1万人以上の集客数が見込まれる3つの祭りである5月の沖端水天宮祭、7月の中島祇園祭り、10月のおにぎえがあります。しかし、それぞれの祭りにおいて、少子・高齢化による担い手不足や運営資金不足という課題を抱えており、このままでは祭りの存続自体が危ぶまれる状況にあります。そのため、新たに柳川市祭り振興補助金交付要綱を定め、祭りの運営等を行う振興会や実行委員会を支援し、伝統文化の保存、継承及び観光客などの誘致促進を図ることにより、市民の郷土愛の醸成や本市経済の発展につなげていきます。

2点目の政策目標「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり」の主な取り組みについて申し上げます。

国は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や少子化対策としての子育て世帯の負担軽減を図る観点から、本年10月の消費税率の引き上げに合わせて幼児教育の無償化を実施することとしています。本市としても子育て支援事業を重点施策の一つとして、3歳から5歳までの全ての子供の幼稚園、保育所、認定こども園の利用料の無償化などに取り組んでまいります。

また、子育ての不安を軽減し、子供を産み育てやすいまち柳川の実現に向けて、子ども・子育て支援事業計画を改定するとともに、ファミリーサポートセンター利用料の負担軽減、障害児保育事業補助金の増額、市独自の第3子手当の拡充を実施するなど、子育て支援のさらなる充実を図り、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるまちづくりを積極的に推進してまいります。

次に、スクールソーシャルワーカー活用事業について説明いたします。

各小・中学校において、学校だけでは対応が困難な児童・生徒の事例等が年々増加しています。このため、社会福祉等の専門的な知識、技術を持つスクールソーシャルワーカーが児童・生徒や保護者の相談に応じるなどして援助を行っています。このスクールソーシャル

ワーカーについては、全小・中学校を現在1人で対応していますが、相談内容が複雑化し、また、相談件数も増加していることから、より細かな対応をしていくため、平成31年度から2人体制で対応し、相談体制の充実を図ってまいります。

次に、コミュニティスクールの体制整備について申し上げます。

コミュニティスクールでは、事業推進の核となる組織である学校運営協議会が設置され、学校、家庭、地域がこれまで以上に連携、協働することで、地域ぐるみで子供を育てる体制を整えることが必要となっています。平成29年度に柳河小学校、垂見小学校、大和中学校で、平成30年度は城内小学校ほか7つの小学校と1つの中学校でコミュニティスクールの体制整備を行いました。来年度は蒲池小学校ほか7つの小・中学校で、再来年度までには全小・中学校で学校運営協議会を設置し、地域ぐるみで子供を育てる体制を整えてまいります。

次に、結婚サポート事業について申し上げます。

平成22年7月から結婚サポートセンターを開始し、その後、みやま市、大牟田市が参画し、運営してまいりました。しかし、近年、会員数や結婚実績が伸び悩んできたことから、3市で協議を重ねた結果、平成30年度をもって結婚サポートセンターを閉鎖し、新たな結婚支援の事業として、職場や団体といった組織を核とした仕組みづくりを行いながら、結婚に向けた支援を行っていくことといたしました。これまでの事業で参加が少なかった農漁業の担い手の方についても、今回の取り組みにはぜひとも参加をお願いし、事業のさらなる推進を図ってまいります。

次に、少子化対策の一つとして、不妊治療の取り組みについて申し上げます。

子供を産みたくても妊娠に至らない御夫婦は、一般不妊治療後に特定不妊治療を受けておられることが多いようです。しかしながら、この治療は保険適用外となるため、1回の不妊治療にかかる費用は大変高額となっているほか、妊娠に至るまでには数年かかる場合もあり、精神的、金銭的な負担が大きくなっております。このため、不妊治療を受けておられる御夫婦に対しまして、さらなる経済的負担の軽減に取り組んでまいります。

次に、子供たちの発達支援についてです。

本市では、乳幼児健診の充実を図るため、年齢に応じた健診で、臨床心理士のほか、作業療法士、言語聴覚士などを加え、行動の気になる子供の保護者や問診等で育児の相談希望のあった保護者に対し、助言や指導を行っております。また、子供の発達が気になる親子のために、親子教室を柳川総合保健福祉センター水の郷の診察指導室で毎月2回開いています。この教室には臨床心理士や言語聴覚士などの専門職が参加し、1歳6カ月児健診、3歳児健診で発達が気になる子供や保護者から相談があった子供を対象に、子育ての専門家が支援を行っております。

発達障害は早い段階で発見し、早期治療を始めることで効果があると言われております。こうした事業を通して関係機関と連携を強化し、早期発見、早期治療に努めてまいります。

3点目の政策目標「水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつけるまちづくり」の主な取り組みについて申し上げます。

本市では、安全・安心のまちづくりを目的に、災害時の情報伝達手段の一つとして、公共施設37カ所に防災行政無線用の拡声機を設置し、避難情報等をお知らせしております。しかし、地域においては防災行政無線の音声が届かない地点があることから、今後5カ年をかけて防災行政無線拡声子局を20カ所増設し、情報伝達の充実を図ることといたします。平成31年度は矢部川沿い2カ所と沖端川沿い2カ所に防災行政無線拡声子局を増設する工事を実施し、安全・安心の拡充を図ります。

次に、沖端水天宮周辺地区関連事業です。

沖端水天宮周辺は本市観光の中心となっているところですが、既存の石畳の老朽化により歩行者、車両通行の安全性に支障が出ている状況です。そこで、単に補修整備を行うのではなく、地域住民の生活及び観光業や商工業も生かせる環境整備を行うべく、事業計画の作成に取り組みます。

また、本市の観光の中心となっている川下りコース沿いの各所でライトアップが行われるようになりましたが、過度なライトアップによる光害や昼間の景観を損ねる器具などが見受けられます。このため、柳川市重点地区夜間景観ガイドラインを策定し、上質で感動的な柳川らしい夜間照明の普及により、快適で誇れる住環境の実現や観光客の長時間滞在を促進する取り組みを行います。そして、専門家の助言を取り入れながら、市民を巻き込んだワールドワークを行うなど、日常に新しい感動が生まれる場づくりにもつなげてまいります。

観光は地域経済活性化やまちづくりに大きく寄与しています。柳川を知っていただく、行ってみたい、また行きたいと思っていただく、関心、満足、感動が肝要です。そして、柳川ならではの地域資源を市民の方々が活用し、かかわりを持って、暮らしの中に根づいていくことが大切です。これらのことを念頭に、平成31年度から観光振興計画をもとに、10年計画にて進めてまいります。

次に、新ごみ焼却施設の建設に関連するごみの減量化について御説明いたします。

3年後に完成予定の新ごみ焼却施設については、みやま市と共同で建設を進めています。この費用の負担については、新施設で焼却するごみの量に関連するため、一般家庭から出される生ごみの量を減少することが大きな課題となっております。このため、市内の一般家庭や事業所から排出される生ごみの減量化及び資源化を行うため、生ごみ処理機の普及を図るとともに、リサイクルなどの3R運動や食べ残しを減らす「30・10運動」を推進し、意識啓発につなげることで、可燃ごみの減量化に取り組んでまいります。

また、カラス対策については、市民の方からカラスによるふん被害や威嚇攻撃などの被害が寄せられています。このため、カラスの巣の撤去を継続して実施するとともに、カラスが集まる市街地において、鷹匠による追い払いやカラス捕獲器の設置など新たな事業を実施し、

市民の安全確保、公衆衛生の推進を図り、まちの景観保全に努めてまいります。

4点目の政策目標「柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり」の主な取り組みについて申し上げます。

農業部門におきましては、平成30年度産より主食用米の生産調整が国主導から地域主導へと移行されました。国の水田農業に対する支援策が変動する中、本市においても従前の土地利用型農業に加え、高収益な園芸作物等をさらに振興し、高水準な農家収入の確保が求められております。このため、柳川市新規作物等研究会において新規作物の導入及び既存品目の拡大等の検討、調査、研究、試験栽培を引き続き行ってまいります。

また、農地中間管理機構を利用した農地の集積化、集約化に取り組み、農用地の利用効率化及び高度化を図っているところです。この結果、利用権設定の面積を含め、本市の約4,000ヘクタールの農地のうち58%の集積化を図ることができました。

一方で、土地の形状や水はけが悪く、道路が狭い未整備農地は担い手農家が借り受けられない状況にあります。このため、新たに創設された農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した基盤整備を地元の協力を得ながら積極的に推進することとします。

次に、水産業の振興について申し上げます。

新たな事業として、「食の学校」による食と人材の開発事業に取り組むこととします。本市の豊かな農水産物と観光業という視点から事業を構築していくことにより、稼ぐ地域産業を創造していきます。具体的には、有名シェフ等の指導による「食の学校」を立ち上げ、食による地域活性化を目指し、柳川の素材を生かした魅力的な食の商品化や人材育成を図り、将来的には柳川観光の振興へとつなげてまいります。

次に、ノリ養殖業につきましては、生産コストの削減や労働力の軽減、良質なノリの生産による単価の向上を目的に協業化を進めてきました。中島漁業団地も計画どおり10棟が完成し、ほかの地区と合わせれば15棟が稼動しております。さらに、平成31年度は沖端地区での整備が計画されております。今後も協業化を推進することで、漁業所得の向上を図り、後継者の育成に努めてまいります。

また、消費者行政については、本市に設置している柳川・みやま消費生活センターには、情報化の進展やサービスの多様化に伴い、さまざまな相談が寄せられています。高齢者を狙った悪質商法や公的機関をかたった架空請求など、相談件数は増加の一途をたどっているところです。そのため、このような状況に対応すべく、当センターにおいては相談体制の充実や啓発資料の配布、出前講座の実施など積極的に取り組んでまいりました。将来にわたり市民の消費生活における安全を確保するため、今後も消費者行政の充実を図ってまいります。

以上、意を尽くしますが、市政運営に関する私の所信の一端を申し述べさせていただきました。

今後、少子・高齢化や人口減少が進む中、地域活動の担い手不足の深刻化が予想されます。また、価値観の多様化、複雑多様化する地域課題がふえ、行政サービス及び家族や地域で解決できる範囲を超える状況となっています。そのため、一つの行政区で解決できない地域課題に対応できる体制づくり、市民と行政がそれぞれの長所を持ち寄って社会をよくしていく市民協働の体制づくりが必要となります。そして、自分たちの地域は自分たちでつくるという自主的で主体的な住民自治の地域づくりの推進が必要であります。

今後、未来の柳川を担う子供たちが夢と希望の持てるまちを実現するために、市民の皆様と一緒に考え、ともに校区まちづくりを推進してまいりたいと考えております。

今後とも職員とともに全力で取り組んでまいりますので、どうか市民の皆様、議員の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして、所信表明とさせていただきます。

議長（樽見哲也君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成31年第1回柳川市議会定例会の会期日程等について、2月26日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告申し上げます。

まず、会期であります。本日、2月28日から3月20日までの21日間としております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、3月1日、考案日、3月2日、3日は休日で休会、4日を議案質疑、5日を考案日、6日、7日、8日を一般質問、9日、10日は休日で休会、11日、12日を委員会、13日、14日、15日を予算審査特別委員会、16日、17日は休日で休会、18日、19日、事務整理日でございます。20日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第1号から議案第20号までの20議案の一括上程であります。

日程4が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第1号から議案第4号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第1号は総務委員会に審査を付託、議案第2号及び議案第3号の2議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第4号は建設経済委員会に審査を付託としております。

次に、議案第5号から議案第11号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第5号は予算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第6号から議案第8号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第9号は総務委員会に審査を付託、議案第10号及び議案第11号の2議案は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第12号から議案第14号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第12号は総務委員会に審査を付託、議案第13号は教育民生委員会に審査を付託、議案第14号は即決といたしております。

次に、議案第15号から議案第20号までの6議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第15号及び議案第16号の2議案は建設経済委員会に審査を付託、議案第17号は教育民生委員会に審査を付託、議案第18号は即決、議案第19号は総務委員会に審査を付託、議案第20号は即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げて、終わります。

議長（樽見哲也君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（樽見哲也君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、4番今村智子議員及び18番田中雅美議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3．議案の上程について。

議案第1号から議案第20号までの20議案を一括上程いたします。

初めに、議案第1号から議案第11号までの11議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3 . 議案第1号から議案第4号までの補正予算4議案及び議案第5号から議案第11号までの平成31年度予算関係7議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第1号 平成30年度柳川市一般会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みや事業費の確定などに伴う予算調整を行うものであります。

予算規模といたしましては、補正前の予算額31,016,640千円から101,264千円を減額し、歳入歳出それぞれ30,915,376千円とするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、2款 . 総務費は142,667千円を増額補正しております。

内容としましては、寄付額の増加に伴い、ふるさと寄付金事務委託料、ふるさと元気応援積立金などを増額する一方、実績に応じてコミュニティバス購入費などの減額を行うものです。

3款 . 民生費は176,225千円を減額補正しております。

内容としましては、老人保護費などを増額する一方、国民健康保険対策費や福岡県介護保険広域連合負担金、後期高齢者医療事業費などを減額しております。

4款 . 衛生費は46,656千円を減額補正しております。

これは事業費の確定により、柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業費を減額したことなどによるものです。

6款 . 農林水産業費は34,445千円を増額補正しております。

内容としましては、農業機械導入費用を助成する担い手確保・経営強化支援事業費補助金や県営集落基盤整備事業負担金などを増額する一方、農地耕作条件改善事業補助金の減額などを行うものです。

8款 . 土木費は40,033千円を減額補正しております。

これは高橋中牟田線埋蔵文化財発掘調査費や三橋筑紫橋線都市計画街路事業負担金を減額したことによるものです。

9款 . 消防費は2,267千円を増額補正しております。

これは老朽化した配水管の更新、道路舗装工事に伴う消火栓の布設がえ事業費の確定により消火栓工事負担金を増額したことによるものです。

10款 . 教育費では2,871千円を増額補正しております。

内容としましては、中学校6校に理科教材を購入するための備品購入費や準要保護児童就学援助費などを増額する一方、公民館建設費補助金の減額などを行うものです。

なお、今回の中学校への理科教材購入につきましては、緒方記念科学振興財団からの寄付金を活用して行うものであります。

11款 . 災害復旧費は20,600千円を減額補正しております。

これは事業費の確定に伴う農業用施設災害復旧費の減額であります。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、11款・分担金及び負担金は3,089千円を増額補正しております。

13款・国庫支出金は92,218千円を減額補正しております。

これは決算見込みなどにより生活保護費や社会資本整備総合交付金などを減額したことによるものです。

14款・県支出金につきましては4,702千円を減額補正しております。

内容としましては、担い手確保・経営強化支援事業補助金などを増額する一方、農地耕作条件改善事業補助金や現年発生農業用施設災害復旧費などの減額を行うものです。

15款・財産収入では不動産売払収入14,802千円を増額補正しております。

16款・寄付金では102,498千円を増額補正しております。

内容としましては、ふるさと寄付金が1億円、その他、まちづくり支援自動販売機寄付金、総務費寄付金、教育費寄付金で合計2,498千円の寄付をいただいたものです。今後、本市の貴重な財源として活用させていただくとともに、寄付をいただきましたの方々に対しまして、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

17款・繰入金は58,454千円を減額補正しております。

これは歳出の減額補正による財政調整基金からの繰り入れの減額及び大河ドラマ招致事業費の県補助金への財源更正によるものです。

19款・諸収入は6,079千円を減額補正しております。

これは特定空家等解体工事代執行負担金などを減額したことなどによるものです。

20款・市債は消防施設整備事業費などについて増額を行う一方、地方債対象事業費の確定に伴う地方債借入額の調整などによる減額で、60,200千円を減額補正しております。

第2表 継続費補正では、市民文化会館整備推進費の事業名、総額及び年割額の変更を行っております。

第3表 繰越明許費補正では、三橋庁舎空調設備改修事業費など13件につきまして翌年度への予算繰り越しを行っております。

第4表 債務負担行為補正では、両開・皿垣開漁港浚渫事業費など8件につきまして追加及び限度額の変更を行っております。

第5表 地方債補正では、ピアス跡地アスベスト除去及び建物等解体事業費など7件につきまして借り入れ限度額の変更を行っております。

次に、議案第2号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、保険基盤安定負担金の確定に伴い、必要な額を減額するもので、

あわせて前年度繰越金の調整を行っております。

歳出においては、2款・保険給付費を315,520千円増額し、8款・予備費も56,421千円増額いたしております。

歳入においては、保険給付費の増加に伴い、3款・県支出金を321,775千円増額し、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れる基盤安定繰入金等を13,432千円減額し、6款・繰越金を63,598千円増額いたしております。このため、歳入歳出それぞれ371,941千円を増額し、補正後の予算額を9,472,051千円とするものであります。

次に、議案第3号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、保険基盤安定負担金の確定に伴い、必要な額を減額するもので、あわせて前年度繰越金の調整を行っております。

歳出においては、基盤安定負担金を含む後期高齢者医療広域連合納付金を8,632千円減額いたしております。

歳入においては、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れる保険基盤安定繰入金を8,878千円減額し、前年度繰越金を246千円増額いたしております。このため、歳入歳出それぞれ8,632千円を減額し、補正後の予算額を1,025,368千円とするものであります。

次に、議案第4号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、国庫補助事業等の確定に伴う事業費、国庫補助金及び市債の減額と繰越金の増額が主なものであります。このため、歳入歳出それぞれ1,203千円を減額し、補正後の予算総額を953,443千円とするものであります。

このほか、第2表 繰越明許費では、下水道費の一部につきまして翌年度への予算繰り越しを提案しております。また、第3表 地方債補正では、借り入れ限度額の変更を行っております。

次に、議案第5号 平成31年度柳川市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度の予算編成の基本的な考え方といたしましては、平成30年6月に作成しました第2次柳川市総合計画の4つの政策目標を達成するための各施策を引き続き計上し、その中でも「子育て支援」「豊かで安全・安心な市民生活の実現」「教育環境の整備」「観光振興」「産業の活性化」の5つの柱のもと、施策展開を図ることとしております。

また、合併算定がえによる優遇措置が平成27年度から段階的に縮減されていることにより、普通交付税がさらに減額されることが見込まれます。そのため、例年以上に健全な財政の確保に留意しつつ、限られた資源の有効活用、事業の選択と集中、行政と住民の皆さんとの役割分担などを念頭に、決算審査特別委員会や監査委員の意見要望を踏まえて予算編成に臨んだところであります。

このようにして編成しました結果、予算規模としましては、歳入歳出ともに31,968,000千円となり、前年度の当初予算と比較しますと、額にして2,667,000千円、率にして9.1%の増額となっております。

それでは、予算の内容につきまして、前年度との比較により歳入の特徴的なところから御説明いたします。

まず、市税は、平成30年度の収納見込み、税法の改正及び現下の景気状況などを勘案し、前年度より78,898千円増の6,268,611千円を計上しております。

次に、地方消費税交付金は、平成30年度の交付見込み額や国の地方財政計画等から、前年度より11,000千円減の1,119,000千円を計上しております。

次に、地方交付税につきましては、普通交付税が国の地方財政計画や平成30年度交付額を参考に前年度より50,000千円減の72億円を計上し、特別交付税が前年同額の1,150,000千円を計上しております。

次に、繰入金は、財政調整基金やふるさと元気応援基金などから繰り入れ、前年度より874,214千円増の1,610,360千円を計上しております。

次に、市債は、前年度より1,672,900千円増の4,620,200千円を計上しております。これにより平成31年度末の市債残高は、前年度末と比較して1,723,386千円増の34,447,167千円となる見込みであり、今回の市債借入額に対する普通交付税への算入額は借入額の約65.8%に相当する3,040,805千円と試算しております。

また、合併特例事業債は、道路整備事業など16事業に3,025,100千円を計上しており、この結果、平成31年度末の借り入れ見込み総額は普通建設事業分で24,865,600千円となります。

次に、歳出の特徴的なものについて御説明いたします。

初めに、議会費は前年度より5,017千円減の226,335千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、平成30年度に実施された市議会議員選挙により議員定数が1名削減され、21名になったことに伴う議員報酬の減額などによるものであります。

次に、総務費は前年度より195,387千円増の2,908,188千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、ピアス跡地アスベスト除去及び建物等解体工事費や柳川庁舎外壁改修工事費を計上したことによるものであります。

そのほか、予算の主なものとしましては、庁舎管理などの財産管理費、電算推進費、定住促進事業を初めとした企画費、参議院議員通常選挙などの各選挙費、徴税费、指定統計費などであります。

次に、民生費は前年度より510,909千円増の12,358,351千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、介護給付費や訓練等給付費等のサービス利用者の増加のほか、低所得者・子育て世帯向けプレミアム商品券事業費や老朽化した柳光園の整備を行うための柳光園

施設整備補助金を新たに計上したことによるものであります。

また、保育所運営等事業費につきましては、平成31年10月に実施される幼児教育無償化に対応した予算となっております。

次に、衛生費は前年度より543,243千円増の2,831,986千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、みやま市と共同で建設を進めております火葬場について、有明生活環境施設組合に対する負担金が増額になったこと及び柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業費の増額によるものです。

そのほか、生ごみ処理機等の購入補助金の拡充や廃棄物の3R推進事業強化などの予算の重点化を行うことで、可燃ごみ減量化を図っていくこととしております。

次に、労働費は前年度より646千円増の13,489千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、シルバー人材センター高齢者活用現役世代雇用サポート事業補助金が増額になったことなどによるものです。

次に、農林水産業費は前年度より160,340千円減の2,514,216千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、農地耕作条件改善事業費補助金や両開地区ノリ共同加工施設整備事業の終了による設置補助金の減等によるものです。

農業関係では、農業振興費として、各種農業施設、機械整備への補助のほか、国や県の補助事業を適切に活用するために農地中間管理機構への農地の集約など、国や県の補助事業に合わせた条件の整備を進めていくこととしております。

農地・クリーク保全関係では、国や県の事業を活用しながらクリーク防災機能保全対策事業費やクリーク管理費などを引き続き計上しております。

水産業関係では、ノリ共同加工施設整備事業補助金につきまして、国の補助事業を活用する予定の沖端地区への設置補助金を計上しております。

次に、商工費は前年度より109,275千円減の898,213千円を計上しておりますが、この減額の主な要因は、ホテル誘致建設費補助金の減、柳川市・西鉄グループ連携デスティネーションキャンペーン負担金の減等によるものです。

商工振興関係では、商店街活性化対策費、新規起業・創業支援事業費などを計上しております。

また、観光費では、福岡市を中心とした欧米豪に対するプロモーション活動の負担金として福岡市等連携米国市場プロモーション事業負担金を新たに計上したほか、柳川観光第2のエンジン創出事業の進捗に伴い、社会教育費よりむつごろうランド費を移管しております。

次に、土木費は前年度より318,376千円増の2,134,283千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、社会資本整備総合交付金を活用した橋梁長寿命化に係る経費を計上したことのほか、中島谷垣開線道路整備事業費や京町上宮永町線道路整備事業費を新たに計上したことなどによるものであります。

予算の主なものとしては、生活基盤道路の整備費や塩塚川高潮対策番所橋架替事業費、沖端水天宮周辺整備事業費、住宅管理費などであります。

次に、消防費は前年度より51,872千円増の925,649千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、東部出張所消防ポンプ自動車の更新費用や防災行政無線屋外拡声子局増設工事費を計上したことなどによるものです。

予算の主なものとしては、筑後地域消防通信指令事務協議会事務費負担金のほか、東部出張所消防ポンプ自動車や消防団第17分団、19分団のポンプ車の更新費用などを計上しております。

次に、教育費は前年度より1,210,418千円増の3,965,021千円を計上しておりますが、この増額の主な要因は、市民文化会館整備推進費の事業進捗に伴う増額や矢ヶ部小学校校舎大規模改造事業や新たに学校施設等長寿命化計画策定業務委託料を計上したことなどによるものです。

このほか、予算の主なものとしましては、小・中学校の管理費のほか、地域学校協働活動事業、コミュニティ施設費、オリンピックキャンプ受け入れに向けた地域おこし協力隊の活動経費、オリンピックキャンプ受入事業負担金などを計上しております。

次に、公債費は前年度より110,469千円増の3,142,172千円を計上しておりますが、この増額の要因は、平成27年度の柳川駅東部土地区画整理事業や小中学校空調設備設置事業費などの借入額の大きな事業の元金償還が開始されたことに伴うものです。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。

また、第2表では、柳川市市民協働のまちづくり事業補助金など16事業の債務負担行為を、第3表では、ピアス跡地アスベスト除去及び建物等解体事業費など27事業に係る地方債をあわせて御提案申し上げます。

なお、予算の具体的な内容につきましては、お手元に配付しております予算書及び予算関係提案理由説明資料に記載しておりますので、ごらんいただきますようお願いを申し上げます。

次に、議案第6号 平成31年度柳川市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模といたしましては、予算総額を歳入歳出ともに9,410,910千円といたしております。

平成31年度の保険給付費につきましては、全国的な医療費の増加傾向を勘案して、前年度当初予算の8.2%増と見込んで歳出を増額しております。

これにつきましては、平成30年度からの国民健康保険の県単位化によりまして本市の療養給付費相当額が福岡県から全額交付されますので、歳入にも同額を普通交付金として計上いたしております。

次に、議案第7号 平成31年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模は予算総額を歳入歳出ともに1,085,000千円といたしております。

本会計の歳出といたしましては、保険料の徴収に伴う事務経費と後期高齢者医療広域連合への納付金が主なものであります。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金と被保険者からの保険料で賄うようになっております。

次に、議案第8号 平成31年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度の予算規模としましては、歳入歳出それぞれ632千円を計上しております。

歳出においては、事業費22千円、公債費610千円を計上しております。

歳入では、県補助金26千円、繰越金344千円、諸収入262千円を計上しております。

なお、新築資金等の貸し付け事業は平成8年度をもって終了しており、借受人からの元利収入及び公債費の償還事業が主な内容であります。

次に、議案第9号 平成31年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度予算については、平成30年度と同様に、予算総額を歳入歳出ともに5千円の科目開設の予算といたしております。

この特別会計は、事業の執行に当たって用地を先行取得することにより、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したものであります。

次に、議案第10号 平成31年度柳川市下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模といたしましては、歳入歳出それぞれ999,967千円といたしております。

歳入予算につきましては、主なものとして、下水道使用料167,300千円、国庫支出金78,680千円、市債193,900千円、繰入金529,182千円を計上いたしております。

歳出予算につきましては、主なものとして、管渠の布設工事費及び施設の維持管理費などを含む下水道費446,241千円、公債費513,683千円を計上し、公共下水道の整備及び普及を図っていく予定であります。

また、第2表では、公共下水道事業に係る地方債をあわせて御提案申し上げます。

次に、議案第11号 平成31年度柳川市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、事業収益を1,399,186千円、事業費用を1,371,629千円計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は303,684千円、支出は621,171千円計上いたし、資本的収入額が資本的支出額に不足する額317,487千円は損益勘定留保資金等で補填

する予定にいたしております。

なお、議案第5号から議案第11号までの平成31年度予算関連の7議案の内容、詳細については、既に配付しております予算書及び予算関係提案理由説明資料にまとめておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（樽見哲也君）

次に、議案第12号から議案第20号までの9議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第12号から議案第14号までの条例案3議案及びその他6議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第12号 柳川市公共施設維持整備等基金条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、老朽化が進んでいる公共施設の維持補修に係る経費について、その財源を確保するために必要な事項を条例制定しようとするものであります。

老朽化した施設の維持管理に係る経費につきましては、市財政の大きな負担となりますので、本基金を創設し、積み立てを行い、その財源を確保することで後年度の財政負担の軽減を図るものであります。

概略を申し上げますと、第1条は基金の設置目的、第2条は基金の積み立て方法、第3条は基金の管理方法、第4条は運用益金の処理、第5条は繰替運用、第6条は基金積立額に係る処分、第7条は委任について定めております。

次に、議案第13号 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金等の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者の保証人の選定を任意とし、それぞれの貸し付け利率について定めるほか、償還方法に月賦償還を追加するものです。

次に、議案第14号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、本年4月1日から専門職大学が創設されます。また、専門職大学は同法が規定する大学に含まれ、前期課程及び後期課程の区分制課程も導入することができ、前期課程の修了者は短期大学の卒業者と同等のものとし

て取り扱うこととなるため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第15号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について御説明申し上げます。

本案は、開発計画や私有道路の寄付採納のほか、市道の道路改良事業や国県道事業により25路線の新規認定及び10路線の変更認定を行うとともに、通行上、機能を果たしていない9路線を廃止するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第16号 和解及び損害賠償額の決定について御説明申し上げます。

本案は、平成30年6月22日午前10時35分ごろ、柳川市職員が大和庁舎から柳川市矢加部の現場に向かうため、公用車で国道208号線を北上中、柳川市三橋町高畑191番地先で飲食店に進入しようとして停車していた相手方車両に後方から追突し、負傷させた事故の和解の金額が決定したため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第17号 柳川市民会館の指定管理者の指定期間の変更について御説明申し上げます。

本件は、柳川市民会館の指定管理者の指定期間を変更するため、議会の議決を求めるものです。

柳川市民会館の指定管理の期間につきましては、平成29年12月5日、第65号議案において、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間として議決いただいております。当初は平成32年4月に柳川市民文化会館を開館し、それとあわせ、柳川市民会館の機能を市民文化会館へ移転する予定としておりましたが、建築工事の落札まで3度の入札を行ったことなどにより整備スケジュールがおくれ、平成32年4月からの機能移転が難しくなっております。現在、平成32年5月の施設完成、平成32年内の開館に向けて整備を進めており、新施設への円滑な機能移転のために、現市民会館の指定管理の期間を平成32年12月31日まで9カ月延長しようとするものであります。

次に、議案第18号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成31年3月31日限り、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が解散により福岡県市町村職員退職手当組合から脱退し、平成31年4月1日からふくおか県央環境広域施設組合が新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入いたします。これに伴い、福岡県市町村職員退職手当組規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第19号 有明生活環境施設組合の共同処理する事務の変更及び有明生活環境施設組規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、有明生活環境施設組合の共同処理する事務に関し、当該規約の一部を変更する必

要が生じたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

主な内容を申し上げますと、現在、みやま市に建設中の新火葬施設の供用開始後、本市とみやま市が負担する管理運営経費の負担割合を均等割20%、火葬件数割80%と定め、また、新火葬施設の供用開始に伴い、平成32年3月31日限りで閉鎖される現在の有峰苑の管理運営の負担割合の項目を削除するものであります。

次に、議案第20号 筑後地域消防通信指令事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

本案は、平成31年4月1日から久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する消防に関する事務に大川市に係るものが追加されることから、平成31年3月31日限り筑後地域消防通信指令事務協議会から大川市が脱退いたします。これに伴い、筑後地域消防通信指令事務協議会を設ける地方公共団体の数を減少し、筑後地域消防通信指令事務協議会規約の一部を変更する必要があるため、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第252条の6のその例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第4 報告について

議長（樽見哲也君）

日程4．報告について。

報告第1号 専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定）について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程4．報告第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成30年12月28日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、平成30年11月7日午後1時45分ごろ、柳川市職員が柳川庁舎から訪問先へ向かうため、公用車で庁舎東側の道路を南下し直進していたところ、上宮永町303番地地先の3差路で、左側から進入してきた相手方の車と衝突し、公用車の左側面と相手方車両の前部が破損したものです。

この事故に係る損害賠償額を38,260円と決定し、相手側と示談したところです。

なお、損害賠償額は全国市有物件災害共済会の保険で補填いたしております。

議長（樽見哲也君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全

員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時3分 散会

平成31年3月4（月曜日）

柳川市議会第1回定例会会議録

平成31年3月4日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	13番	高田千壽輝
14番	諸藤哲男	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	藤丸正勝
18番	田中雅美	19番	伊藤法博
20番	三小田一美	21番	樽見哲也

2.欠席議員

12番	荒木憲
-----	-----

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次									
副市	長	酒見勇次									
教	育	長	沖毅								
総務	部	長	石橋正次								
会計	管	理	者	大淵洋祐							
市民	部	長	椛島謙治								
保健	福	祉	部	長	原忠昭						
建設	部	長	松永泰治								
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	成清博茂
教育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	田尻主範		
消	防	長	木下隆行								
人	事	秘	書	課	長	高田啓介					
総	務	課	長	松藤敏彦							
企	画	課	長	池末勇人							
財	政	課	長	島添守男							
税	務	課	長	川口俊幸							
健	康	づ	く	り	課	長	田島雅彦				
福	祉	課	長	平田敬介							
学	校	教	育	課	長	田中勝裕					
生	涯	学	習	課	長	袖崎朋洋					
建	設	課	長	待鳥哲							
農	政	課	長	木下隆							
水	路	課	長	松永久							

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽見孝則						
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内田猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳永喜美香			

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

議案第1号 平成30年度柳川市一般会計補正予算(第5号)について

議案第2号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

について

議案第3号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

について

議案第4号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

議案第5号 平成31年度柳川市一般会計予算について

議案第6号 平成31年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第7号 平成31年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第8号 平成31年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第9号 平成31年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第10号 平成31年度柳川市下水道事業特別会計予算について

議案第11号 平成31年度柳川市水道事業会計予算について

議案第12号 柳川市公共施設維持整備等基金条例の制定について

議案第13号 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

議案第14号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並び
に布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例等
の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

議案第16号 和解及び損害賠償額の決定について

議案第17号 柳川市民会館の指定管理者の指定期間の変更について

議案第18号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数
の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更につい
て

議案第19号 有明生活環境施設組合の共同処理する事務の変更及び有明生
活環境施設組合同約の変更について

議案第20号 筑後地域消防通信指令事務協議会を設ける地方公共団体の数
の減少及び筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関
する協議について

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員18名、定足数であります。よって、ただいまから本

日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（樽見哲也君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをのらないようお願いしておきます。

議案第1号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について、議案第2号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第3号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について及び議案第4号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第5号）については、総務委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第2号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第3号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第4号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、建設経済委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第5号 平成31年度柳川市一般会計予算について、議案第6号 平成31年度柳

川市国民健康保険特別会計予算について、議案第7号 平成31年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第8号 平成31年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について、議案第9号 平成31年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について、議案第10号 平成31年度柳川市下水道事業特別会計予算について及び議案第11号 平成31年度柳川市水道事業会計予算についての以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

5番（新谷信次郎君）

議長、議案第5号 平成31年度柳川市一般会計予算についての質疑を行います。よろしいでしょうか。

議長（樽見哲也君）

はい。

5番（新谷信次郎君）

一般会計予算書60ページ、17款・繰入金1,610,360千円、前年度より874,214千円増額、伸び率は118.8%になります。次に、68ページ、20款・市債4,620,200千円、前年度より1,672,900千円増額、伸び率56.8%になります。市債の残高は34,447,167千円となっています。

ちなみに、平成30年度は繰入金736,146千円、伸び率138.6%、市債2,947,300千円、伸び率58.3%でした。

繰入金、市債ともに2年続けて高い伸び率となっています。この点は市民も大変心配することと思います。来年度以降どうなるのでしょうか、質問いたします。よろしく願います。

財政課長（島添守男君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

繰入金が増加した理由については、火葬施設、一般廃棄物処理施設、市民文化会館といった大型事業の進捗により財源としての繰り入れが増加したことによるものです。また、市債借り入れが増加した理由についても、同様にこれら大型事業の進捗により、その財源として借り入れが増加したことによります。

今後の推移につきましては、昨年11月に策定しました中期財政計画に沿って御説明いたします。

まず、基金の繰り入れにつきましては、平成32年度に10億円、平成33年度に11億円、平成34年度に16億円、平成35年度に18億円の繰り入れを見込んでいます。

次に、市債借り入れにつきましては、平成32年度に40億円、平成33年度に38億円、平成34年度に19億円、平成35年度に14億円の借り入れを見込んでおります。

最後に、市債残高につきましては、平成32年度末で365億円、平成33年度末で375億円、平

成34年度末で363億円、平成35年度末で344億円と見込んでおり、冒頭に述べました大型事業が完了する平成33年度をピークに、以降は徐々に減少していくものと見込んでおります。

なお、本市は平成17年3月に合併した合併団体であるため、非常に有利な財源である合併特例債という地方債を活用して事業を展開することができます。この合併特例債は市が借入れを行う地方債であるものの、後年度の元利償還金の70%が普通交付税で措置されるものです。当初は合併後10年間で合併特例債活用期間でありましたが、その後、延長され、合併後20年間の平成36年度まで活用することができます。市が行っている大型事業につきましても、その財源として合併特例債を初めとした交付税措置が高い地方債を優先的に活用しているところです。したがって、市債残高には後年度の交付税で措置される部分が含まれており、平成35年度末の市債残高344億円のうち約75%の258億円は交付税で措置されますので、実質的な借入れ残高は86億円となります。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

今の財政課の答弁におきまして、特に、市債残高については見通しを持っておられるということがわかりました。しかし、この合併特例債等、地方債の有利な条件が終了する以降を含めて、今後も市の財政は非常に厳しい状態が続くのではないかと懸念されます。

財政の健全化に向けて計画をしっかりと立てていかななくてはならないということを認識して、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第5号 平成31年度柳川市一般会計予算については、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により全議員21名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました全議員21名を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたい

と思います。

お諮りいたします。議案第6号 平成31年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第7号 平成31年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第8号 平成31年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第9号 平成31年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第10号 平成31年度柳川市下水道事業特別会計予算については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第11号 平成31年度柳川市水道事業会計予算については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第12号 柳川市公共施設維持整備等基金条例の制定について、議案第13号 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第14号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道

技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第12号 柳川市公共施設維持整備等基金条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第13号 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第15号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について、議案第16号 和解及び損害賠償額の決定について、議案第17号 柳川市民会館の指定管理者の指定期間の変更について、議案第18号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第19号 有明生活環境施設組合の共同処理する事務の変更及び有明生活環境施設組合規約の変更について及び議案第20号 筑後地域消防通信指令事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議についての以上6議案を一括議題といたします。

6議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第15号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第16号 和解及び損害賠償額の決定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市民会館の指定管理者の指定期間の変更については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第18号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第19号 有明生活環境施設組合の共同処理する事務の変更及び有明生活環境施設組合同約の変更については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第20号 筑後地域消防通信指令事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議については、委員

会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時19分 散会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成31年3月6日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
16番	緒方寿光	17番	藤丸正勝
18番	田中雅美	19番	伊藤法博
20番	三小田一美	21番	樽見哲也

2.欠席議員

15番 矢ヶ部 広 巳

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	大	淵	洋	祐
市	民	椛	島	謙	治
保	健	原		忠	昭
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
経	済	田	尻	主	範
部	長	木	下	隆	行
兼	大	高	田	啓	介
和	庁	松	藤	敏	彦
庁	舎	池	末	勇	人
舎	長	島	添	守	男
教	育	川	口	俊	幸
部	長	田	島	雅	彦
兼	三	平	田	敬	介
橋	庁	田	中	勝	裕
庁	舎	袖	崎	朋	洋
舎	長	待	鳥		哲
長		木	下		隆
消	防	松	永		久
人	事	乗	富	由	美
秘	書	武	田	真	子
課	長	松	藤	満	治
総	務	古	賀	和	也
課	長				明
企	画				
課	長				
財	政				
課	長				
税	務				
課	長				
健	康				
づ	く				
り	課				
課	長				
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
子	育				
て	支				
援	課				
課	長				
生	活				
環	境				
課	長				
観	光				
課	長				
商	工				
・	ブ				
ラ	ン				
ド	振				
興	課				
長					

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	議	徳	永	喜	美
事	務	局	議	事	係			香	
長									

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	5番 新谷 信次郎	1. 幼児教育の無償化について 2. 教職員の長時間労働改善について 3. 柳川市立小中学校35人以下学級の実現を 4. 佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画について
2	7番 菊次 太丸	1. 民生児童委員の費用弁償は適正か 2. インフルエンザワクチン公費助成は 3. 義務教育における教材費無償化に向けた学校間の教材費の平準化の議論は
3	13番 高田 千壽輝	1. 観光客の動態について (1) 近年の客数 (2) 外国人の数 (3) リピーター率 (4) ボランティアガイドの活用 (5) 観光案内所での外国語対応 2. 幼稚園・保育園の無償化について
4	19番 伊藤 法博	1. 柳川農業の進むべき方向 2. いきがい農園について
5	16番 緒方 寿光	1. 市長の「市経常経費削減」へ向けての方針と具体的施策は 2. 市役所の「組織機構等の見直し」が必要では。方針は 3. さらなる「観光振興」と「滞在型観光」へ向けての施策はいかに

午前10時 開議

議長(樽見哲也君)

本日の出席議員18名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。
一般質問に入る前に報告いたします。

3月4日の本会議において設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告いたします。

委員長は佐々木創主議員、副委員長は江口義明議員に決定いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（樽見哲也君）

日程１．一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第１順位、５番新谷信次郎議員の発言を許します。

５番（新谷信次郎君）（登壇）

議長のお許しが出ましたので、一般質問を行います。５番新谷信次郎です。平成最後の柳川市議会定例会において一番手で一般質問を行う名誉を得ました。その名誉に感謝して一般質問を行います。

「降る雪や明治は遠くなりけり」は、中村草田男が昭和６年、1931年につくった俳句です。平成の時代が終わろうとしている現在、昭和生まれの私たちの心境は「降る雪や昭和は遠くなりけり」でしょうか。私自身は美空ひばりが東京の病院で亡くなった1989年、平成元年６月24日に「ひばり去り昭和は遠くなりけり」と思いました。

平成とはどういう時代だったのでしょうか。1995年、平成７年１月7日、阪神・淡路大震災、2011年、平成23年、東日本大震災が起きました。東日本大震災、あと５日で震災８年目を迎えます。亡くなられた方々への哀悼の意を表したいと思えます。

現在も5万1,778名の避難者がおられます。NHKの報道によると、福島県では震災関連死と認定された人は2,267人で、震災と原発事故から８年がたつ今もふえているという深刻な事態が続いています。

この柳川市でも、1991年、平成３年、台風17号、19号が襲来、2012年、平成24年と2017年、平成29年には九州北部豪雨、2016年、平成28年には熊本地震と、大きな災害が続きました。地震、津波、台風、水害という自然災害にどう対応していくのか。そして、原子力発電についても曲がり角です。いずれも日本の未来を左右する大きな課題です。

そしてまた、本格的な少子・高齢化社会を迎えています。少子化は核家族化、そして家族の解体にも関連していると考えられます。家族の解体は時として家族の悲劇につながります。昨年３月、東京都目黒区で虐待を受けたとされる５歳の女の子が死亡した事件、ことし１月には千葉県野田市の小学４年生の女の子が虐待によって幼い命を落としました。ことし２月20日の朝日新聞社説には、「虐待と児相 見逃した背景にも目を」というタイトルで、この児童相談所では児童福祉司１人当たり約50人の子を担当していたといえます。一人一人に目を注ぐ余裕はどこまであったのかと問題点を指摘しています。

一方、小学校が虐待を発見したこともありました。先月26日、茨城県古河市で８歳の長男に暴行し、けがをさせたとして両親が逮捕されました。長男が通う小学校の担任教師は顔の

あざを見ると市に通報、市職員が警察に通報したといえます。学校は児童・生徒の命を守るセーフティーネットにおいて重要な役割を果たしています。しかし、40人学級には限界があります。そしてまた、教職員の異常な長時間労働が続く状況ではセーフティーネットの役割は果たせません。児童・生徒の命と人権と学習権を守るためには、一人一人の顔が見える30人以下学級であることが必要です。柳川市内小・中学校35人以下学級を実現しようという課題は、児童・生徒の命を守るセーフティーネットの実現に不可欠なステップです。国がいつするかという受け身のままでいつまでも実現できません。地方から中央へ改革を促しているわけではありませんか。

以下の質問は自席において行います。

5番（新谷信次郎君）続

まず、幼児教育の無償化について質問します。

ことし1月の通常国会における安倍首相の施政方針演説は、全世代型社会保障への転換をうたっています。その具体策として教育無償化を目指しています。子供たちを産み育てやすい日本へと大きく転換していく。そのことによって希望出生率1.8の実現を目指します。そして、10月から3歳から5歳まで、全ての子供たちの幼児教育を無償化いたします。小学校、中学校9年間の普通教育無償化以来、実に70年ぶりの大改革でありますと声を大にしています。

そこで、本市における幼児教育無償化について質問します。

本年10月から実施される幼児教育無償化を柳川市としてどう進めるのでしょうか。まず、そこから質問いたします。

保健福祉部長（原 忠昭君）

新谷議員御質問の本市の子育て支援をどう進めるのかということについてお答えをいたします。

本市では平成27年度を初年度とする子ども・子育て支援事業計画に基づき、「柳川でよかった！ともにはぐくみ、支える、子育てのまち」を基本理念として、地域や社会全体で子供の成長に寄り添い、支えることで、安心して子供を産み育てることのできるまちを目指し、各施策に取り組んでいるところでございます。

本計画が平成31年度末をもって終了することから、これまでの取り組みの評価、検証を行い、平成32年度を初年度とする第2期の基本計画を策定し、基本理念の実現に向けて、地域における子育ての支援や児童虐待防止対策の充実など、基本目標の設定について検討をし、取り組みを進めていくこととしております。

平成31年度における子育て支援充実の具体的なものとしまして、ファミリーサポート事業の利用料負担軽減や障害児保育事業補助金の拡充、さらに第3子在宅手当の増額などに取り組みたいと考えております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

次に、幼児教育無償化の意義ということについてどのように受けとめておられるか、お願いいたします。

保健福祉部長（原 忠昭君）

幼児教育無償化の意義はとの御質問にお答えをいたします。

子供たちにとって幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要なことでございます。また、20代や30代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからということが最大の理由と言われているそうです。本年10月からの消費税率の引き上げによる財源を活用し、少子・高齢化の課題に正面から取り組み、その中で実施される幼児教育の無償化は少子化対策として特に重要な意義を持つものと考えております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

幼児教育の無償化、そして、本市における子育てについてしっかりと方針を持って取り組んでおられることを受けとめました。

そこで、実際的に本市の幼稚園及び認可外を含む保育園施設の数と受け入れ数はどういう状況でしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

本市の幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設の数と受け入れ人数についてお答えいたします。

2月1日現在におきまして、まず幼稚園は4園ありまして、そのうち新制度に移行した幼稚園が2園あります。53人を受け入れています。また、保育所は19園で2,076人、認定こども園は2園で240人を受け入れております。合計いたしますと23園で2,369人となります。これらの施設の利用料が3歳から5歳の全ての子供について無償化され、ゼロ歳から2歳の子供については住民税非課税世帯のみ無償化されることとなります。

次に、認可外保育施設として、企業主導型保育所がいきいき保育園、みつばち保育園の2園、事業所内保育所などが長田病院のアリス保育園、ヤクルト販売の柳川保育所、無名舎こどもの家の3園がございます。このほか、一時預かりのみで運営している施設が1カ所ございます。これらの施設の利用料につきましては、保育の必要性が認定された場合に無償化されることとなります。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

今回の幼児教育無償化について、保護者、関係施設等への周知、広報をどうするのでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

保護者、関係施設等への周知、広報についてお答えいたします。

幼児教育の無償化は大きな制度の変わり目であります。制度についての周知、広報は、保護者等の混乱を避けるためにも極めて重要であると考えております。国からの詳細な方針や通知が決定されるのが早くて6月中ぐらいではないかと予想されますが、その後、速やかに市報やホームページなども活用しながら、保護者、関係機関等への周知、広報に努めてまいります。

なお、既に保育所等を利用されている保護者については、なるべく負担にならないように、通園されている施設を通じて制度に関する説明会等を開催するなど、周知徹底を行う予定でございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

無償化を期待されている保護者は早く正確な情報を知りたいと望んでおられるでしょうか、関係機関と連携して、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次に、無償化に向けて予想される課題について質問します。

3歳から5歳の待機児童の状況はどうなっていますでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

待機児童の状況はとの御質問にお答えいたします。

本年4月1日入所申し込みでは、現在のところ待機児童は発生していない状況でございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

無償化を想定して入所希望がふえないでしょうか。その点はどうでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

無償化が始まりますと、保育の需要はふえていくということは私どもとしても予想しているところではございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

そのことを踏まえて、保育士が柳川市においても不足しているのではないかと聞いています。当市における保育士不足の状況と対策はどうでしょうか。

ちなみに、筑後市は2019年度予算において、保育士等確保支援事業と題して、就職や奨学金の返還支援、家賃助成など、10種類の施策を行うとして5,240千円の予算案を組んでいま

す。柳川市も対策が必要ではないでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

保育士不足の状況といたしましては、本年4月1日入所申し込み時点で、既に保育士不足によって19カ所のうち5カ所の施設が新規のゼロ歳児、1歳児を受け入れることができない状況となっております。また、無償化によって保育の需要が増大し、全国的に保育士確保が厳しくなることが予想されています。

このようなことから、保育士不足対策の本市としての1点目といたしましては、福岡県が本年1月から運営を開始いたしました福岡県保育士就業マッチングサイトほいく福岡の活用がございまして。これは人材を求める施設と働く意思のある保育士がそれぞれ求人、求職の登録をし、就職に結びつけることを目的に開設をされています。職業紹介だけでなく、各種研修や相談の情報提供もあります。このサイトの周知を行うことで、少しでも保育士不足解消につながるよう努めてまいります。

対策の2点目といたしましては、本議会に提案をしております平成31年度予算で取り組むことにしております本市独自の第3子在宅手当を増額することとでございます。これは子供が小さいうちは在宅で子育てに専念したいという親の思いを後押しすることが主な目的です。第3子在宅手当の改正案といたしまして、18歳までの子供が3人以上いる家庭で、3人目以降の幼児教育無償化前のゼロ歳から3歳未満の子供を在宅で養育している場合、月額7千円の手当を支給するものでございます。所得制限は市民税所得割額77,100円未満の世帯とさせていただきます。

なお、当初予算として10,628千円を計上させていただきます。

また、ゼロ歳児を保育所に預ける場合、ゼロ歳児3名に対して保育士1名を配置しなければならないというのが国の基準でございます。在宅で養育される子供がふえるということになりますと、保育士の配置人数を抑えられ、保育士不足対策にもつながるのではないかと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

幼児教育の受け入れるキャパシティーがあるのに、保育士不足で受け入れられないということになりますと非常に大きな問題となります。今後も保育士不足解消に向けて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、無認可保育所について市としてどう対応するかということについてお聞きします。

2018年12月28日、関係閣僚合意では、保育の必要性のある子供については認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象とする。無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県に届け出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことを必要とする。ただし、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設

けるとしています。国は無認可保育所に通う子供も無償化の対象とする方針です。市としてはいかがでしょうか。

保健福祉部長（原 忠昭君）

御質問にお答えをいたします。

新谷議員御指摘のとおり、無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県に届け出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが条件とされ、その経過措置として5年間の猶予期間を設けることとされているところでございます。このことは現時点では国の基準を満たしていなくても認可外保育施設も無償化の対象となり得るということでございまして、あわせてその猶予期間内に保育の質の確保、向上に向けて国の基準を満たすように助言、指導を行い、施設側はその実現に向けて努力することが求められているところでございます。

また、認可外保育施設について、保育士の配置や園児の安全性確保の観点から、無償化の対象とすることが妥当かどうかという検討が必要な場合には市町村で新たな基準を定めて対応しなければならないこととされており、本市といたしましても、各施設に対して保育士の配置、園児の安全性の確保に努力をしていただき、基準を満たす無償化の対象施設となるように助言、指導をしてまいりたいと考えております。

今後、速やかに市内の認可外保育施設の実情等について詳細に調査を行い、その結果を踏まえて、他の市町村の状況も情報収集しながら、市の新たな基準を定める条例の必要性について慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

本年10月施行の幼児教育の無償化について、遺漏なく円滑に実施をし、子供の健やかな成長につながるように、子供を産み育てやすい環境の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

無認可保育施設もそれぞれの取り組みなり、あるいはそれぞれの家庭の状況で無認可の保育所に預けなくてはならないという場合もあると思います。そういうことも踏まえまして、国の施策で幼児教育無償化が実施されるならば、3歳から5歳の全ての子供が無償化となるように取り組んでいただきたいと思います。

以上、幼児教育無償化についての質問を終わります。

次に、教職員の長時間労働改善についてお聞きします。

福岡県議会は昨年12月議会で、国に対して学校における働き方改革の実現を強く求める意見書を可決しました。その意見書には「学校における教職員の働き方について社会的な関心が高まっているが、学校現場では、いまだに実感できる働き方改革とまでには至っていない。本年6月には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」が可決・成立したが、時間外労働の上限規制については教員が適用外となったことは遺憾である。」と

して、国に対する意見書を提出しました。教職員の働き方改革が実のある真の改革となるよう、さまざまな方面から声が上がっているのです。

そこで、お聞きします。

昨年12月議会で質問しました教職員の出退勤記録について、その結果が出ていますならば公表をお願いします。

また、教職員は、超過勤務手当は教職調整額の4%、時間としては8時間相当分以外はつきません。ですから、原則として超過勤務は命ずることができないわけです。及びそのことを踏まえて、文部科学省の示すガイドラインと今回の出退勤記録の実際の記録と比較してどのような印象を持たれたのか、あわせてお答えをお願いしたいと思います。

学校教育課長（田中勝裕君）

新谷議員の御質問にお答えをいたします。

まずは平成30年12月に実施をいたしました教職員の出勤、退勤時間の調査結果を申し上げます。

なお、学校に来てから帰るまでの時間を勤務時間とみなし、その勤務時間と平日1日の勤務時間7時間45分の差を超過勤務の時間としております。したがって、多くの先生方が8時前後に出勤されており、出勤から始業開始までの時間が1日平均38分、12月の1カ月で約11時間ございますけれども、この時間も超過勤務時間とカウントしていることを御理解いただきたいと思います。

12月に超過勤務時間が45時間を超えたのは、小学校は107人で43%、昨年は44%でございました。中学校は78人で68%、前年は73%でございました。また、80時間を超えたのは、小学校は13人で5%、前年は7%でした。中学校は31人で27%、前年は36%でした。以上の結果となっており、45時間と80時間を超えた割合はいずれも減少はいたしております。しかしながら、多くの職員が45時間を超え、中学校においては27%の職員が80時間を超える超過勤務が発生している状況であります。

本年1月25日に文部科学省が示した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインと比較してどのような印象を持たれたかということでございますが、ガイドラインでは1カ月の上限の目安を45時間といたしております。また、特例的な扱いにおいても、連続する複数月の平均時間が80時間を超えないように示されております。このガイドラインに照らして本市の状況を考えますと、改善すべき状態にあると認識しているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

原則、超過勤務手当がつかないので、超過勤務を命ずることができないということで、せめて月45時間以内には超過勤務時間を抑えるようにというのが文科省が示しているガイドラ

インだと思います。しかし、それでも月45時間の超過勤務を超える教員がまだまだたくさんいるということです。しかも、超過勤務80時間という時間は過労死の可能性が出てくるといふ数字です。改善はその端緒についたばかりと言えますので、今後、実のある具体的な長時間労働の改善に向けて、さらに一層取り組んでいただきたいと思います。

続けて、ガイドライン45時間を超える超過勤務の原因とその改善についてはどうでしょうか。

学校教育課長（田中勝裕君）

超過勤務の原因をどう捉えているかとの御質問ですが、小学校、中学校ともに翌日の授業の準備や生徒指導、保護者への対応などが主な原因であると認識しております。また、中学校では、それに加えて部活動の指導がありますので、小学校よりも45時間超過、80時間超過ともに割合が高くなっているものと考えております。

改善策としましては、今年度は定時退校日の設定や部活動の週2日の休養日設定などに取り組んでおります。また、来年度以降の具体的な取り組みに関しましては、本市の教職員の働き方改革取組指針で示すことができるよう、検討を進めているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今、答弁にもありましたけれども、それ以外の、つまり授業の準備以外にもたくさんの業務が教員にはあります。例えば、中学校では学年ごとに会計担当教員を決めます。副教材等の費用を生徒から徴収し、学年末に会計報告をします。これだけでも非常にたくさんの時間と労力を要します。そして、答弁にもありましたように、中学校ではやはり部活動が大きな超過勤務の原因となっています。

その長時間労働改善のために、文部科学省は部活動指導員、スクールサポートスタッフを来年度予算化して配置する予定であります。それらの部活動指導員、スクールサポートスタッフの配置については本市では検討されていますでしょうか。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

外部の部活動指導員やスクールサポートスタッフの配置についてでございますけれども、本市における教職員の働き方改革取組指針を現在作成中でありまして、その中で今後の取り組みとして検討しているところでございます。

この外部の部活動指導員やスクールサポートスタッフを配置するためには多額の予算が必要になります。また、いかにしてその人材を確保するかという課題もございまして、このことから、導入の検討に当たっては、これらの課題を踏まえ、慎重に検討しなければいけないと考えているところでございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

それでは次に、本年4月からやっと導入されるタイムレコーダー導入後の予想される問題点について質問します。

職場にタイムレコーダーがないというのは普通の企業から考えるととても考えられませんけれども、学校では現在までそのような異常な状態が続いてきたわけです。しかし、退勤時、タイムカードを押した後も勤務を継続するのではないかとということが十分予想されます。実際、そういう声が上がっています。教員の学校業務がほとんど削減されていないからです。

しかし、この点については2017年1月20日、厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署の労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインには、使用者は「労働者等が慣習的に労働時間を過小に申告していないかについても確認する必要があります。」とあります。学校に当てはめれば、管理職や市教育委員会がタイムカードを押した後も学校で仕事をしているという状況が当たり前になっていないかどうか、そういう点もきちんと把握すべきであるということになると思います。こうした状態が予想されることについてどう考えられていますか。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

タイムレコーダーを導入いたしたといたしましても、運用上、確かに議員おっしゃるとおり、タイムカードを押した後も勤務を継続するといった懸念がございます。

この問題については、タイムカードの導入によって得た勤務時間の情報が今後の教職員の働き方改革を進める上での基礎データになるという意識づけをしっかりと行い、その上でタイムカードは必ず退勤時に押すよう指導を徹底したいと考えております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

正確な実態が把握できずに、長時間労働が本当に改善できるはずはありません。長時間労働改善の先頭に立たなくてはならない管理職が、仮にこうした実態を黙認したり、一方的な規制に走るようなことがあってはいけません。長時間労働改善についての法律や国、県の示したガイドラインと、何よりも職場の教職員の实態と意見を尊重した真の改善を進めるよう、管理職に対する指導をお願いします。

次に、校内衛生委員会及び市教育委員会における労働安全衛生委員会の設置について質問します。

各学校には校内衛生委員会を設置することが望まれています。校内衛生委員会の役割はどのようなものですか。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

衛生委員会につきましては、労働安全衛生法に基づき、労働者50以上の事業者ごとに設置する必要がございます。しかしながら、本市においてはその要件に該当する学校はございません。

なお、本市においては、12月の一般質問でも答弁したとおり、平成31年度に市内の全ての小・中学校を対象とする総括安全衛生委員会を教育委員会に設置する予定といたしております。まずはその設置を優先させ、各学校への校内衛生委員会の設置につきましては、総括安全衛生委員会での議論を踏まえた上で検討すべきであるというふうに考えているところでございます。

なお、御質問の校内衛生委員会を設置するとした場合のその役割についてでございますけれども、主に勤務中の事故等に関する原因調査、防止対策と勤務環境管理、それと健康診断の結果に基づいた教職員の健康管理、教職員に対する安全衛生教育についての計画の策定、長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止対策などの審議が想定されるのではないかと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

時間の関係もありますので、次に、市の教育委員会のもとに考えられておられます総括安全衛生委員会の構成メンバーについて、使用者、管理職だけでなく、労働時間、労働環境の問題は一般教職員も構成員としてその意見が反映されなくてはならないと思います。現在、総括安全衛生委員会の構成員の検討状況はどうなっていますでしょうか。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

教育委員会では、現在、総括安全衛生委員会を来年度に設置できるよう検討を進めております。議員御質問の委員構成につきましても検討いたしております。

労働安全衛生法では、安全委員会には「当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者」などを委員とするよう規定されております。同様に衛生委員会には「当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者」などを委員にするよう規定をされております。さらには、それらの委員の半数は、労働者の過半数で構成する労働組合がある場合はその推薦に基づき、また、そのような労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない旨、規定をされております。

本市教育委員会に設置する総括安全衛生委員会は、法律の設置義務に基づくものではないため、これらの法律の規定に縛られるものではございませんけれども、その趣旨は尊重すべきであると考えております。このようなことを踏まえまして、現在、検討を進めているところでございます。

5番（新谷信次郎君）

教育委員会のもとに設置を検討されている総括安全衛生委員会に学校職場を代表する一般教職員も委員としていただくようお願いして、この件についての質問を終わりたいと思います。

次に、柳川市立小・中学校35人以下学級の実現について質問します。

今回は特に小学校について質問いたします。

本年1月9日、城内小学校を皮切りに、2月7日、中島小学校まで、19小学校を学校訪問させてもらいました。関係小学校の親切な対応にお礼を申し上げます。

小学校の学校訪問で強い印象として残ったことは、30人以下の学級では一人一人に丁寧な指導が行き届いています。机間巡視できる余裕があり、子供のそばに行き行って個別の指導、声かけができています。しかし、30人以上の学級では机と机の間も狭く、教師が通りにくい。個別指導の余裕がありません。また、ランドセルや学習道具を置く棚も30人以上では足りないところもありました。小学校校長の切なる要望は、せめて35人以下学級にしてほしいということでした。

小学校は現在、1年生だけが35人以下学級であり、2年生以上は40人学級となります。例えば、城内小学校の現在の1年生は、35人以下学級の措置がありますので、20人ずつの2学級です。しかし、県費の加配が来なければ、来年度、2年生では40人、1学級になるということになります。

皆様の手元に配付しています写真で紹介しているのは、柳河小学校2年1組の20名、昭代第二小学校2年2組19名です。指導方法工夫改善担当教員等の加配がなければ、来年度はそれぞれこの倍の人数で1クラスになります。写真は学校長の許可をとっています。ほかにも40人以下35人以上、6学級が該当します。来年度の見通しはどうでしょうか。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

これらの学校の学級編制につきましては、新谷議員御指摘のとおり、福岡県から少人数指導授業を行うために配置基準に加えて配置される、いわゆる加配教員であります指導方法工夫改善担当教員を活用して、2クラスに分けて授業を行っております。

平成31年度の加配教員については、本市に配置される人数が未確定であり、また、学級編制についても作業中であることから、現時点でどの学級がどうなるかなどの具体的な内容についてはお示しすることはできません。しかしながら、教育委員会といたしましても、福岡県と協議をしながら、できるだけ35人以下の少人数学級での対応ができるよう、鋭意努力をしているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

ぜひ先ほど取り上げました小学校の学級においても加配等が配置されて、できるだけ少人数で教育が行えるようお願いしたいと思います。

次に、12月議会で昭代中学校が現在1年生40人ずつの2クラスを来年度3クラスにできないかについて質問いたしました。これらについては市費雇いの講師を複数雇わなくてはならず、市費負担が大きいために困難であるという答弁でした。しかし、児童・生徒の人権、学習権を保障するためにどうしたらよいかという前提を一番先に検討していただきたいというふうに思います。

児童・生徒の人権、学習権を保障するために、みやま市や大牟田市のように自治体によって35人以下学級を実現しているところもあります。小学校の多くの学級が加配を措置したりして35人以下であるのに対し、中学校によっては40人、39人であっても仕方がないとストップをかける教育行政であっていいのでしょうか。その点についてお願いします。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、児童・生徒の人権、学習権を保障することは学校教育の大前提であり、大変重要なことであると思います。昭代中学校の現1学年の件につきましては、12月議会でも答弁したところでありますけれども、教員の配置基準以上に1学級ふやすとなりますと、県費負担での職員配置ではなく、柳川市の負担で雇用することになり、市に新たな多額の財政負担が生じます。確かに県費でも市費でも変わらないという御意見もあるかと思いますが、やはり市としましては活用できる財源は限られておりますので、この点につきましては御理解をいただきたいと考えております。また、財源以外にも全県的に講師が不足している状況もあり、人材の確保も大きな課題でございます。このようなことから、12月議会と同じ答弁になりますが、現状では来年度1クラスふやすことは難しい状況であります。

また、小学校の多くの学級が35人以下であるのに、中学校では40人、39人であってもいいのかということですが、この学級間の児童・生徒数のばらつきにつきましては、各小学校間や各中学校間でも生じている問題であり、現在の学級編制の基準上、避けることができません。この改善のため、12月議会でも答弁したとおり、学級編制の基準については国の制度として少人数学級を推進すべきであるとの立場に立ち、教育長会等を通して、国、県に対し少人数学級の推進、学級編制基準の改定とそれに必要な教職員の配置に関する要望を続け、その実現に努力したいと考えております。

5番（新谷信次郎君）

今の答弁の中で、学級間の児童・生徒数のばらつきというのは、現在の学級編制の基準上、避けることができないということでしたけれども、学校は児童・生徒の命を守るセーフティネットにおいて重要な役割を果たしています。しかし、40人学級では限界があります。今後とも35人以下学級の実現に向けて、鋭意努力を続けてもらいたいと思います。

最後に、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画について質問します。

ことしに入り、昭代地区の区長さんや漁業者の方の意見をお聞きしました。共通しておっしゃられたのは、オスプレイの安全性、騒音について心配があるということと、柳川は佐賀県知事に無視されている、もっときちんと交渉すべきだという意見でした。昨年12月議会では、質問書を佐賀県に出すという市長答弁でした。質問書は出されたでしょうか。その内容と佐賀県側の回答はどうなったでしょうか。

市民部長（椋島謙治君）

新谷議員の御質問にお答えします。

昨年12月末に佐賀県に質問書を提出し、それをもとに、現在、事務レベルで意見交換を行っているところでございます。その内容につきましては、昨年8月に防衛省と佐賀県との間で交わされた合意事項に関することや、航空機の騒音や事故などによる本市への影響を軽減するため、本市が以前から要請しております空港西側からの計器飛行による着陸が可能となるような自動着陸誘導装置、ILSといいますが、その増設について、その進捗状況などの確認を行っているところでございます。

まだ意見交換の途中でございますので、内容について市と佐賀県相互に確認しまして、一定整理がついた上で市議会や市民の皆様へ御報告申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

佐賀県側との意見交換が行われていると、継続されているということを確認しておきたいと思えます。

時間の関係上、1つ質問は飛ばして、オスプレイのデモフライトの必要性について質問します。

前回のデモフライトは1機で、パイロット以外の乗組員がいないなど荷重がかかっていないので、騒音もひどくなかったのではないかと思います。乗組員を最大限乗せて、2機以上でデモフライトをする必要がないでしょうか。また、計器飛行路だけでなく、目視飛行路も飛ぶ必要がないでしょうか。

市民部長（椋島謙治君）

新谷議員の質問にお答えします。

オスプレイのデモフライトにつきましては、平成28年11月8日、九州防衛局により実施をされました。これは本市が佐賀空港から直近で4キロメートルしか離れておらず、市民の皆さんの騒音に対する不安の声があったことを踏まえ、平成27年2月、当時の左藤防衛副大臣が柳川市に来られた際にデモフライトの実施を要望したものでございます。

また、その後も平成28年7月に当時の川嶋九州防衛局長に対し、オスプレイによる柳川市上空を飛行するデモフライトの実施について文書で要請をしたところでございます。

さらに、同年9月には、住民説明会での市民の皆様の意見や市議会のオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の意見を踏まえて、デモフライトの実施方法として3点要請を行っております。

まず1点目、計器飛行による離着陸経路のデモフライトをすること。2点目、各演習場への飛行経路によるデモフライトを実施すること。3点目、最大積載量によるデモフライトをすることということで、こうした経緯を経て、ようやく平成28年11月8日に実現をしたところでございます。

このデモフライトでは、先ほど言いました2点目の各演習場への飛行経路によるデモフライト、それと3点目の最大積載量によるデモフライトは実施をされませんでした。その理由としまして九州防衛局からは、米軍のオスプレイを使用するため、米軍との調整が難しかったというようなお話を聞いておるところでございます。

また、複数機になった場合の騒音については、防衛省は足し算のように単純に加算されるのではなく、騒音の合成式を用いて計算されるというふうに説明をされております。平成28年11月に行ったオスプレイ1機によるデモフライトの際に計測した例で申し上げますと、最大騒音レベル75デシベルに対しまして、2機が同時に飛行した場合を仮定すると、騒音レベルは78デシベルとなり、3機が同時に飛行した場合を仮定しますと80デシベルと想定されるという説明でございました。

さらに、乗組員を最大限乗せた騒音をということでございますが、昨年12月12日に実施されております大分県日出生台演習場で実施されたオスプレイを使用した空中機動訓練をオスプレイ対策チームで視察しまして、演習場内やその周辺の騒音調査を行っております。このときはオスプレイ2機にそれぞれ自衛隊員20名程度が乗り込み、輸送訓練がありましたが、先日の議会全員協議会でも報告しましたように、目視で400メートルから500メートルぐらいの距離で、最大98.1デシベルの騒音測定の結果でございました。

そのほか、オスプレイに関する騒音測定につきましては、平成28年9月1日に行われました佐世保市総合防災訓練で、目視200メートルから400メートル程度離れた箇所で最大98.4デシベルを計測しております。

また、29年12月に熊本県の陸上自衛隊高遊原分屯地において、目視で200メートル程度離れた箇所で離陸時に最大94.6デシベルの騒音を計測したところでございます。

このように市では随時オスプレイや自衛隊機の訓練などを視察し、騒音測定を実施しておりますので、今後も引き続きこうした機会を利用して騒音測定を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今の答弁で明らかになりましたように、オスプレイに隊員を乗せたり、そのほかの訓練の

中では90デシベル以上の騒音が測定されたということです。つまり、前回、柳川市で行われたデモフライトの騒音がいかに当てにならないかということをご申上げておきたいと思っております。

最後に、佐賀空港の配備はオスプレイだけでなく、陸上自衛隊目達原基地所属のヘリコプターも計画されています。昨年2月5日、墜落したA H 64 D 戦闘ヘリコプターもデモフライトをする必要がないでしょうか。また、A H 64 D 戦闘ヘリコプターの事故原因と再発防止策を早急に明らかにしてください。

市民部長（椋島謙治君）

A H 64 D のデモフライトの必要性ということでございます。

同機につきましては、昨年2月5日の墜落事故以降、飛行を停止している状況でございます。

参考までに申し上げますと、27年4月に目達原駐屯地所属のヘリコプター、A H 1 ですけども、2機による柳川市上空を飛行したデモフライトの際に、大浜町の村山公民館と昭南町公民館で測定した騒音の最大値は72デシベルでございました。

次に、事故の原因究明と再発防止策を早急に明らかにすべきだという御意見につきましては、陸上自衛隊航空機の墜落に係る原因等の情報提供について、本市においては昨年、事故後の2月6日、九州防衛局に出向き、A H 64 D の事故について引き続き情報提供を行うとともに、事故原因を究明し、再発防止策を講じ、速やかに公表することというご要望を要請しております。

事故の状況につきましては、判明した時点でその都度情報提供があり、平成30年5月に陸上幕僚監部、航空事故調査委員会がまとめたA H 64 D の航空事故の調査状況について九州防衛局から情報提供がっております。この件につきましては、平成30年6月の議会全員協議会で報告を行っておりますし、また、市のホームページでも公表をしております。

現時点において事故原因等の新しい情報は入っておりませんが、防衛局から情報提供があった場合は議会へ報告し、市民の皆様にも公表したいというふうにご考えております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

オスプレイにしても、A H 64 D 戦闘ヘリコプターについても、やはり騒音等を中心にした市民の不安は大きいものがあると思っております。市長におかれましても、このような市民の不安をもとにして、佐賀県としっかりとした交渉を今後続けてもらいたいということをご要望いたしまして、私の一般質問を終了いたします。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして、新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時11分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、7番菊次太丸議員の発言を許します。

7番（菊次太丸君）（登壇）

皆様おはようございます。7番、公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をいたします。

さて、本年10月から消費税率が10%に引き上げられることになり、消費税増収分の使い道が広がることにもなりました。もともと高齢3経費の年金、医療、介護と言われておりましたが、子育て支援が入って4経費となり、教育もこれに加わることになりました。

今回、幼児教育の無償化など教育費負担の軽減が拡充され、全世代型社会保障への転換が進みます。これに至った経緯は、各地方自治体が力を入れてきた先進的な子育て支援策の取り組みが、今後は国が責任を持って取り組んでいく課題であると認められたことによりです。未来もまたそうであるように願っておりますし、地方から国に対して発信をしていくことは大変に重要なことだと感じております。限られた財源の中ではありますが、これまで以上の子育て支援、教育支援が充実していくよう心から願っております。

今回、国が示した教育費負担の軽減が実施されることにより、若い世代の方々がこれまで感じていた社会保障の世代間の格差が是正されていくことは、私はこれを高く評価いたしております。

前回の一般質問の中で、主権者教育の議論がされておりました。いかにして若い世代の投票率を上げていくことができるのかというものでありましたが、確かに期日前投票所、現投票所のハード面の整備等の議論はとても重要でありますし、義務教育の中での選挙の意義を教える主権者教育の実施は当然必要なことであります。

しかし、それ以上に大事なことは、選挙で選ばれた者が若い世代の皆さんが必要とする施策をどれだけ多く公に議論をして、現実の社会の中に実現することができるのかだと思っております。単純に、若い世代ほど政治によっての恩恵を受けているという実感を持っていない実態こそが低投票率という現状ではないかと考えております。

さて、先ほど述べました、ことし10月以降の社会保障制度は、現役世代が高齢者を支える仕組みとして説明されることが多かったこともあり、支える側イコール現役世代、支えられる側イコール高齢者というイメージが連想されがちではありますが、実態は違います。高齢者が支える側に回って、現役世代が支えられる場合もあるわけです。まして今後の人口減少、超高齢社会を見据えれば、年齢の区分に関係なく、お互いに支え合う社会を目指していかな

ければならないことは言うまでもございません。

お互いを支え合う取り組みとして、一番身近なものとしては町内会の活動があります。これまで執行部の皆様と今後の行政区のあり方を議論していく中で、自主財源の確保を目指していくべきと申し上げてきました。今までの議論の中でも申し上げてきましたが、町内会は受難の時代を迎えております。

2015年に朝日新聞が読者に対して実施したアンケートによりますと、町内会は不要と答えた人が一番多かったようです。また、2000年代に入ってから町内会をめぐるお金の使い方、脱退の自由、勧誘の仕方等で民事裁判がふえております。

町内会の現状は、2013年時点での総務省の全国調査によれば全国に30万団体が存在し、ありとあらゆる活動を行いやすいことがその特徴であります。そこに国も地方自治体もベストパートナーとして大きな期待を寄せているのもまた事実であります。

先ほどのアンケートで町内会は不要だと答えた方の意見を一つ一つ見てみると、町内会そのものというより、町内会のあり方を否定的に捉えていることに注目をすべきです。中でも目立っていたのは、運営と会計の不透明さに対する批判的な意見、行政協力の仕事が余りにも多い実態に対する意見でありました。新しい住民や若い人たちに対する声かけの方法も変えていかなければなりませんし、今後は組織の透明性を確保し、自治体行政に対する協力業務のあり方も含めて町内会事業のスリム化が求められております。その中で、誰が何を担うのか検討し、再構築していく必要があるのではないのでしょうか。

現在、町内会加入率の高い低いに関係なく共通する問題として、町内会の担い手不足の現状があります。その根源的な原因に、日本人の経済構造の変化があると専門家は言っております。地域社会のまとまりに貢献してきた中間層の劇的な減少が担い手不足の要因であると分析をしております。これまでは中小商店主、中小地主、農家といった地元で経済基盤を持った人たちが町内会の担い手として数多く存在をしておりました。そして、長年住んだ地域に対する愛着が町内会などの地域参加を促してまいりました。

また、社会学の研究によれば、自営業者たちにとっては町内会の役職に自分たちの地位向上の手段があったようです。中間層の指標として用いられる実質中位所得の推移を見れば、1990年以降、中間層は大きく減少して、それと同時に単身世帯がふえ、出生率も下がり続けております。経済活動と地域活動とは密接な関係にあることは皆様も御理解いただけることかと思えます。そのことを、ハーバード大学のB・M・フリードマン教授は「経済成長とモラル」という著書の中で、経済成長がない状態では人々は寛容性を失い、民主主義が弱まると指摘をしております。そして特に、中間層は必然的にお互いの住みよさを共同で実現するインセンティブを持つことを結論づけております。つまり、経済的余裕がなければ、地域社会に目を向けて、その地域をよくしていこうという発想は生まれにくいということです。

これまでは大勢の中間層が自動的に担い手になっていたため、町内会として人材確保のた

めの努力をする必要はございませんでした。しかし、町内会の担い手不足が現在問題となっております。その原因が経済的な理由であるなら、それ相応の報酬を支払う仕組みを考えていかなければなりません。また、政治に対して無関心な若い世代に対しても子育てしやすい環境、仕事しやすい環境をつくり出して経済的余裕をつくり出していくということは、地域社会に目を向けられる次の世代の担い手をつくっていく大切な作業でもあると思います。

このことを踏まえまして、今回は大きく3点、質問をいたします。

1点目に、民生児童委員の費用弁償は適正であるのか、処遇改善について、2点目に、インフルエンザワクチン公費助成について、3点目に、義務教育における教材費無償化に向けた学校間の教材費の平準化について質問をいたします。

壇上からは以上でございます。質問は自席にて行いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

7番（菊次太丸君）続

民生児童委員の費用弁償は適正であるのかについて質問をいたします。

壇上でも申し上げましたが、どの地域にあっても民生児童委員の担い手に苦慮をされております。私はその原因に、ボランティアにしては、その仕事の量の多さがあると、そのように思っております。また、活動される中で不満や疑問に思われることも多いようでございます。それをその都度解決できればいいのですけれども、解決できずに次の方にバトンタッチするようでは、今後も担い手不足は続いていくと思います。

そこで、民生児童委員さんから寄せられた活動に対する疑問について質問をいたします。

まずは、赤ちゃん訪問事業の考え方について質問をさせていただきます。

この事業は、訪問の許可が出た御家庭だけを民生児童委員が記念品を持って訪問するようになっておりますが、そのことに何の意味があるのか。本来、訪問を拒否されるような御家庭こそ何らかの問題を抱えているのではないかという御意見がございました。お考えをお聞きいたします。

福祉課長（平田敬介君）

菊次議員の質問にお答えします。

まず、赤ちゃん訪問事業について簡単に御説明をさせていただきます。

目的は、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、赤ちゃんが健やかに成長できるよう地域で子育てを応援するというものであります。具体的には、地域の民生児童委員さんと主任児童委員さんのお二人で生後4カ月以降の赤ちゃんの家庭を訪問し、赤ちゃんお誕生おめでとうございますと、プレゼント（お尻拭き、ハンドタオル）というものを渡して顔合わせをします。そして、お母さんの相談相手としての民生児童委員、主任児童委員の存在を知ってもらい、保育園、幼稚園、小学生、中学生へと成長していく子供たちの見守りにつなげるというものであります。市民生児童委員協議会が平成28年4月生まれの赤ちゃんから訪

問を始めているものであります。

それ以前から市の取り組みとして、生後1カ月から2カ月の全ての赤ちゃんを市の保健師や市が委託した助産師が訪問する乳児家庭全戸訪問や、発達支援が必要だったり若年出産などで気になる家庭に子育て支援課の相談員がかかわり支援する養育支援訪問などがありました。もちろん、これは今も継続をしております。

これに加えて、民生児童委員協議会が赤ちゃん訪問活動をしようといったきっかけは、私たちは民生委員であるとともに児童委員でもあると。赤ちゃんがどこの家に生まれたのか、同じ区内は把握しておかなければ、相談も支援もない。知らないではいけないだろう。高齢者の見守りは地域に浸透しているが、子供に関する活動にも取り組まなくてはならないと、みずから希望され始まったものであります。子育て支援課と市民生児童委員協議会が委託契約を締結して事業を行っているものであります。

訪問に当たっては、先ほど菊次議員も言われましたとおり、個人情報の問題もありましたので、保健師、助産師が新生児宅を訪問する乳幼児家庭全戸訪問の際に、民生児童委員の訪問について説明をし、承諾された家庭を訪問するようにしてあります。

中には、言われるとおり、民生児童委員の訪問を拒まれる家庭もありますので、訪問できない場合もあります。そういう家庭にこそ問題がある、課題があるのではないかと菊次議員のほうも言われましたが、よくそういうふうに言われますが、そういう家庭には引き続き市の保健師や養育支援相談員が訪問し、関係を築きながら必要なときに支援をするということで行っております。

したがいまして、民生児童委員の皆様方には、子育ての成長の見守りということで必要なときに手が差し伸べられるように、かかわりを持っていただけたらというふうに思っております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。みずから希望して始まった事業ということでございましたけれども、お年寄りの見守り等だけでも手いっぱいだと、それに加えて児童委員の役割を果たしていくのが難しいと、そうおっしゃる方もおられます。また、現役で仕事をしながら民生児童委員の役を引き受けてくださっている方もいらっしゃいます。民生児童委員の中にも複数のいるんな役を引き受けていらっしゃる方もおられます。

そもそも、誰もなり手がいない民生児童委員を引き受ける際に、できる範囲で構わないからと言われて仕方なく引き受けた方もやはり大勢いらっしゃるようでございます。

仕事の量の多さと時間的な余裕のなさが、このような御意見が出てきている要因じゃないかなというふうに思っております。今後、民生児童委員さんに対しての協力体制、これも考えていかなければいけないことではないかなというふうに思っております。

次に、民生児童委員が着用する青色のジャンパーについて質問をさせていただきます。

民生児童委員さん個人が購入しなければならないようになっておるようですけれども、活動中にどのくらいの方が着用していて、これは着用の義務があるのか、お尋ねいたします。

福祉課長（平田敬介君）

青ジャンパーの質問にお答えします。

青ジャンパーとは、青色のジャンパーの背中に「柳川市民生・児童委員」と白文字で書かれたジャンパーのことですが、これをつくられた理由を市民生児童委員協議会の役員の方に尋ねたところ、きっかけは平成24年の九州北部豪雨災害だったということでございます。豪雨災害の支援活動で、支援活動をしている方が誰だかわからない、民生児童委員とわかると声かけもしやすいということから、一目でわかるようにジャンパーをつくらうということになったとのことであります。

したがって、着用の義務のありなしではなく、災害支援活動で必要に迫られてつくったものということでもございました。災害時のほか、朝の交通安全の見守り活動や各種大会に参加するときに着用されておりますが、個別の家庭訪問の際には着用されておられません。民生児童委員とわかったほうがいいときは着用し、訪問活動などで配慮が必要なときは着用されていないということでもございました。

以上です。

7番（菊次太丸君）

民生児童委員さんは報酬をいただいているわけではありませんので、実費の負担がないように今後補助をしていただきたいと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

ジャンパーのことをもう少し説明しますと、税込み2,700円のジャンパーでございまして、うち1千円を民生児童委員さん個人から負担してもらい、残り1,700円を民生児童委員協議会というところが負担しております。民生児童委員協議会に対しましては市のほうからも補助金を出しているところではありますが、民児協、その民生児童委員協議会でジャンパーをつくる時に、これを貸与にするか給付して渡してしまうか検討されたようでもございますが、本人から一部負担をしてもらった上で個人への給付にしようとなったというふうに聞いております。

市としましても、民児協の主体性に任せているところではございますが、取り扱いにつきまして民児協とまた話し合っただけで検討してみたいと思っております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

検討していただいて、実費負担がないようによろしく願いをいたします。

それでは次に、社会福祉協議会が行っている貸付金事業について質問をいたします。

督促状を持って民生児童委員さんが届けているという実態があるようでございますが、トラブルに巻き込まれたくない、そういう理由から督促状を届けたくない、こういう御意見が上がってきておりますけれども、そのことについてお考えをお聞きます。

福祉課長（平田敬介君）

貸付事業とは社協の生活福祉資金のことだと思いますが、この事業は、厚生労働省が定めた要領に基づき、都道府県社会福祉協議会を実施主体とし、市区町村の社会福祉協議会が貸付相談窓口として、低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯に低利や無利子で各種資金を貸し付けてある制度でございます。

生活福祉資金貸付事業の前身は世帯更生資金貸付事業というもので、その制度の創設は、戦後の民生委員による世帯更生運動によって生まれたものと言われております。

貸し付けを受けている人は、低所得であったり、高齢や障害などさまざまな課題を抱えた人々であります。そうした人々の生活を支え、自立につなげていくためには、その世帯の状況を継続的に把握し、適宜相談に応じ、必要な場合はさらなる支援につなぐ必要が出てくる場合もあります。こうした支援は、民生児童委員の基本的な役割に共通するものであります。

貸付金の償還は長期にわたるものもありまして、その間に世帯の状況が深刻化したり、別の課題が発生したりする場合があります。滞納が新たな課題発生のサインとなることもありますので、住民の身近な存在である民生児童委員の皆さんに償還期間中の世帯訪問活動を通じた状況把握等が期待されているものであります。したがって、まずは民生児童委員の皆さんに督促状を持っていってもらうことに意味があるということでもあります。

なお、実質的な滞納督促といいますが、そちらのほうは実施主体である県社協のほうで、おこなわれている方を呼び出したり、家庭訪問をするなどして行われているところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

まずは民生児童委員さんに督促状を持っていただくことに意味があるというふうな御答弁でありましたけれども、督促状を持っていくことに意味があるのではなくて、困り事がないかどうか、家庭訪問することに意味があるというふうに私は思っております。

実質的な滞納督促というのは県の社協のほうが行われているということでございましたので、民生児童委員さん本来の役割としては、家庭訪問が重要視されるべきことではないかなというふうに思います。そうしなければ、これがあることでトラブルを恐れて、督促状を投函するだけで、実際、顔を見せずにそのままその場を去ってしまう、そういうケースが多いようでございます。

次に、調査業務について質問をいたします。

ひきこもり調査を行われたようでございますが、民生児童委員に対して、その後、何の報告もないということございました。その後、どのようになっていますでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

議員お尋ねのひきこもりの調査というのは、昨年、市内のひきこもりの実態を把握し、今後の自立支援施策の基礎資料とするために、民生児童委員の皆さんの協力を得まして平成29年8月から10月にかけて実施をしたものでございます。

調査をする前に、平成27年に内閣府が行った若者の生活に関する調査、いわゆる国のひきこもり調査の結果をもとに市内のひきこもりの方の数を単純推計したところでは82名でございました。その後、市内で民生児童委員の皆さんに調査をしてもらった結果、約59人という数が出てきましたので、全国調査よりは少な目ですが、市内にも一定数の方がおられるということがわかりました。

調査結果の報告はということですが、結果は市のホームページに掲載しております。その同じページに、ひきこもりの専門の相談機関なども紹介し、そこへ案内するリンクを張っております。これは、ひきこもり調査に関心を持った本人や家族、友人、知人など、このページを見た方が相談してみようという行動につながれば、その相談から具体的な支援、解決へ向けた取り組みにつながるからでございます。

これからは、相談の窓口にとどり着いた本人や家族に対する支援を一つの窓口で終わらずに、関係する機関がネットワークを築き、連携して支援する体制整備を図ることが重要だと考えるところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

何のためにその調査をやっているのかというのをやっている方がわからないとか、その報告がないというのがやっぱり意識が低下していく一つの要因にもなるのかというふうに思っておりますので、そこら辺は今後いろんな場面で検討をされてください。よろしく願います。

これまで民生児童委員さんのふだんの活動に対しての疑問について、これはほんの一部ではありますが、お尋ねをいたしました。

平成29年厚生労働省発表の民生児童委員さんの活動状況は、相談・支援件数約577万件、その他の活動件数約2,667万件、訪問回数約3,822万件となっております。単純にこれらの総数を全国の民生児童委員さんの数で割ると一月当たり約25回となります。高齢化率が全国平均より高い本市ではこれ以上になるというふうに思いますが、実態はどうか、活動状況についてお尋ねをいたします。

福祉課長（平田敬介君）

厚生労働省の発表と比較するため、平成29年度の本市での民生児童委員の活動状況を申しますと、最初に言われた相談・支援件数は4,041件、その他の活動件数は1万8,854件、訪問回数は3万4,886回となっております。この合計の5万7,781件を本市の民生児童委員の実数

170人で割りますと一月当たり約28回となりまして、先ほど申された全国平均より3回多い状況にあります。

以上です。

7番（菊次太丸君）

全国平均よりも3回多いということで、柳川の民生児童委員さんは仕事量が物すごくあるんだなというふうに感じました。

今後も、やはり高齢者に係るそういった事業というのもふえていくんじゃないかというふうに思います。そのことから、柳川市としてこれまで民生児童委員さんに対して処遇改善を図ってこられたというふうに思います。その時期と実費弁償としての活動費、これはどんなふうになっておりますでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

民生児童委員さんの日ごろの活動の実費弁償として、活動費というのが県と市から定額で支払われております。

県からは、平成28年度までは年額で58,700円、平成29年度に少し引き上げられまして59,500円、年額支払われております。

市からは、平成22年度までは年額で15千円、平成23年度に21,600円に引き上げまして、平成26年に39,600円、さらに翌平成27年に52,800円に引き上げまして現在に至っております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

こうやって頻繁に上げておられるところを見ると、やはりそのくらい上げないとなり手がいらっしやらない、そしてまた、その苦勞に報いることができないと、両方あるのかと思いますけれども、壇上でもさっきちょっと申し上げましたけれども、担い手不足の根源的な原因は、やはり経済的な要素を多くはらんでいることもまた事実ではないかというふうに思います。

民生児童委員さんを推薦しなければならない町内会、区長さんたちは本当に困っております。処遇改善が必要だということは、これは共通の認識だというふうに思っておりますけれども、今後の方針についてお伺いをいたします。

福祉課長（平田敬介君）

今回、菊次議員の一般質問の通告を受けまして、市民生児童委員協議会の役員の皆さんと意見交換をいたしました。

その中で、活動費のことについても意見交換をしました。活動費につきましては、地方交付税措置の基準額というのがありまして、民生児童委員の全国の連合会でも、その額と同額までは自治体をお願いしたいという方針でありますので、そのような気持ちはあります。先ほど申し上げましたように、ここ数年引き上げていただいたので、今後の課題として捉え

ていただけたらということでございました。また、多くの民生児童委員は誇りを持って任務に当たっており、対価を求めてはいないと思いますということでございました。

ただ、日ごろの訪問活動以外に各種大会行事などに参加するための旅費がかさむときがあるので、そういう部分に何らかの支援があれば助かりますというような御意見もいただきました。

先ほど申し上げましたとおり、県の額が年間59,500円で、現在、市は52,800円でございますが、市からの活動費につきましても、県と同水準への見直しについて今後検討したいというふうに思っております。

なお、民生児童委員を初め、地域には人権擁護委員や保護司、行政相談員さんなど法務省、総務省などから委嘱を受け、活動してある方たちがおられます。これらの方たちも民生児童委員と同様に旅費などの費用弁償のみで、報酬、給与というのがございません。

そういう方たちの活動の源は、経済的な要素よりも、支援した方たちから喜ばれ感謝されたとき、支援者が自立したとき、困り事が解決したときなどに感じるやりがいや達成感ではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございました。今後、また県の水準までは考えてあるということでございましたので、よろしく願いをいたします。

そして、民生児童委員さん、確かにこれは対価を求めていच्छらず、やっておられます。しかし、やはりどうしても担い手不足に困ってあるという現状もあります。さらにこれは処遇改善が必要になってくるんじゃないかなというふうに私は思っております。例えば、1世帯当たり幾らというような形で徴収をしていく、こういった方法も今後検討していく必要もあるんじゃないかというふうに思います。年金だけでは生活が厳しいと言われる方でも、これが生活の足しになるというくらいの報酬であれば、担い手不足の解消につながっていくんじゃないかというふうに思います。

今後とも民生児童委員の処遇改善については検討していただくようお願いをいたしまして、この件はこれで終わります。

次の質問をいたします。

インフルエンザワクチン公費助成についてお尋ねをいたします。

柳川市の今期のインフルエンザ罹患状況はどうであったのか、学校、保育施設についてお尋ねいたします。

学校教育課長（田中勝裕君）

まず、学校教育課のほうからお答えをいたします。

インフルエンザの罹患状況についてでございますけれども、小学校の先生の罹患者数は23

人、中学校は12人です。

次に、児童・生徒の罹患状況につきましては、実人数での把握ができておりませんので、インフルエンザによる欠席者の延べ人数、つまり1人の子供が5日休んだら5人と計算した人数でお答えをします。

本年2月末日までで小学校児童の延べ欠席者数は1,478人となっています。前年度が延べ2,588人でしたので、1,110人、率にしますと43%の減少となっております。

また、中学校生徒の延べ欠席者数は745人となっています。前年度が887人でしたので、142人、16%の減少となっています。

以上です。

子育て支援課長（乗富由美子君）

子育て支援課からは、保育施設における入園児のインフルエンザによる休園状況についてお答えいたします。

市内には19の保育園があり、昨年12月では入所児2,061名のうち0.6%に当たる13名が、ことし1月では入所児2,072名のうち2.1%に当たる43名がインフルエンザで休園をしている状況でございます。また、インフルエンザ集団感染による臨時休園をした保育園はございません。

以上です。

7番（菊次太丸君）

昨年よりも減っておるようで、ことは本当にそういう意味ではよかったなというふうに思っております。

では次に、ワクチンの接種状況についてお尋ねをいたします。学校、保育所、教職員、そして市職員、高齢者、子供の予防接種の状況についてお尋ねいたします。

学校教育課長（田中勝裕君）

これも学校教育課のほうからお答えをしたいと思います。

学校職員のインフルエンザワクチンの接種状況については、小学校が調査313人中、ワクチン接種者は74人でした。接種率は23.6%でございます。

中学校は調査145人中、ワクチン接種者は28人でした。接種率は19.3%となっております。

子育て支援課長（乗富由美子君）

子育て支援課からは、保育施設における保育士等の勤務者の接種状況についてお答えいたします。

市内19保育園の保育士等の勤務者403名のうち、66.3%に当たる267名がワクチン接種をされています。

また、19保育園のうち1カ所の保育園では接種料の全額補助を行っておられるほか、学校でいえば校医に当たります園医の病院を利用することで割安で接種をされている園もあると

のことでございます。

以上です。

人事秘書課長（高田啓介君）

市職員のインフルエンザワクチン接種状況でございますが、去る2月26日から27日にかけてまして実態の調査を行っております。

その結果、ワクチンの接種を受けている職員数は113人となっているところでございます。市職員476人に占める割合といたしましては24%でございます。

ちなみに、昨年度も同調査を同時期に行っておりますが、昨年度の接種状況が106人で、市職員に占める割合は22%でした。昨年度と比較いたしますと、今回が7人多く、2%増加しているところでございます。

以上でございます。

健康づくり課長（田島雅彦君）

私のほうからは、高齢者、子供のインフルエンザ予防接種状況についてお答えいたします。

本市の高齢者のインフルエンザ予防接種につきましては、1人当たりの予防接種委託料が5,011円で、そのうち自己負担は1千円となっております。

なお、生活保護世帯、非課税世帯につきましては無料としており、それぞれの差額を市が負担することになります。

次に、本年度の接種状況ですが、65歳以上の予防接種対象者2万1,559人のうち、平成31年2月末現在の接種者は1万970人で、接種率は50.9%となっております。

なお、平成29年度の接種状況につきましては、予防接種対象者2万1,441人のうち、接種者は1万1,948人で、接種率は55.7%となっております。

また、子供の接種状況につきましては、任意接種となっておりますので把握できておりません。

以上です。

7番（菊次太丸君）

昨年同様の数字かなというふうに思います。保育施設さんというのは、本当にインフルエンザに敏感に反応していただいて、そういう予防をしっかりとされてあるなというふうに思いましたし、補助がある高齢者はある程度率が高い、こういう状況ではなかったかなというふうに思います。

次に、登園許可証の取り組みについてお伺いをいたします。

昨年3月議会におきまして、ある保育所の取り組みとして紹介をさせていただいておりました。その取り組みを高く評価していただきたいと思っておりまして、その後、登園許可証には医療費がかかるということがわかりましたので、医療費の増加をさせることなく、効果的に感染予防を行う方法を検討していただくよう御提案をさせていただいていたと思

ます。その後、どのようになりましたでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

子育て支援課から保育施設における登園許可証についてお答えいたします。

市内の保育園では、平成30年3月に厚生労働省から出された保育所における感染症対策ガイドラインに沿って、インフルエンザを初めとする感染症の予防とその対策を実施しているところです。

そのガイドラインによりますと、インフルエンザを発症した園児は、発熱した翌日から5日が経過し、かつ解熱した日の翌日から3日が経過するまでは保育園を休んでもらうことを登園の目安として定められています。その上で、子供の健康状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復し、保育園内での感染症の集団発生や流行につながらない状況となったときから登園してもらいたいという内容でございます。

したがって、議員御質問の発症後の登園につきましては、医学的知見に基づく医師の判断により作成された登園許可証がよりよいとは思われますが、費用の問題がございます。このため、以前、菊次議員から御提案をいただきましたが、保護者に対しまして、受診した医療機関名や受診日などを記入した登園届出書の提出をお願いしているところでございます。

ただ、この取り扱いにつきまして徹底していないところもあるようでございますので、再度周知を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

感染症のガイドラインに沿うような形で、この届出書の徹底をしっかりとやっていただいて、医療費を抑えていく取り組みを行っていただきたいと思います。これはまた次回以降にお聞きいたします。そのとき、またいい報告を聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、国は子ども医療費のペナルティーを廃止したことによる財源を、子育てに無関係な事業ではなく少子化対策に回すよう指導をしております。インフルエンザワクチン接種の公費助成のために使っていただきたいというふうに私は思っておりますが、本市の取り組む事業についてお伺いをいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

御質問にお答えします。

厚生労働省は地方単独事業による医療費助成制度について、平成30年度以降は未就学児までに限って国保国庫負担金減額調整の対象外とすることとしております。つまり、子ども医療の公費負担制度を実施している自治体への交付金を未就学児までの公費負担分については減額の対象としないというものでございます。

そのかわりに厚生労働省通知では、見直しにより生じた財源については各自治体において、

さらなる医療費助成の拡大ではなく、ほかの少子化対策の拡充に充てることを求めるとしておりまして、本市におきましては、少子化対策の一環として、平成31年度から不妊治療に対する助成額を増額することといたしております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

本市では不妊治療に対して助成をしていくということで、これは市長が昨年おっしゃってあられたことだろうというふうに思います。これは大事なことでありますので、その後もずっと続けていただけるようによろしくお願いします。

それとあわせて、またインフルエンザワクチン公費助成、このことも再検討を、ここで使っていきような形をとられていかれたらというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、全国ではことし10月以降の保育の無償化に伴い、保育士が不足しているようでございます。本市の保育施設においてもインフルエンザ感染によって施設運営に支障を来さぬよう予防に努められておりますが、園児に対しても予防接種を受けていただく集団感染予防の観点は必要ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

保育士不足は本市に限らず全国的な課題となっている中で、本年10月から実施される幼児教育の無償化により、さらに深刻化することが懸念されているところでございます。

このような状況の中、保育園内におけるインフルエンザによる集団感染は、議員おっしゃるとおり、保育園運営自体にも支障を来すものであり、感染状況次第では臨時休園ということもあり得ると考えております。

また、インフルエンザワクチンの接種につきましては、任意接種でありまして、法的な接種義務はありません。しかし、保育園に勤務する職員自身や入所児自身を感染から守るとともに、他の職員や入所児が感染することを防ぐためには、料金がかかりますが、接種をすることが望ましいと考えております。

本市といたしましては、入所児が安全で安心できる保育環境の整備と施設の円滑な運営を行うために、各保育園で実施しております感染症の予防と対策の取り組みに対して、保護者の御理解と御協力をお願いしたいと考えておるところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ワクチンを接種するのが望ましいということでした。やはり予防接種を受けやすくしていく環境整備が必要ではないかというふうに思っております。

現在、高齢者は、先ほども言われましたけれども、1千円の自己負担で予防接種が受けら

れるようになっております。補助のある高齢者とそうでない若い世代とには、やはりここには不公平感がある。また、それは不公平だという御意見を私はいただいておりますが、その不公平さに対してどのようなお考えをお持ちでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

インフルエンザワクチンにつきましては、接種を受ければ絶対に罹患しないというものではありませんが、たとえかかったとしても、病気の重症化を防いでくれる効果は認められております。

こうしたことから、予防接種法においては、インフルエンザの予防接種について、65歳以上の方や60歳から64歳の方で心臓などの機能に障害のある方、免疫機能障害のある方などを定期予防接種の対象としております。

本市におきましては、予防接種法の定期接種となっている高齢者を対象としたインフルエンザワクチン接種費用について公費助成をしております。

しかしながら、子供へのインフルエンザワクチンの定期接種化については、国において検討が重ねられた結果、平成17年の予防接種に関する検討会中間報告書において、発病及び重症化を防止するための有効性は限定的であり、個人の判断で任意に接種を行うべきものとされておりますので、市といたしましては公費助成による接種は行っておりません。

以上です。

7番（菊次太丸君）

余り不公平さに対しての中身ではなかったのかとは思いますが、やはり高齢者と同じように大事にされているという実感を若者世代に市が伝えていくという作業は大事ではないかなというふうに私は思いますし、安心して子育てができる環境整備、これもまた大事であろうと。そういう観点でこのインフルエンザワクチン公費助成をお願いしているわけで、今後どうしていくのか、これが大事になってくるかと思えます。

子供は抗体ができるのに2回の接種を必要としております。1回分の補助ぐらいいはしてほしいという御意見がありますけれども、どのようにお考えでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

子供に対するインフルエンザ予防接種の1回分の補助をという御質問にお答えいたします。

インフルエンザの流行を抑制する対策として、子供に対するインフルエンザワクチンの集団接種が実施されてきました。しかし、インフルエンザの流行を十分に抑制することができないことや、まれに接種による副反応によって健康被害をこうむることがあり、予防接種に関する正確な情報の提供、安全な予防接種を実施するための体制の整備、予防接種による健康被害者に対する救済措置の充実等が強く求められるようになりました。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、平成6年、予防接種法が大幅に改正され、インフルエンザワクチン接種については定期接種から除かれ、任意接種となりました。

その後、高齢者施設の入所者等がインフルエンザにかかり死亡されたことが社会問題になったことや、高齢者のワクチン接種による発病、死亡の阻止率が高かったこと、また、ワクチンに対する副反応についても重篤なものがなかったことなどから、平成13年に予防接種法が改正され、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳の心臓、腎臓、呼吸器等に障害のある方についてのみ、法に基づいた形での定期接種が採用されることとなりました。

子供に対するインフルエンザ予防接種につきましては、議員が言われますように、13歳未満の子供には2回接種が必要で、そのための接種料金が高額になることも認識しております。しかしながら、本市では予防接種法に基づく定期接種を助成対象としていることから、議員御質問の任意接種である子供に対するインフルエンザ予防接種料金の助成につきましては実施を見合わせたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

前回も提案をしております、子育て世代、そして未就学児、これは予防がしづらい観点から、これをさせていただいております。今回もまた同じような答弁でございましたけれども、また次回以降にお願いをしたい、また提案をしたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくをお願いいたします。

では、次の質問をさせていただきます。

教材費の平準化について質問いたします。

前回までに、学校間で差が広がらないように各校長に御検討をいただくこととなっておりますが、その後、検討をされたのか、来年度に向けた年次計画は具体的にどのようなようになっておりますでしょうか。

学校教育課長（田中勝裕君）

菊次議員の御質問にお答えをいたします。

昨年3月の定例会において、菊次議員からの一般質問に対し、教材費について学校間で差がある実態を校長会に提示するとともに、学校や学級間の差が広がらないよう指導していく旨の答弁をいたしておりました。

このことについて、今年度に入り、小・中学校の校長会と協議を行っております。その中で、教材費の各学校の現状を示し、公教育という観点から、できるだけ学校間の差が少なくなるように指導をいたしております。

その上で、今年度も実態調査を行っております。小学校は教材費と学級費の合計額を、中学校は学級費がございませんので、教材費のみを調査しております。

なお、昨年度の調査においては、教材費等の捉え方が学校間でばらつきがございましたので、校長会において基準を統一し、その上で調査を行いました。

また、調査に当たりましては、小学校は1年から6年まで、中学校は1年から3年までの

在校中に必要と見込まれる総額で比較をいたしております。

調査の結果でございますが、小学校は一番高い学校で104,640円、低い学校で82,800円となっています。全19小学校の平均は94,605円ですので、平均金額のプラス10%、マイナス12%の範囲内に全校おさまっております。

中学校は一番高い学校で54,544円、低い学校で47,645円となっています。全6中学校の平均は51,602円ですので、平均金額のプラス6%、マイナス8%の範囲内に全校おさまっております。

なお、来年度におきましても、学校間の差が少なくなるよう指導を継続してまいります。

7番（菊次太丸君）

特に、小学校は平均金額に対してプラス10%からマイナス12%の範囲内に全校おさまっているということでしたが、この22%の開きをどのように認識されておりますか。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

昨年3月の一般質問においても、教材費の調査を実施し、学校間の教材費の格差の状況をお答えいたしております。昨年は、一番高い学校と低い学校の差が小学校も中学校も1.87倍でした。

今回は、先ほど答弁したとおり、学校間の格差は格段に縮小しておりますので、一定の平準化はできているものだと認識をいたしております。

7番（菊次太丸君）

今回、この平均額というものを出示していただいておりますので、教育委員会として小学校期間、中学校期間の教材費の適正費用を示すことが大事ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

小学校、中学校の教材費について適正費用を示すことが大事ではないかということですが、公教育という観点から、学校間の差が大きいのは問題があるとの認識に立ち、差が縮まるよう教育委員会で指導をいたしております。

一方で、各学校においては、それぞれ学校教育目標を掲げ、独自の重点目標を設定し、教育を実践いたしております。こうした教育課程の実施、評価の権限と責任は校長にございます。それぞれの学校において校長は、児童・生徒の実態を把握し、課題を整理し、重点目標達成のために努力をされております。

議論になっております教材につきましても、各学校の目標達成のため、課題解決のために何が必要かといった観点で選定されるものであり、各学校の校長が責任を持って、それぞれの実態に合わせて決めるべきものでございます。

このようなことから、教育委員会が教材費の目安を提示することについては慎重であるべきと考えるところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

わかりました。今回、平準化の取り組みを一步進めていただいたことは大変にありがたく思っております。また、次年度以降もその差が広がらないようにということでおっしゃっていただきましたので、よろしく願いをいたします。

前任の教育長が言っておられました、子供たちが同じ環境のもとで日々学習することができることが私もやっぱり一番大事なことだというふうに思っております。そして、子供たちにとって一番大事な教育環境は教師自身だと私は思っております。教職員の資質、指導力量が大事であります。先生方の不断の努力、研さんに心から期待をしております。

それと同時に、教育委員会に対しましては、これまで以上に子供たちを見守っていただきますよう心から願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これもちまして、菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時7分 休憩

午後1時 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、13番高田千壽輝議員の発言を許します。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

こんにちは。13番高田です。議長のお許しを得て、通告に従って質問いたします。

平成の時代もあと2カ月足らずであります。平成の30年間を振り返ると、震災、災害の時代だったように感じます。1995年1月17日の阪神・淡路大震災、2011年3月11日に発生した東日本大震災、2016年4月14日、16日には熊本地震で多くの尊い命が失われています。今でも行方不明の方がまだいて、発見されていない状況であります。

また、昨今の温暖化の影響かわかりませんが、毎年、各地で集中豪雨による災害が発生しております。平成24年7月11日から14日にかけての九州北部豪雨災害では、本市にも多大な被害が出ております。各地の復旧・復興が早く進みますように、心からお願いいたします。

4月1日には新しい年号が発表されます。新しい年号の時代は、震災、災害がなく、平和で安心して過ごせることを願います。

また、ことしの9月にはラグビーのワールドカップが日本で開催され、日本各地で試合が

行われます。九州でも福岡、熊本、大分の3会場で行われます。また、来年、東京で58年ぶりの夏季オリンピックが開催され、日本に世界各地から多くの方がお越しになられます。このチャンスを生かし、柳川の地に多く来ていただきたいものです。

今回の質問は、観光客の動態についてと、10月から始まる幼稚園、保育園の無償化について質問いたします。

質問は一問一答で行いますので、議長におかれましてはお取り計らいをよろしく願いいたします。

なお、執行部の答弁は専門用語を余り使わず、要点だけを答弁していただきますようお願いいたします。

以上で壇上での質問は終わります。

13番（高田千壽輝君）続

ここ最近、観光客の数が大変ふえていると思っております。本市にとってもこれは喜ばしいことです。

そこで、過去5年間の観光客の推移をお答えください。

観光課長（松藤満也君）

高田議員からの御質問にお答えいたします。

観光入り込み客数については、観光動態調査を毎年6月に公表いたしております。最新の数値的には平成29年の数値となります。したがって、平成25年から平成29年までの推移を申し上げます。

平成25年124万5,000人、平成26年125万9,000人、平成27年136万6,000人、平成28年131万6,000人、平成29年141万8,000人となっております。

なお、平成28年の減少の要因は、熊本地震の影響によるものです。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

最近は本当に多くなっております。市長が2期目のときにうたわれました観光客150万人というのが目に見えるように達成されているところはいいと思います。でも、150万人で満足せず、さらに多くの方が柳川に来ていただく必要があると思っております。

また最近、外国の方が観光客の中には多くいらっしゃっておりますので、その外国の国、上位3国でどれぐらいの人数の方が見えてあるかをお聞きいたします。

観光課長（松藤満也君）

平成29年の数値でございます。外国人の観光入り込み客数は約24万5,000人でございます。前年より約12万人増加しております。国別に上位3国を見ますと、韓国、台湾、香港の順となっております。ちなみに、前年、平成28年は台湾、韓国、香港の順でした。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

よく情報番組とかで、外国人の方が何か我々にとってそんなに魅力がないところに集中して行っていらっしゃるということが報道されております。どうしてここに来られたかといったら、ほとんどの方はSNS、インスタグラムとかで投稿されて、ああ、ここがいいなということで訪れましたというのが大変多くなっております。

そこで、外国人の方たちが柳川のどこに魅力を感じていらっしゃっているのか、わかったら教えてください。

観光課長（松藤満也君）

外国の方から見た柳川の魅力ということだと思っておりますが、何といたっても本市の観光を代表するキラークンテンツであります掘割をめぐる川下りが象徴的なことだと思います。それに加えて、うなぎのせいろ蒸しでございます。それと風景ですね、掘割がめぐる日本の原風景、そういうものに魅力を感じてあるようでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

本当に掘割をめぐるということは全国まれで、そんなになんか思っていて、それが魅力に感じていらっしゃることはわかりますけど、まだまだ柳川の魅力はそれだけじゃないと思うんですけどね。もっと外国人あたり、外国人だけじゃない、日本の皆さんにも、川下りとうなぎめしだけじゃない柳川の魅力を発信していく必要があると思っております。その辺はどうでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

平成24年から水郷柳川ゆるり旅ということで、地域資源を掘り起こして、それに磨きをかけて観光客を呼び込もうという、主に体験型が多いんですが、そういうことで眠った観光資源を掘り起こしていくことで、川下り、うなぎ以外の柳川の多くの資源を掘り起こして、さらに発信をしていきたいというふうに考えております。

13番（高田千壽輝君）

では、柳川駅周辺に2つのホテルがオープンしまして、宿泊数もふえていると思うんですけど、その宿泊数の推移も教えていただけないでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

駅周辺に2つのホテルがオープンいたしました。まず、平成28年6月にホテルニューガイア、29年3月にホテルルートインということでオープンしまして、過去5年間の、平成25年から5年間の観光宿泊者の推移を申し上げます。平成25年が4万1,902人、平成26年が4万1,634人、平成27年が4万6,942人、平成28年が5万1,534人で、最新であります平成29年が8万1,384人となっております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

今の数字から見ても、相変わらず柳川は通過型の観光客が多くて、滞在型の観光客が少ないということでもあります。やっぱり通過型よりも滞在型のほうがお客様はお金を落とすんですよね。

ここでお聞きしますが、観光客が使われる金額は平均幾らぐらい使っていますか。

観光課長（松藤満也君）

最新の数値でございます。平成29年の観光消費額は全体で6,767,000千円となっております。これは前年から見ると650,000千円増加をいたしております。1人当たりの観光消費額につきましては約4,770円でございます、これも前年から比較して120円増加しております。

以上でございます。

13番（高田千壽輝君）

約4,700円、5千円弱ですね。我々も旅行とかに行ったら、必ず旅先ではお土産を買うと思うんですよね。柳川でもお土産を買われると思いますけど、観光客はどういうお土産をお買いになってありますか、わかったら教えてください。

観光課長（松藤満也君）

柳川らしいお土産がやっぱり売れております。特に塩ノリであったり、つくだ煮、有明海産のノリ商品ですね。それと、昔からございすまんじゅうとかの和菓子、最近ではうなぎ入りのおにぎりであったり、まりのストラップとかいうものがよく売れているようでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

何かほとんどが食べ物関係が多いみたいですね。柳川のたくさんの民芸品も少しは売れているかと思いますが、私も何年か前、市長と一緒に中国に行ったときに、そこで観光課の方たちが柳川まりを持っていかれたら、現地の中国人の方から評判です。だから、大きいのはなかなか値段が高いから、5センチぐらいのまりとか、そういう気軽に買えるような土産品があったら、多分、外国の方たちは食べ物よりもそういうのが喜ばれるんじゃないかなと思っていますけど、そういうのを買えるような場所はあるんですか、どうですか。

観光課長（松藤満也君）

主に、当然、御花さんの売店であったり、おいでメッセとかいうところでも売っておりますが、最近では小物屋さんが結構沖端かいわいにはふえてきておまして、恐らく四、五件程度、そういう小まりとか、小物とか、ハンカチであったり、いろいろ工夫した民芸品を売っているところがふえてきているというふうに思っております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

いろんな民芸品を多く買われて、お土産をいっぱい買っていただくことも重要な施策と思いますので、その辺を十分に検討して行って、もっともっと気軽に買えるお店を、町並み散策の中で買えるようなことをしていただきたいと思っております。

次に聞きますけど、やっぱり全国的に観光客が多いというところはリピーターのお客も大変多いんですね。中には、四季それぞれに行って、年に4回以上、四季に合わせて行くという方たちもおられます。

本市のリピーター数、またリピーター率をお聞きしたいんですけど、お答えください。

観光課長（松藤満也君）

これも平成29年の数値が最新でございます、2回以上訪問された観光客のリピーターは約50%でございます。50%のうち4回以上訪問された観光客は22% そのうちというか、100%のうち22%となっております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

もっともっとリピーター客をふやす必要があると私は思いますので、リピーター客をふやすための何か施策があったら教えてください。

観光課長（松藤満也君）

このリピーター率をふやすことは特に重要なことというふうに考えております。手法としては満足度を高めるということが一番最重要だというふうに考えております。観光客動態調査によりますと、満足度は、食事とか、観光施設とか、お土産品への満足度の数値を調査しておりますが、その数値が目標以上に上がってきている状況です。

また、リピーターをふやす施策としまして、平成24年から、先ほどもお話ししましたが、ゆるり旅、この体験プログラムは大変好評を得ております。

このように、柳川でしかできない体験の取り組みを継続することがリピーターを増加させるための有効な事業だというふうに考えております。

それと、ストレスフリーの観光を目指す取り組みとして、フリーWi-Fi、やさしい日本語、多言語情報発信サービスなどを活用した観光情報を充実していくことも満足度を高める有効な事業と考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

私も結構各地に旅行に行って、その土地に何のために行くかと、目的を持っていくんですね。私は初めて知覧の特攻基地に行きました。そのときに、そこから旅立った人たちの遺書が全部あるんですね。1回行ったきりでは全部の遺書が読めなかった。私もそこに何回か行って、その遺書を全部読むという目的で何回も行ったことがあります。そういう旅の目的があるから、柳川にも継続的に来る目的を持たせて柳川の地に来ていただくような、そう

いうことも施策の中に入れていく必要があると思うんですけどね。

ゆるり旅とかいろいろしてありますけど、ゆるり旅も市外から半分でしたかね、市内の方たちが半分以上が出席ですね。これを本当に市外の方100%でゆるり旅もしていただければいいんですけど、ゆるり旅に市外の人たちを呼び込むような何か考えはありますでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

ゆるり旅が平成24年から始まって、まずは資源の掘り起こし、それから磨き上げていって、よりいいものにしていって、近くから遠くのほうの方に来ていただくということで、やっぱり観光をやる場合、まず地元の人が理解して、地元の人が愛することが大事だというふうに思っています。その段階で、まずは非常にいい傾向でありますので、市民の方がこんないいところがあるよということをもっと知っていただいて、これからはいろんな課題がございますので、その課題を解決しながら、市外のほうであったり、宿泊してできるプログラムであったり、そういうものも含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

また、これも私の経験ですけど、きょう、たまたま昼、ニュースで昭和の町・豊後高田市がテレビで放送があっておりましたけど、私もここに3回ぐらい行ってまして、最初、初めて行ったときは公民館の研修で行って、そのときは自分たちの団体だけで町並みを散策したんですよね。そしたら、昭和の町へ行ったことがある方はわかると思いますが、そんなに広くないんですよ。歩いて回っても、10分か15分ぐらいあれば十分回れるという小さなまちなんです。小さなルートなんですけど、2回目に行ったとき、観光ボランティアを雇ったらどうですかという向こうからの案内がありまして、費用は幾らぐらいかかりますかと言ったら、1グループに1人のガイドさんがついて1千円ちょっとぐらいだったですかね。それならお願いしますということでお願いしたら、ゆっくりその人がお店を一件一件連れていってくれるんですよ。だから、本当1時間ちょいぐらいかかって行って、そうやってやっぱりお店に行ったら、今度は、ガイドさんは顔なじみですから、来たらもう冗談まじりに、せっかくお客さんを連れてきたけん、試食とか、お茶も出さんですかとか言われると、やっぱりそこでお茶とかお菓子とかもらったら、何か品物を買うんですよ。やっぱり買うしかないから必然的にお金をそこで使うんですよ。

だから、柳川でもそういうガイドさんとかでゆっくり散策をする、滞在時間を延ばすという施策が必要だと思うので、柳川にも多分ボランティアガイドさんはいらっしゃると思っておりますので、その人数と利用者数をお答えください。

観光課長（松藤満也君）

議員がおっしゃるとおり、滞在時間が長くなると消費行動に結びつくということでござい

ます。観光ガイドによるまち歩きは非常に有効な取り組みだというふうに考えております。

本市のボランティアガイドの登録人数につきましては、現在14名です。平成29年の利用者数は1,376名でございます。それとは別に、観光協会にて運営しております観光ガイドがございまして、ここには2名いらっしゃいます。平成29年の利用者数は104名でございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

今、ガイドさんは14人と観光協会で2名の合計16名。ただ、利用者数が1,400人ちょっとぐらい。観光客の約1%、1%もいっているかないかと大変利用者数が少ないのが残念だと思っていますけど、私も地元で観光ガイドさんをどうやって手配するかというのがわからないんですよ。手配の仕方とか、そういうのが大々的に宣伝というか、そういうのがちょっと不足しているんじゃないかという考えもあるんですけど、その辺はどうでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

観光ガイドの案内は、市と観光協会、それぞれのホームページのほうで紹介をいたしております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

今はインターネットの時代だから、ホームページでやっていますとよく言われますけど、お年寄りの方たちが来て、実際スマホを見て歩いている人っていらっしゃいますか。やっぱり2本立てでいかないと、ああ、そういうことがあったら利用するんだってって、後の祭りになりますよね。

安易にインターネット頼りだけじゃなく、もう少しその辺をしっかりといただく必要性があると思うんですけど、今後もっと利用数をふやすために何か考えがあったら教えてください。

観光課長（松藤満也君）

ちょっと説明不足だったんですけども、当然、観光パンフレットとか、そういうものにも記載をいたしておりますし、ボランティアガイドさんは頑張っていていただいておりまして、雛祭りの期間であったら、駅の改札口のほうに立っていただいて、看板を上げて、観光ガイドをやっていますよというような現場での御案内もしていただいておりまして、雛祭り期間では今度、初節句めぐりのところにも3カ所それぞれ配置いただいて、案内もいただいているような状況です。

それと、当然、ゆるり旅の中でもまち歩き、観光ガイド、まちを紹介するプログラムを用意しながらいろんな取り組みも、十分ではないかもしれませんが、やっているところです。今後、十分周知を図るような取り組みを進めていきたいというふうに思います。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

やっぱりボランティアガイドさんですからね、常時出られるわけじゃなくて、今後、ボランティアガイドも育成していく必要があると思うんですよね。そういうので、市が率先してそういうボランティアガイドさんを育成するというようなことをしていかなきゃいけないので、何かそういう活動があったら教えてください。

観光課長（松藤満也君）

募集も随時やっております。ボランティアガイドといっても、そう簡単にすぐあしたからできるというものでもございませんので、毎月定例の研修会を行っております。それと、県とか観光連盟さんとか、九州のいろんな団体がやる研修会がございますので、その研修会に参加いただいたり、視察も年1回か2回行っていただいて、観光ガイドのレベルアップに努めていただいております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

参考ですけど、柳川市のボランティアガイドさんの利用料金というんですかね、それは大体幾らぐらいになっていますか。

観光課長（松藤満也君）

ガイドの利用料金につきましては、利用者からは市のほうは全くいただいておりません。観光協会がやっている分については、1人500円、小・中学生は1人300円ということになっております。

今後、4月以降、これを統合いたしますので、その料金体系であったり、ガイドさんの待遇であったり、いろんなガイドのあり方、定期コースをつくろうとか、そういうことも含めて、今後、観光協会とガイドさんたちと一緒に研究をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

今は料金が無料だということで、市は何らかのその人たちに対する補助金みたいなのをやっているんですか。どうですか、完全に無償ボランティアですか。

観光課長（松藤満也君）

今申し上げたのは、無料というのはお客様の御負担は要りませんと。観光ボランティアに対しては1回につき1千円、通信費とか交通費が要るだろうということで1回につき1千円お支払いをいたしております。（「1カ月」と呼ぶ者あり）ガイド1回につき1千円です。

13番（高田千壽輝君）

どこへ行っても大体1千円前後がボランティアガイドさんの、市がそうやって補助 お客様は助かるですね、金を払わないでいい。ということで、そのボランティアが2本立て

というもおかしいんですね。観光協会は有料で、市のボランティアガイドさんは利用料が要らないと。その辺を統一しないと、ちょっといろいろ問題があるんじゃないかなと私は感じていまして、その辺で利用数がうまくいかないというのが何かあるんじゃないかなと思っておりますけど、その辺はどうですか。

観光課長（松藤満也君）

聞くところによりますと、10年ほど前にいろいろあったみたいでございます。それで現在の2つに分かれた形での運営がされているということでございますが、昨年からの統合に向けて議論をしております。近いうちには統合した形で運営できるようになると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

13番（高田千壽輝君）

やっぱり統一性がないと、同じ目的のところに進んでいるんですから、統一された組織のほうが私はいいと思うので、なるだけ早く統一性のある団体とか、そういう組織をつくっていただきたいと思っております。これに関しては要望ということで答弁は要りませんが、やっぱりよく見ると、ボランティアさんでも個性のある方がいっぱいいらっしゃる中には、この人はおもしろかったと、だから、また行くときはこの人から案内してもらおうとかいって、そういう個人のスキルによって全然違いますので、その辺もちゃんとしてもらうと、そうするとやっぱり1回につき幾らと、そういう人たちは何回もガイドしたらそのように自分の身になるから、やる気もどんどん　やっぱり人間はお金をもらったらやる気が出るから、そういうことで一生懸命していただきたいと思っております。

ガイドの件はこれでいいですけど、次に、私がちょっと食事に行ったときに、外国人の方がよく駅前で夕食を食べていらっしゃるんですね。1回、隣に座られて、お茶をもらって、メニューだけ見て、さっと、済みませんというような会釈をして立っていかれたんですね。私は日本人かなと思っていたから、日本人でお茶だけ飲んで帰るっちゃ珍しいかなと言ったら、スタッフの方が、いや、あの方たちは外国の方ですよ。だから、多分メニューを見て、自分が食べるメニューがなかったから帰ったんだなと思っていたら、やっぱりそういうメニューが日本語表記だけなんです。だから、何でその料理を選んでいるかといったら、写真と。ほとんどが写真とかサンプルを見て料理を選ぶと。だからもう少し、これだけ外国人も来て食事もしてあると思うので、その辺の対応ができるいろんなソフトがあると思うんですね。私たちが携帯電話で翻訳アプリとか使って、日本語でしゃべったら英語で音声の流れるとか、そういうのを使って外国人と話すこともありますけど、食事とかもやっぱりそういうのをする必要があると思うんですね。

そして、やっぱり食事もしていくということはそれだけお金も落とさせていただきますので、その辺について何かもう少し外国人に　やさしい日本語ツーリズムもいいですよ。でも、やっぱり自分の言葉が通じるということは大切だと思いますけど、その辺はどうですか。

観光課長（松藤満也君）

外国人もわかるお店の食事のメニューの表記ということでございまして、昨年1月から導入しております多言語翻訳アプリ「コつなカメラ」、ちょっと言葉は難しいんですが、メニューを翻訳するシステムを導入いたしております。このシステムは、各店舗からあらかじめ翻訳して登録されたメニューの内容をお客様がスマートフォンでQRコードを読み取ることにより、その国のスマートフォンの言語で、中国語、韓国語、英語表記のメニューを見ることができるようになるシステムでございます。このメニューを見てお客様が注文されるということで、まだ1年足らずでございますけれども、現在、市内の90店舗でこのシステムを利用いただいております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

90店舗というのはかなり導入してありますね。たまたま私が行ったところが導入していなかったというだけなんではなかね。やっぱりそういうアプリをどんどん使っていただいて、外国人の方は結構SNSとか、そういうのを使ってある方たちも多いと思います。

次ですけど、観光案内所は現在2カ所あります。そこでは外国語で対応するスタッフはいらっしゃるんですか。

観光課長（松藤満也君）

現在、沖端と西鉄柳川駅にあります観光案内所に指定管理を行っているところでございますが、案内業務につきましては、それぞれ各1名を配置いたしております。4人のローテーションで行っておりますけれども、簡単な英語での案内ができる状況ではございます。

なお、平日の沖端の分は、観光協会のスタッフに英語が話せる人がいますので、その方に対応したり、土日限定ではございますが、英語と韓国語を話せる大学生のバイトを雇っております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

基本的には英語を話せるのが当然ですけど、本市の観光客の動態を見ると、先ほど言われたように、韓国、中国の方が多い。やっぱりその2カ国語を話せるスタッフが常時必要だと私は思うんですけどね。我々も外国めったに外国には行きませんが、行って何が安心するかと。日本語が通用することなんですね。下手な英語よりも日本語で対応してくれる、さっき言われましたように、これが一番ストレスを感じない、そげんなと思うんですけど、やっぱりその辺を充実していかないと外国人のお客は伸びないと思いますけど、その辺についての考えはどうでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

当然、費用がかかる話なので、観光協会とも協議しながら、また、最近ではAI技術とか

スマートフォンを使った翻訳とか、いろんなものがございますので、いろんな可能性も検討しながら、お客様のストレスフリーに対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

そこで、これは課長に言ってもちょっと無理としますので、市長にお聞きしたいんですけど、観光案内所に中国語とかそういう対応ができる方を、それこそ地域協力隊として採用できないかと私は思います。これはもう私の提案ですけど、市長はどう思われますか。今度はいろんなことし、来年は日本に外国人が多く見えますから、その辺に対応していただきたいと思えますけど、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

同じような考え方を持っています。そういうことで、英語だけだったら職員もかなり話せるんですけども、韓国語とか中国語もできるような過去、採用した人の中にはおったんですけども、私も今月末、タイに行きますけれども、今後、タイから留学生が、また柳川高校の附属中学校から入ってきますので、タイの言語も話せるような、そういうことで多言語が話せるような形をしなければならないというふうに思っております。

先日、オリックスとの契約の中に、観光案内等についても北九州市に次いで、そういう案内をスマートフォンで見れるような形となりましたし、あらゆる手を使って外国のお客様に対しては親切な形でサービスができるようにとってきてあります。地域協力隊のそういうことを備えている人を採用することは大賛成でございます。

ちょっとほかによろしいですかね。ほかに秘策ですけども、今、NHKさんとも話しているのは、タモリの「ブラタモリ」か「鶴瓶の家族に乾杯」、どっちか持ってきてもらえないだろうか。そういうことで一気に爆発的に柳川においでいただくならというふうに思っておりますので、そういうことも要請をしていきたいというふうに思います。大河ドラマについては時間がまだかかるようでございますので、そういうこともこれからも進めて柳川を紹介していきたいと思えます。

先日、柳川の紹介で、これはレストランの紹介とお好み焼き屋さんの紹介がありましたら、翌日は、ちゃんぽんの発祥地ということで外まで並んでありましたし、テレビの効果というのは物すごいんだなということと、お好み焼き屋さんも、議員の中にも食べてあった方もあったんですけども、その店のオーナーは私の友達ですけども、あの人はテレビが怖いとかいって、たくさん皆さんが注文してあったということで、てんてこ舞いということでございますので、そういうメディアを使う方法もあるかなというふうに思っています。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

冒頭に言いましたように、ことし、来年、世界的なスポーツの祭典が日本各地であります。

だから、とりあえず観光客が一人でも多くこの柳川の地に来ていただくことが大切であります。その人たちから柳川のよさが世界に発信されていって、また、それを見て柳川に来てくれると思いますので、そういうことをぜひ積極的にやっていきたい。

福岡からも新幹線だったら20分ちょいで来ますし、ワールドカップの会場の大分だけがちょっと遠いぐらいで、熊本も中心部の会場と決まっています。だから、選手じゃなくて、応援に見えた方を柳川の地に取り込んでいただきたいと思います。そのためには、やっぱり窓口となる観光案内所には言葉を自由に使える方が必要だと思いますので、ぜひ早急にそのような対策をお願いしていただきたいと思います。

これでこの質問は終わらせていただきます。

続きまして、10月から幼稚園、保育園の3歳以上が無償になりますけど、私、この間、ちょっと地元の園長先生と話して心配していますと言われたのが、何でですかと言ったら、皆さん無償というのが頭にきています。本当に無償じゃないんですよと言われたんですよ。何でですかと言ったら、保育料は無償だけど、今の義務教育と変わらない、給食費に関しては無償になりません。だから、そういうのは徴収しなきゃいけませんけど、先行して無償というのは言っているから、親御さんたちからただじゃないんですかとかいう声が出てきたときがちょっと不安だと、心配だと言われましたので、その辺、実際どうなっているかお聞きしたいんですけど、よろしいでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

幼児教育・保育無償化の制度の概要につきましては、新谷議員の御質問にお答えいたしましたとおり、幼稚園、保育園、認定こども園などの利用料が3歳から5歳の全ての子供について無償化され、ゼロ歳から2歳の子供については、住民税非課税世帯のみ無償化されるということになります。認可外保育施設の利用料につきましては、保育の必要性が認定された場合に無償化されることとなります。

しかしながら、保護者から実費で徴収している費用につきましては、無償化の対象外とされています。対象外の費用としては、給食費、通園送迎費、行事費、教材費などでございます。

無償化の対象外の費用のうち、給食費について、現行では幼稚園においては保護者が利用料のほかに主食費と副食費を実費負担しております。一方、保育園におきましては保育料の一部として副食費を負担し、保育料のほかに主食費を実費負担することとなっております。この主食費につきましては、御飯をお弁当に詰めて持たせる園もありますし、実費を徴収されている園もございます。

このように、基本的に保護者の実費負担、または保育料の一部として負担をしてきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持するとの基本方針が示され

ております。

高田議員御指摘の給食費の取り扱いについては、基本的に保護者が実費負担することに変更はございませんが、幼児教育・保育無償化に伴い、一部見直しが行われることとされております。

本年10月の無償化後は、給食費については幼稚園や保育園においても共通の取り扱いとなり、利用料は無償化となりますが、主食費、副食費について、ともに保護者の実費負担となります。

また、給食のうち副食費について、幼稚園、保育園にかかわらず、生活保護世帯やひとり親世帯、市民税非課税世帯などは副食費の免除を継続していくこととされています。さらには、今回、免除対象を拡充いたしまして、生活保護世帯、ひとり親世帯、住民税非課税世帯などの年収3,600千円未満相当世帯の全ての子供及び全所得階層の第3子以降の子供については副食費が免除となります。

給食費の負担について整理をいたしますと、本年10月の無償化後は、給食費のうち的主食費は、3歳から5歳の全ての子供について現行と同じく実費を御負担いただき、さらに、年収3,600千円を超える世帯の第1子や第2子の場合は主食費と合わせて副食費の御負担をお願いすることとなっております。

このように、幼児教育・保育無償化に関して、給食費の取り扱いの見直しについても複雑でわかりにくい制度となっておりますので、情報収集を行いながら、保護者に向けて丁寧な説明と周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

今聞いても大変複雑で、ちょっと聞いただけでは理解ができないような感じでありますので、私たち議員じゃなくて、特に利用している保護者の皆さんにその辺がわかりやすく説明できるようにしていただきたいと思っております。これもなるべく早く周知徹底をして、園長先生から聞いたら、保育料の中に副食費も含めているから、副食費が入っていると思っていない父兄が多いと言われるんですね。無償化とっていて、今度は副食費を取りますという形になったら、ちょっとその辺でトラブルが起きないかなという心配でしたので、その辺のトラブルがないように、早急に対策をしていただきたいと思っております。

続きまして、3歳未満についてお伺いします。

今、3歳未満は無償にはならないということでしたけど、現在、柳川市は第3子優遇として、第3子については3歳未満でもたしか無償化してあったと思いますけど、その辺はどうでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

市独自の事業であります第3子優遇事業につきまして、高田議員の御質問にお答えいたし

ます。

現行の第3子優遇事業の内容でございますが、子供が3人以上いる世帯が対象となっております。幼稚園や保育所を利用している子供の利用料の半額を免除したり、認可外保育施設や障害児通園施設を利用している子供には利用料の半額を助成するというものでございます。さらには家庭内で養育している子供には月額5千円の手当を支給するという事業となっております。

また、この対象となるのが、小学校6年までの児童を含み、3人目以上がゼロ歳から5歳の就学前児童がいて、市民税所得割額が97千円未満の世帯というふうになっております。

本年10月の幼児教育の無償化に当たって、今回、第3子優遇事業の内容の見直しを行うこととしております。

幼稚園や保育園の利用料につきましては、国による段階的無償化が平成26年度から導入されておりました。年収3,600千円未満の世帯の第2子を半額、そして第3子を無償とされたことなど、国の制度と市独自の制度による軽減策が重なっておりまして、非常に複雑化しているところでございます。加えて今回の無償化の実施ということになりますので、本市独自の利用料の半額免除につきましては、無償化が行われるときに整理統合を行う予定でございます。

無償化の実施時期が10月でございますので、平成30年度まで市の制度によって利用料が半額とされていた子供につきましては、経過措置を設けて、引き続き9月まで利用料の半額免除を実施してまいるといふふうに考えております。

また、家庭内で養育している第3子の子供の在宅手当につきましては、現行が月額5千円となっておりますところを月額7千円に増額するなどの拡充を行うことで本議会に提案しているところでございます。

この第3子在宅手当につきましては、新谷議員の答弁の際にも御説明をいたしました。子供が小さいうちは在宅で子育てに専念したいという親の思いを後押しすることが主な目的ですが、間接的に保育士不足対策にもつながるのではないかと考えております。

あわせて、ゼロ歳から2歳までの子供の新制度移行した幼稚園、保育園、認定こども園の利用料につきましては、国の制度で住民税非課税世帯のみ無償化ということになりますが、その他の所得階層の世帯の子供の利用料につきましては、これまでどおり市の財源を投入いたしまして保護者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

幼児教育の無償化を遺漏なく円滑に実施し、子供の幸せにつながるように、子供を産み育てやすい環境の整備を進めてまいります。よろしく申し上げます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

そういうふうな優遇措置はどんどんしていただきたいと思っております。私の持論ですけ

ど、とにかく負担は低く、サービスは高くしていただきたいと思っております。

これで質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時 52 分 休憩

午後 2 時 4 分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、19 番伊藤法博議員の発言を許します。

19 番（伊藤法博君）（登壇）

どうも皆さんこんにちは。ただいま議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、まず 1 つとして柳川農業の進むべき方向、そして 2 つ目が生きがい農園についてお尋ねしたいと思います。

まず最初に、柳川農業の進むべき方向についてお尋ねいたします。

柳川市の基幹産業である農業における作付体系は、米、麦、大豆の二毛作が耕作面積の大半を占めています。最近、多くの農業関係機関、農業関係者から米、麦、大豆の品質、収穫量が年々低下、減少しているとの指摘がなされています。米の需給バランスに基づく減反政策により、水稻の作付率は水田面積の 50% 程度に減少していて、残りの 50% の多くは大豆の作付がなされています。

そうした中で、柳川地域では夏場の表作として、揚水機ごとに水稻の作付をする地域と大豆を作付する地域を 1 年ごとに転換させる、すなわち毎年 1 年ごとのブロックローテーションによる米、大豆の作付が交互に行われています。そして、夏場の水田面積の大半を米、大豆での作付をし、冬場の水田面積の大半を裏作として麦の作付が行われる二毛作体系が長年維持されています。

水田は、水稻を作付することにより、窒素、リン酸、カリの化成肥料を散布し、田んぼに水を張り、大量の水を間断かん水することにより稲を育てます。そのかん水する多量の水に含まれる有機物、無機物、微量元素等が補給され、稲の生育の機能保全を過去何百年かにわたって維持し、支えてきました。しかし今日、米、麦、大豆の品質の低下、収量の低下等が顕在化していることにより、水田の地力低下が問題視されるようになってきています。

大豆は栄養価の高い食品として知られています。大豆は畑作物ですので、多湿を嫌います。適度の雨が降れば育ち、空中の窒素を根の根粒菌で固定するため、無肥料でも生育します。このことが水稻と違って大量の水が必要ではなく、かん水による大量の水が水田に供給され

ません。かん水による大量の水に含まれる有機物、無機物、微量元素等が補給されず、しかも無肥料で生育する大豆は、栄養価が高いため大量の養分を土壌中から吸収するため、大豆作付後は地力の低下が避けられません。このため、1年ごとの米、大豆のブロックローテーションでは、水田の地力の回復は十分ではありません。このため、稲わら、麦わらを焼却せずに土中にすき込む指導や土壌改良剤、堆肥等の有機質肥料の水田への投入が奨励されています。

水稻の作付は、米の需給関係から水田の50%以上つくれません。現在、米、麦、大豆だけ作付している専業農家は、栽培技術の進化や農業機械の開発・発展、多機能・多様種化、大型化により、10ヘクタール以上の作付が可能になっています。しかし、米、麦、大豆だけ作付している専業農家は規模が大きくなるほど播種・育苗・田植え・収穫時期には作業労働が集中し、過重労働になっていて、それ以外の時期は比較的余裕があるように見受けられます。

また、柳川市内の全ての農地4,000ヘクタールを仮に米、麦、大豆の10ヘクタール以上の作付をする専業農家に任せるとすれば、400経営体以内で全ての柳川市の水田面積をカバーすることができます。このことは、ほかの数千戸の農家はいなくても、農地は全て作付されるということになります。しかしながら、米、麦、大豆だけに頼った農業体系では、地力の低下による作物の品質の低下、収穫量の低下は避けて通れませんし、播種・移植・収穫時期の過重労働とそれ以外の時期の余裕がある作業労働との極端な格差、そして、数千戸の農家の不要論に行き着きます。また、米、麦、大豆だけに頼った農業体系では、作付規模の拡大により一経営体の所得は増加しますが、経営体総数は減少します。そのため、柳川市全体の米、麦、大豆の販売高はほとんど変化がありません。

以上のことを考えると、多くの既存農家を生かし、地力の回復・維持を図り、作業労働の年間を通しての平準化がなし遂げられ、勤労者世帯と同等以上の所得を目指し、柳川市の農産物の販売高の増大が図られ、夢と生きがいを感じられ、若い人が意欲を持って就農できるような農業体系、農業システムを構築することが、これからの柳川農業の進むべき方向ではないかと思います。

柳川農業の進むべき方向性の一つとしては、施設園芸を経営の中心に据えること、また別の方向性としては、米、麦、大豆のほかに各種の野菜栽培を取り入れ、米、麦、大豆、各種野菜の複合作付を輪作することにより、経営の安定、地力の回復、作業労働の平準化が図られるものではないかと思います。

表作の米、大豆以外に、夏場に作付される野菜としては多くはありませんが、オクラ、ブロッコリー、カボチャ、ゴーヤ、キュウリなどがあります。裏作の麦作以外の冬場に作付される野菜は多種多様あり、レタス、高菜、パレイショ、ネギ、タマネギ、ホウレンソウ、キャベツ、白菜などがあります。1年を通して米、麦、大豆以外の作物を作付に取り入れて、作業労働の分散化、平準化を進め、3ヘクタールから5ヘクタール程度で勤労者世帯と同等

以上の所得を目指す必要があるように思われます。

10ヘクタール以上の米、麦、大豆作付専業農家は、一方ではその経営規模に現時点では安住しておられるように思います。また一方では、その規模の米、麦、大豆の専業農家では、新たな作付体系への挑戦も時間的にできないのが現実ではないかと思われます。しかし、このままの米、麦、大豆作付による品質の低下、収穫量の低下等、作業労働の極端な偏りなどの弊害から逃れることはできません。そういった弊害をなくすためには、ある程度の経営規模を縮小して、堆肥、土壌改良剤の継続的な投入を図ったり、野菜栽培を導入し、輪作体系をつくり上げることが必要になってくるのではないかと思います。

今回、そういった意味で、米、麦、大豆に野菜を取り入れた複合経営についてお尋ねをしたいと思います。

以後の質問については自席から質問しますので、議長のお取り計らいをよろしく願います。

19番（伊藤法博君）続

まず最初に、現在、柳川市における農家の実態、専業農家数、第1種兼業農家数、第2種兼業農家数はどのようになっているかをお尋ねします。

農政課長（木下 隆君）

伊藤議員の御質問にお答えをいたします。

平成27年の農業センサスによりますと、専業農家数286戸、第1種兼業農家数111戸、第2種兼業農家数319戸、総数716戸でございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

済みません、専業農家数はどれくらいやったですかね。

農政課長（木下 隆君）

専業農家数は286戸でございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

作物の生育期間、播種から収穫まではどのようになっているか、主な野菜について御質問したいと思います。

農政課長（木下 隆君）

柳川の土壌で栽培が可能な野菜ということで、南筑後普及指導センターへ問い合わせました結果を申し上げます。

まず、オクラでございますが、4月中旬に播種をして、6月下旬から10月下旬まで収穫を行います。次に、カボチャは4月に播種を行い、6月下旬ごろから8月上旬まで収穫が行われます。次に、ブロッコリーは幾つか作型がありますので、冬出しで申し上げますと、7月

下旬に播種をしまして、12月中旬から2月中旬まで収穫を行います。次に、ニガウリを申し上げます。3月中旬に播種をしまして、6月下旬から9月中旬まで収穫を行います。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今、例を出されたやつは、主に夏場の表作に対応した野菜の、これは水稻と大豆と競合する作物の生育期間だと思いますが、私がお聞きしたかったのは、冬場の裏作としての野菜の生育期間がどういうやつがあってどれくらいかということでお聞きしておりましたが、自分が数年前から取り組んでいる高菜、レタス、ジャガイモ、極早生枝豆について述べてみたいと思います。

高菜は、秋どりは移植後2カ月余りの12月初め、そして、春どりは移植後4カ月の3月末に収穫できます。また、レタスは4月、9月移植では収穫までに1.5カ月、12月移植では収穫までに2カ月余り、また、ジャガイモは植えつけは春と秋の2回、収穫まで2カ月から3カ月、これは秋ジャガとか新ジャガということで皆さんが食されているものだと思います。また、極早生枝豆は植えつけから収穫まで約3カ月ほどになり、3月末、4月初めごろ作付をして、4月末には収穫が可能になり、裏作の麦のかわりにこういった作物をつくることができるんじゃないかと思っております。

それで、こういった作物をつくるには、やはり育苗ハウスを活用した野菜栽培での育苗期間及び本田に移植後の収穫までの期間はどの程度か、主な野菜についてお尋ねいたします。

農政課長（木下 隆君）

先ほどの答弁と同様に、南筑後普及指導センターに問い合わせました結果を申し上げます。

主な露地野菜の育苗期間については、作物の品種や気温により変化をいたしますが、おおよそ1カ月をめぐりに指導されております。霜がおりない4月以降から育苗を行う野菜については、25日から35日程度とされています。また、1月から3月の厳寒期での野菜の育苗期間はそれよりも長い30日から40日となっております。

本田へ移植し収穫までの期間は、オクラが約30日、カボチャが約70日、ブロッコリーが約80日、ニガウリが約40日となっております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今申されましたように、育苗ハウスを活用すれば25日から35日、4月以降の暖かい時期はそれくらいで移植できるような苗ができて上がりますし、冬場でも30日から40日くらいで本田に移殖できるような苗ができて上がるということでもあります。本田に移せば、その分だけ本田で栽培する期間が短くなるということですので、個人的に今感じておるのは、多くの野菜では一般的に育苗ハウスで1カ月程度育苗し、本田に移植すれば2カ月から3カ月程度で収穫できるようです。ただし、厳寒期は今申されましたように収穫までの期間が長引くようで

す。

私がやっているジャガイモでは、芽欠きをして育苗トレイで芽出しをさせ、育苗ハウスで5センチ程度になるまで育てることができ、それを本田に移植し、そして移植後2カ月程度で収穫ができます。こういったことをやっていけば、いろいろな輪作の可能性が広がってくるんじゃないかと思っております。

そこで、育苗ハウスを活用した野菜栽培では本田の栽培期間の短縮が図られるので、多毛作の作付が可能になるのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

農政課長（木下 隆君）

伊藤議員の御質問にお答えをいたします。

育苗ハウスを活用して野菜を栽培した場合、播種から定植までの育苗期間は圃場があくこととなります。野菜の作型を検討し、圃場での栽培を計画的に行えば、議員おっしゃるとおり、多毛作での作付は可能になると思います。

以上です。

19番（伊藤法博君）

私が数年前から取り組んでいる高菜は秋どりで、9月に播種して10月に移植すれば、12月に収穫ができます。すなわち、水稻の収穫後の10月に高菜を移植し、12月初旬に高菜を収穫すれば12月中旬までに麦の播種ができます。これで三毛作が可能になります。また、高菜の収穫後に麦ではなく、10月に播種したレタスを移植すれば翌年3月にはレタスが収穫でき、その後作として、2月に播種し、育苗ハウスで育苗したジャガイモを移植すれば5月には収穫することができます。これで、水稻作一作、高菜作で二作、レタス作で三作、そしてジャガイモと極早生枝豆などで四毛作となります。そういった輪作をうまく組み合わせれば、二毛作だけではなくて三毛作、四毛作、また、ホウレンソウとかそういったものを取り込めば、五毛作といったようなやつが輪作体系の中ででき上がるんじゃないかと考えております。

米、麦、大豆に野菜を取り入れた栽培体系で輪作を行えば、水田の地力回復や肥料の削減につながるのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

農政課長（木下 隆君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

野菜を取り入れた栽培体系で輪作を行えば、地力の回復や肥料の削減につながるのではないかとこの御質問でございます。

議員おっしゃるとおり、野菜を栽培する場合、特に収量アップを目指す上で施肥などによる地力の管理が行われます。したがって、その後に米や麦などを作付する場合、前作の野菜への肥料の効果で、地力向上や肥料の削減は期待できるものと考えられます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

そういった中で、三、四年前から試験的に野菜の後作として水稻の乾田直まきを行ってみました。

野菜の作付には大量の肥料を投入するため、どの程度肥料が残っているかわかりませんので、元肥は無肥料で播種しました。その後、乾田直まきの水稻の追肥として反当10キ口の尿素を投入しただけで標準的な収穫ができました。これは基本的には、四、五十キ口の元肥を田植え前に投入して、その後、また40キ口ぐらいの化成肥料を投入することで、やっと水稻の収穫ができますけれども、野菜を組み合わせれば、その点、大量に野菜に堆肥とか土改剤、それに化成肥料を多いときは100キ口から200キ口以上投入しますので、その分、どれだけ田んぼに肥料分が残っているかわかりませんので、余り最初から元肥を入れるわけにはいきませんので、その状況に応じて穂肥とかそういったやつで追肥をやっていかなければなりません。その追肥、穂肥をやったら尿素は10キ口程度で済んだということで、この点、米、麦、大豆での後作に比べると非常に化成肥料の投入が少なく、金額的にも何分の1かの金額で済んだというようなことを現実的に行うことができました。

それで、米、麦、大豆に野菜を取り入れた栽培体系では作業労働の平準化が図られるのではないかと思います、いかがでしょうか。

農政課長（木下 隆君）

野菜を取り入れた栽培体系で作業労働の平準化が図られるのではという御質問でございます。

米、麦、大豆の作型ですと、夏場や冬の時期、農作業にゆとりのある時間ができるとお聞きしております。したがって、そのすき間を埋める作型の野菜を栽培することで労働時間を平準化することは可能になってくると思います。

以上です。

19番（伊藤法博君）

米や麦、大豆に野菜栽培を取り入れた経営で、3ヘクタールから5ヘクタール程度であれば、三毛作、四毛作等の多毛作を計画的に組み立てていけば、農作業の平準化が図られるのではないかと思います。一経営体で10町以上の米、麦、大豆の作付から転換をして、農地の維持とか経営の労働力の平準化を図るためには、やはり規模をある程度縮小して、米、麦、大豆に蔬菜園芸等を取り入れた、そして、その規模も3ヘクタールから5ヘクタール程度で行っていけば、やはり勤労者世帯と同等か、また同等以上の所得が組み立てられるんじゃないかと思っております。

米、麦、大豆に野菜を取り入れた栽培体系では、どうしても育苗ハウスが必要になりますが、その支援策についてお尋ねします。

農政課長（木下 隆君）

育苗ハウスの支援策についてお答えいたします。

現在、育苗ハウスに関する国庫事業の補助メニューで、補助率10分の3の経営体育成支援事業と補助率2分の1の担い手確保・経営強化支援事業がございます。また、県単事業においては、補助率2分の1の活力ある高収益型園芸産地育成事業がございますので、これらの補助事業を有効に活用しながら支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

国庫補助事業や県単補助事業などで、3割補助、5割補助での助成措置がありますが、栽培面積が数ヘクタール以上でなければならないなど、採択要件が厳しく、簡単に受け付けてもらえません。

例えば、育苗ハウスをすれば、その育苗ハウスで作付する面積が4ヘクタールとか5ヘクタール以上でなければできませんよとか、そういった3ヘクタールとか四、五ヘクタールの農家に1つの作物とか二、三の作物で四、五ヘクタール以上の育苗ハウスを活用した作付を行いなさいと言われても、非常にハードルが高くてできません。

育苗ハウスは、米、麦、大豆の二毛作体系から蔬菜園芸を含めた多毛作体系へ転換するためのかなめとなる施設です。しかも、数十万円程度でできる施設ですので、市独自の使い勝手のよい助成措置をお願いしたいと思いますが、その辺、市長、今後検討していただきたいと思いますが、答弁をよろしく願いいたします。

農政課長（木下 隆君）

ただいま伊藤議員から申しつけられました使い勝手のよい補助事業ということで、現在、育苗ハウス以外にもトラクターであったりとか、コンバインであったりとか、高額な機械の補助メニューもございまして、そちらのほうも結構使えている状態でございます。

今後、ニーズを的確に把握しながら検討してまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今言う県単事業なんかでは、補助事業としてコンバインとか、普通型のコンバインは千四、五百万円ぐらいするやつ補助とか、トラクターも大きい機械だと10,000千円以上のトラクター、それとか管理機とか6,000千円、7,000千円というような半額補助のメニューはありますけれども、県単としてはそういった野菜関係の補助のメニューがほとんどありません。そして、国庫補助でもさっき言ったように栽培面積の制約があって、1つつくるのに作付面積が四、五ヘクタールとか、4ヘクタール以上とか、そういった枠があって、3ヘクタールから5ヘクタール程度の規模で農家をやってある中で、裏作とか減反に対応する野菜の作付では恐らく七、八反とか、多くても1町ぐらいの面積しか作付はできませんので、法人とか、そういった集落営農組織であれば何町か、大型の面積を作付することはできますけれども、

個人では1町程度の輪作をするのに、四、五町の枠をはめられても非常に難しいので、その辺はやはり市単独で、個人的な育苗ハウス、雨よけ施設は四、五十万円ぐらいでできると思います。

そういった点で、今の柳川の米、麦、大豆、二毛作体系で非常に水田も地力が落ちてくる、そういったやつを今後いかに、そして、多くの農家が農業に参入できるようなことにするためには、そういった輪作体系をつくり上げていかなければ、柳川市の将来の農業は展望が開けないと。先ほども言いましたが、今の米、麦、大豆では柳川市全体の売り上げは全くふえませんが、ただ、個人的に経営規模を10ヘクタールから20ヘクタールにすれば、一経営体の所得はふえますけれども、その分だけ農家戸数は減ってしまうというだけの話で、柳川市全体の農産物の売上高には結びつかないと。

そういうことを考えると、やはりもっと多くの農家の人に就農していただいて、農業を継続していただいて、米、麦、大豆とあわせて野菜、蔬菜園芸とか施設園芸を絡めて、そして柳川農業の販売高の向上に向けて努力をしていかなければならないと思います。

それで、米、麦、大豆に野菜を取り入れた栽培体系の育苗ハウスを活用したモデルケースの提示をお願いしたいと思います。

農政課長（木下 隆君）

モデルケースの提示をお願いしたいということでございます。ただいま南筑後普及指導センターとJA柳川、それに柳川市で、柳川の地に合った年間を通し作付できる野菜などの検討を行っております。具体的には、オクラとリーフレタス、それにスイートコーンを組み合わせた栽培モデルケースを現在調査検討中でございます。いましばらくお待ちいただけたらと思っております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

私も今申しましたように、過去数年間、米、麦、大豆と高菜、レタス、ジャガイモ、極早生枝豆、そしてカボチャ等を組み合わせた作付体系を構築したいと頑張っている所存ですので、行政の御支援、御指導をよろしくお願いしたいと思います。

そして、野菜栽培においては市場価格の変動が大きく、経営が不安定になる場合が多いですが、契約栽培などの対応についてどのような方法があるのか、お尋ねいたします。

農政課長（木下 隆君）

契約栽培の実施においては、農産物の安定供給や品質のよいものが求められると思います。また、必要とされるものが限られていると言えますので、今後、契約相手先を探す場合、本市といたしましては、JA柳川と連携をいたしまして対応していきたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

そういったいろんな補助とか技術的な指導のほかに、やっぱりこういった販売ルートの指導のほうも農協と一緒にあって私たち農家に御指導をいただければと思います。

平成31年度から収入保険制度が導入されます。その概要についてお尋ねいたします。

農政課長（木下 隆君）

収入保険について概要を御説明させていただきます。

この収入保険は、農家の方が経営努力では避けられない自然災害や農作物の市場価格の低下で売り上げが減少した場合に、収入の一部を補填される制度ということでございます。

窓口は農業共済組合となっております。農政課で持ち得ている情報でございますけれども、加入対象者は青色申告を行っている農業者、基本的に農作物ならどの品目でも加入対象となる、それから保険料率が約1%程度、この基準収入の9割を下回った場合、下回った額の9割程度が支払われるということでございました。

以上です。

19番（伊藤法博君）

本当に野菜の価格変動が非常に激しく、ことしなんかは温暖化でレタスが暴落して採算割れの状態が続いておりますけれども、そういったことに対しては、やはり収入保険とかの制度設計が必要じゃないかと思っておりますので、今後そういった加入に向けての指導をよろしくお願いしたいと思います。

次に、生きがい農園についてお尋ねいたします。

昨年6月議会で、高齢者の生きがい対策に市内にある遊休農地を活用すべきだとの質問を行いました。その答弁として福祉課長から、「家庭菜園で楽しみながら野菜をつくることは、畑の手入れのために体を動かしたり、何をつくらうかと考えたりもしますので、健康の維持や生きがい対策につながるものだと思います。また、活用されていない田んぼの有効利用の方策の一つとしてもよいアイデアではないかと思っております。しかしながら、いざ具体化しようと考えてみますと、多くの課題が浮かびます。高齢者だけの福祉施設とするのか、費用対効果や利用者負担のあり方はどうするか、管理運営の主体はどこが担うのか、既にある民間の貸し農園はどうなるか、農地貸し借り上の法的な問題はどうかなど、幾つか課題が浮かびます。そういうことから、高齢者の生きがい対策ということでの質問でありましたが、全ての世代にも関係しますし、市のいろんな部局も関連があります。これからいろんな角度から検討していきたいと思っております」と答弁をさせていただきました。

また金子市長からは、「今回御提案いただく分については、担当部署と十分協議をしながら、将来の高齢化社会に対応できるような施策としてはいいんじゃないかというふうに思っておりますし、また、汗を流すことによって健康でもあるし、今言われるように、少々変形したキュウリでもおいしいだろうし、自分がつくったキュウリというのは何でもおいしいだろうし、そういうことを積極的に検討するよう指示をしたい」というふうに答弁されています。

6月議会より8カ月ほど経過しましたが、市の部局ではどのように検討され、どのような結論に至ったのかをお尋ねいたします。

農政課長（木下 隆君）

6月定例会で伊藤議員から高齢者の生きがい対策について御質問いただきました。関係部署で検討、協議を行いました。その進捗について、少し長くなりますが、お答えをさせていただきます。

生きがい農園の設置については、市民農園や農地を担当する農政課、農業委員会と高齢者の生きがいづくり推進を担当する福祉課を交えて協議を行いました。

地域における団体等による生きがい農園については、農地の有効活用と高齢者の生きがいづくり、地域コミュニティの活性化などの観点から、開設の支援をしていくという結論に至りました。

また、協議を進めるに当たり、農地を適正に利用することを確保するため、市民農園については幾つかの法制度が設けられており、3つの開設形態の中から実態に合致するものを検討してまいりました。

その3つの開設形態として、1つ目に市民農園整備促進法によるもので、これによる市民農園とは、主として都市の住民の利用に供される農地及びこれらの農地に附帯して設置される農機具収納施設、休憩施設などとされています。市民農園整備促進法による市民農園は、都道府県が基本方針を定め、市町村において市民農園区域の指定を行い、設置することになっています。

2つ目に特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律（特定農地貸付法）によるもので、特定農地貸付方式による市民農園の開設は、地方公共団体、農協、NPO、企業、団体までさまざまな者が行えるようになっています。このうち新たに開設主体となる者は、市町村との貸付協定が必要となります。

また、開設の形態としては、10アール未満の農地の貸付、相当の者を対象とした定型的な条件、営利を目的にしない作物の栽培を行う5年を超えない期間の設定による貸し付け、賃借権、あるいはその他の使用収益を目的とする権利の設定による貸し付けとされています。

3つ目に農地を利用して農作業を行う農園利用方式によるものは、農業の方が農園に係る農業経営をみずから行い、利用者が農作業の一部を行うために入場する方式で、農業者の指導、管理のもとに利用者の方々がレクリエーションなどの目的のための複数の段階で農作業を体験するものでございます。

これらの開設形態の中から、現在、柳川市で集落にほど近く、遊休農地になりかねないような農地を生きがい農園として開設すると仮定した場合、唯一合致するのは特定農地貸付方式であると思われます。

また、高齢者を初めとする地域住民の生きがい対策及び地域住民の交流の場として、地域

資源である農地を有効活用した市民農園づくりを推進することを目的とすることから、市民農園を開設する者に対し市民農園開設の支援を検討してまいりました。

詳細についてはまだ決定しておりませんが、イメージとしては、市民農園を開設する者に、農園開設に係る区画割やかんがい用水の確保に必要な資材、設備の購入及びその他開設の周知に必要な経費として、1施設50千円を上限に1回限りの補助を行うことを検討しております。

この予算につきましては、平成31年度当初予算、6款1項3目・ふれあい農園推進費、19節・負担金補助及び交付金に柳川市生きがい市民農園開設支援補助金として、1件50千円の3カ所分、計150千円を計上し、御審議をお願いしたいと考えておるところです。

以上です。

19番（伊藤法博君）

市民農園を開設するには3つの方法があるということで、先ほど述べられました2つ目の、地方公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有している者の場合、農家などが開設する場合にそういったいろんな御支援をいただくということでございますが、生きがい農園を開設するためにはどのような法的手続が必要なのか、お尋ねいたします。

農政課長（木下 隆君）

生きがい農園を開設するための手続についてでございます。

現状では特定農地貸付方式が最も現実的な方法と思われませんが、先ほど申し上げましたとおり、農地の借用に関して、新たに開設主体となる者は、市町村との貸付協定が必要となります。

農園開設に係る手続の流れといたしましては、開設主体と市による貸付協定の設定、開設主体が利用者への貸付規程の作成、農業委員会へ特定農地貸し付けの承認申請、農業委員会の特定農地貸し付けの承認決定、農地所有者と市との間で所有権、または収益権の設定、市と開設主体との間で使用貸借による権利、または賃借権の設定、開設主体と利用者との間で使用収益権の設定、以上の手続により、開設主体は所有権、または使用収益権を有し、市民農園利用者への農地貸し付けを行う準備が整います。

また、補助金に関しては別途手続が必要となります。

農園開設に関する御相談については、農政課のほうで対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

19番（伊藤法博君）

ただいま法的な手続の手順を答弁していただきましたけれども、この制度に基づく農園開設に当たっては初めてでございますので、やはり行政等の指導が必ず必要だと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

そして最後に、現在の米、麦、大豆の二毛作の農業体系から、米、麦、大豆に蔬菜園芸を取り込んだ輪作体系の、しかも、3ヘクタールから5ヘクタール程度の経営規模で十分な所得が得られるような経営の柱になるのは、やはり育苗ハウスを各農家が持たないことにはできませんので、その辺の市における迅速な、そして強力な御支援を切にお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後2時52分 休憩

午後3時4分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんこんにちは。緒方寿光です。

まず、質問を行います前に、冒頭ですが、このたび2月24日に政府主催によります天皇陛下御在位三十年記念式典が行われました。ここに謹んで心よりお喜びを申し上げます。

早速、市民の皆様からいただきました多くの貴重な意見を、そして提案をもとに、平成元号での最後となる一般質問をさせていただきます。60分の限られた時間です。内容ある議論を強く望みます。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしく願います。また、議長の取り計らいをよろしく願います。

今回の私の質問は3つです。

まず1点目は、市役所の経常経費の削減の方針と削減へ向けての具体的施策について質問をします。

なぜ今回質問をするのか。それは、私自身、昨年12月議会において、今、実効性ある行政改革を推進すべきときではないかと質問をさせていただきました。そして、金子市長からいただいた答弁内容は、市民文化会館、クリーンセンター、火葬場の建設を進行する中で、不要になった事業はやめ、そして必要な事業は重点的に、メリハリのある行政運営を一層進めていく必要があるという御答弁をいただきました。そこで、具体的に市役所の経常経費の削減に向けての市長の方針と施策をお聞きします。

2つ目の質問です。市役所の組織機構の見直しの必要性和市長の方針並びに施策を質問いたします。

なぜ今回質問をするのか。それは、今、柳川市は企業誘致や起業誘致、そしてまた、学校などの積極的な誘致が必要ではないかと考えております。特に専門的なセクション、例えば、

誘致推進課等が早急に必要ではないか、私はそう考えているところでございます。そして、その誘致の成果を出していく時期にもう来ているのではないか、そう強く考えるわけでございます。なぜか。それは、若者の雇用の確保や人口減少対策、そしてまた、特に税金を生む事業を専門的にスピードを上げて取り組んで成果を上げていく。この自主財源の乏しい柳川市の若者の市外流出に歯どめのかからない今の現況を見ていますと、喫緊にこのことが課題であると考えられるわけでございます。

また一方では、危機管理体制を万全としていくことも強く望まれます。例えば、地球温暖化により、台風や大雨、そして地震等々、最近ふえておりますが、今後そういう危機が予測される中において、特に市内の各地域においては高齢化がますます進んでおりまして、災害時の、特に自主防災組織をしっかりと構築していくことが、さらには並行して、これまで考えられなかった事件も最近たびたび起こっております。例えば、道を尋ねてのひったくり事件、そういう事件が発生しております、今後も今までにないような事件、事故が発生する可能性は高いと考えております。さらなる安全・安心対策の充実が必要です。そこで、例えば、防災安全課などの創設が今必要ではないかと私は考えております。

要は時代ニーズに合った、市民ニーズに合った市役所の組織機構の見直し、機構改革が必要ではないでしょうか。そこで、市長の市役所の組織機構の見直しに対しての見解と今後の方針をお聞きします。

3つ目の質問です。市のさらなる観光振興、また、滞在型観光へ向けての具体的施策をお聞きします。

なぜ今回質問をするのか。それは、いよいよこの筑後地方を中心とした、沿線の新鮮な食材を電車内のキッチンで調理して、そして、できたての温かい料理が提供される西鉄観光列車「THE RAIL KITCHEN CHIKUGO」がこの3月末から運行されます。

さらには、福岡空港に乗り入れる西鉄の高速バス路線が充実され、既存の福岡空港と大牟田、荒尾を結ぶ路線が、今月、3月23日からは新たに西鉄柳川駅を經由するルートが設けられ、1日2往復となります。

そこで、当然のことながら、3月末からは柳川市内への国内外からの多くの観光客がこれまで以上に見込まれる中、柳川市として最も大事なことは、特に駅に到着された観光客が柳川市内の周遊をいかに楽しんでいただくことができるのか、市内での滞在の時間をどれだけとってもらえるのか、この点において、市として具体的な施策が早急に必要だと私は考えております。つまりは、観光客の滞在時間を延長し、宿泊客をふやし、さらなる市の経済活性化のための具体的施策について、今回、市長に質問をさせていただきます。

これから先の具体的な質問は自席から一問一答方式で行います。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

壇上からの質問は以上となります。自席より引き続き質問をさせていただきます。

16番（緒方寿光君）続

まず、市役所の経常経費削減の件について具体的な施策をお聞きしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、最も市として重要な財政運営が今後ますます厳しくなると考えられる中で、特に私は事務事業の見直しを、洗い直しを今回は大いにやるべきときに来ているのではないかと、そう考えているわけであります。

そして、質問に移りますけれども、前回、私、12月議会でも質問しておりました。特に、人件費の義務的な経費を全体を縮減して、そして、その経費を税金を生む事業に、もっとその部分を投資事業に充てるという自主財源を確保するための施策が必要ではないかと質問をさせていただきました。そして、市長のほうから御答弁をいただいております。まず公共施設の統合再編を行う、そして、事業の選択と集中を行う、受益者負担の適正化、このことについて、さらに踏み込んだ見直しに着手して、持続可能な財政基盤を確立するために行財政改革は絶えず推進していく必要があるという答弁をいただきました。

そしてさらには、現在、市民文化会館、クリーンセンター、そして、新しい火葬場等々の建設事業が進行しているので、不要な事業はやめて、必要な事業は重点的に、メリ張りのある行政運営を一層進めていく必要があるという御答弁をいただいておりますが、具体的に市長が今後何をどのような方針を持ってここを進めていかれるのか、施策につきまして、ぜひお聞きしたいと考えております。

財政課長（島添守男君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

平成31年度の具体的な施策としましては、歳入対応型の予算編成のため、平成28年度より取り組んでいる枠配分予算と重点施策の選定による予算の重点配分を引き続き実施することとしております。

この枠配分予算とは、経常経費について一定の予算枠を経常経費一般財源として各部に配分し、その中で予算編成を行います。各部がこの予算枠の中で事業の取捨選択を行うことで、経費削減への職員意識を徹底することに加えて、住民に近い現場の視点が反映された効果的な事業の選択と集中を行うものです。

第3次行財政改革大綱において、経常一般財源の削減目標を平成28年度からの5年間で10%としており、枠配分予算導入の平成28年度からの4年間で、予算削減額の累計は9.5%、約169,000千円となっております。

また、市の公共施設につきましては、公共施設等総合管理計画で平成38年度までに延べ床面積を20%削減するという目標のもと、平成30年度から31年度にかけて2カ年で、公共施設の統廃合や複合化、長寿命化のための個別施設計画の策定に今現在取り組んでおるところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございました。特に今、行財政改革によって9.6%削減して2億何ぼ削減をしたという話がありましたけれども、今回、当初予算案を見てみますと、平成31年度は319億円となっております、昨年は293億円、トータル、比較しますと2,660,000千円、予算案として出てきているわけですが、膨れ上がっていると私は考えております。確かに行財政改革で9.6%も削減されたということにつきましては多少評価させていただきたいと思いますが、しかしながら、今の予算の現況、そして、事務事業の見直しを含めまして、まだまだしっかりと削減すべき点が多々あるのではないかと私は考えております。

市長から御提案があって、今、市民文化会館、クリーンセンターの建設が進んでおりますが、特に文化会館の建設事業については、市としまして2015年9月、これは策定していた基本計画の中において工事費35億円以内と、そして、用地取得費を含めて総事業費40億円以内とされてあったわけですが、最終的に工事費は4,286,000千円として、総事業費は4,941,000千円となりまして、当初の枠の計画よりも8億円近くふえております。そしてまた、新クリーンセンターにつきましても、税込みだと考えておりますが、約100億円だったものが最終的な事業費は12,150,000千円となっております、当初の計画から事業費は21.5%の増額となっておりますのでございます。

さまざまな環境の変化があって理由がいろいろあるというお話があったわけですが、私自身は、やはり当初計画の枠の中で創意工夫をしながら、この予算の中で何とかしているんな形でおさめていくという努力が必要ではなかったかと。そして、柳川市の身の丈に合った施設でよかったのではないかと、今でもそう強く考えておるところであります。当然、事業枠がオーバーしたわけですので、今後、柳川市の負担額も大きくなりますし、特に維持管理費がかかってくるわけですので、当初計画よりもかかるわけですのでございます。

私自身は民間での仕事の経験もございしますが、要は、当初の事業コストの計画がある中で、その枠をオーバーした場合には、やはりどこかでそのコストがオーバーした分は削減をします。そしてなお、今の売り上げ計画よりももっと増額の売り上げ計画を修正していくというのが大体民間の経営だと考えております。市役所だから、公共だから違うよと言われる方もたくさんおられますけれども、私自身はこれからは市役所も経営だと思っております。

そういった意味では、やはり今後財政計画、見直しされているいろいろ出てきておりますけれども、大変厳しい、これまでになかったような中期財政計画をいただいておりますし、このまま進みますと大変厳しい状況に陥るのではないかと私は考えているところでございます。

そこで、質問させていただきますが、経常経費の削減の目標値、これからどのように考えていかれるのか、そして、31年度においてはどのような施策をもって経常経費の削減を、具体的に何をもって、目標値を持ってどうされようとしているのか、その点につきまして市長にお尋ねをさせていただきます。

財政課長（島添守男君）

緒方議員の御質問にお答えします。

年々持続して固定的に支出される経費である經常経費のうち、義務的経費の増加については、財政構造の硬直化を招くものであります。この経費が増加し、一般財源に占める割合が高まっていけば、住民ニーズに応えるための政策的な事業に使える予算が少なくなることを意味します。そのため、これをいかに抑えるかが今後の柳川市の財政運営においての重要な課題であると認識しております。

この課題に対応するための具体的な施策については、先ほども少し取り組んでいることとして述べたものでございますけれども、經常経費のうちの義務的経費につきましては、その推移に留意し、なお一層の削減につながる行財政改革を進めてまいりたいと考えております。以上です。

16番（緒方寿光君）

御答弁いただいておりますが、ちょっとわかったようなわからないような抽象的な御答弁をいただいているわけですが、要は、第3次行財政改革大綱が今ありまして、31年度までの期限となっているようではありますが、今後、第4次行財政改革の策定を組まれることになると考えております。

一番大事なのは、やはりその実施計画を立てて、それを市民に公に透明に出していくということが今望まれることではないかと私は考えております。大綱だけ見せられても抽象的なことしかわかりませんので、実施計画を当然組まれていると思いますので、そこはやはり市民に透明に見せていただきたいと考えておりますが、その点については何か御答弁がありましたら教えていただきたいと考えます。

企画課長（池末勇人君）

今、緒方議員から行政改革の大綱につきまして公表すべきじゃないかというようなことでございますけれども、現在のところ行財政改革推進委員会等で推進の状況につきましては公表しておりまして、その後、推進委員会内でも検討したいと思っておりますけれども、公表できるような形でやっていければというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ぜひ公表していただきたいと思えます。大綱だけ見せてもらっても我々はわかりませんので、ぜひ書面で出していただきたいと思えます。

あともう一つは、行財政改革でどうやりましたとか、今後、義務的な経費をこれだけ削減しますとかいう話は、それはそれでいいんでしょうけれども、私が今一番やらなければならないと思うことは、やはり予算案も膨れ上がっている、そして箱物もこれから実質的に建設もしていく、そして市債もふえている、そのような中で、やはりもう一度柳川市としては事

務事業を見直すべきではないか、洗い直すべきではないか。

例えば、小さいことかもしれませんが、市の広報があります。今、月に2回発行されておりますが、市民の方からいろんな話を聞きますと、もう1回でいいのではないかと、充実させて1回出せばいいんじゃないかという意見もございまして、そして、1回にすれば区長さん方の手間もかからなくなるわけでありまして。私は、今これだけの情報網が、スマホだとかタブレットだとかパソコンとか、さまざまな媒体がある中で、果たして月2回広報紙を出す必要があるのかという考えであります。

この辺についてもやはり検討していただく必要もあると思いますし、例えば、ことし1月からでしたでしょうか、コンビニで証明書、住民票などの発行ができるようになりました。これからどんどん全国的に、柳川市に住所をお持ちの方はあらゆるところでとれるということになりますけれども、市民課の窓口業務にしましても、コンビニで発行ができるということになれば、多少やっぱりそこは縮減をしていくと申しませうか、窓口についても少し整理をして今後見直すべきところは見直していくというようなことが必要ではないかと話をさせていただいているわけでありまして。

当然のことながら、まだまだたくさん見直しをしなければならない案件はいろいろあると思いますけれども、その事務事業を見直さなければ、幾ら削減をします、何をやります、かにをやりますと言っても、本当に失礼ですけれども、削減する金額というのは私は余り出てこないと考えております。事務事業を見直すことによって、人の適正な配置もできるわけです。特に人件費が、その事業が一つあることによってやはりかかるわけですので、その事務事業の見直しがなければ、何も人件費の削減だとか、そういうことには至らないと、私はそう考えるわけですけれども、この件について市長の御見解があれば、ぜひ聞かせていただきたいと思っております。

市長（金子健次君）

1月にコンビニ交付という形で8項目か9項目が開始したんですけれども、実質的に利用してある人は少ないんですね。少ないというよりも、1つは、それについてはマイナンバーの登録をしなければならないということの普及率がまず低いと、福岡県下でも低いということで、大きな課題としては、マイナンバーの登録をしていただくということになるかと思っております。それに時間がかかると。そういうことで、ほとんど住民票とか印鑑登録とかの交付が、そういうコンビニでできるという形になった時点でそういうことも可能と思っております。

それと、先ほど提案されました市報の2回発行を1回にしたらどうだろうかと、そういうことで節減できるんじゃないかと。私はそれについては反対なんです。というのは、かなりのいろんな通知についてをあの中で肩がわりしておるので、そのことを1回だけにすると間に合わないということで、かなり今度は区長さんとかは文書を配布しなければ、郵送しなければならぬと。そういうことで逆に事務が煩雑になってしまうと。そういうことで2回

のほうがいいということで、これも区長会との話し合いの中で2回発行がいいんだということで出ていましたので、そういうことで今現在継続をしているということでございます。

それともう一つが、柳川市民文化会館、削りに削って、実質的には東日本大震災とか東京オリンピック等の人件費高騰、資材の高騰という形でああいう金額になりました。それは必要な分の施設でもあるわけです。そして、火葬施設についても、ごみ処理施設についても、これは必要な施設であって、ただ、ピークとして319億円は出ましたけど、これはピーク時になっておりまして、これからずっと下降していくというふうに分析しておりまして、合併特例債という柳川市が恩恵を受けることをフルに活用しながら交付税で充当してくれるということで、今の段階ではバランス上は私はいいというふうに捉えているところでもございます。602名あった合併当初の職員が今現在476名で、126名減しておりますので、その分についても御理解いただきたいというふうに思っています。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

先ほど職員数等々、市長の思いも聞かせていただいておりますが、現実として、人の数の話なんですけれども、特に、28年度は正規職員488名、再任用22名、嘱託職員226名、臨時職員69名。そして、29年度は正規職員が486名、2名減、再任用職員17名。ただ、嘱託職員が230名になっている。そして、臨時職員は66名と。そして、30年度は正規職員は478名、そして、再任用16名、嘱託職員は252名、臨時職員48名。今こういう人の数の推移になっているわけなんですけれども、人の定員管理と申しまししょうか、職員の管理につきましても、私が先ほど申しましたけれども、何といたっても事務事業を見直さなければ、この事業は果たして今必要なのか、この事業は少し削減してもいいんじゃないか。しかしながら、少子・高齢化、どんどん上がっていますので、高齢化対策、特に扶助費もどんどん今から上がると思います。さまざまな対策、こっちの事業はもっと充実させなければならない、しかしながら、こちらの事業はもう必要ないんじゃないか、削減すべきじゃないか、そんなことをやらなければ本当に適正な人員管理もできませんし、特に削減をどうやるのか、何%削減しますという問題ではないと思うわけですよね。そこを私は市長の考え、どんなふうに考えられるのか、そこを聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

今回、いろんなやりとりの中で、一般質問の打ち合わせの中で、安全・安心の課の創設ということで御提案があっているようでございますけど、今、交通事故の件数、またいろんな犯罪件数等も、ぐっと激減しております。それは、いろんな形で市民の努力、ボランティアの活動、そしてまた柳川警察の努力、また消防団、職員もあわせて、そういうことを総合して総務課に係を置いているんですけれども、ああいうことを改めて新設を私はしたくない

と。課を新設することによって課長が1人ふえてくるということで、そういう機構の改革はしていきたくない。逆に減らしていこうということを考えているところでございます。

そういうことで、いろんな形での見直しをやりながら私はやっていかなければならないというふうに思っています。若干、再任用の問題等も、法律的には年金が無給になりますので、採用しておりますけど、そういうことも含めて、いろんな形で検討しながら人件費は抑制に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

ちょっとこの件で最後に1点お聞きしたいんですけども、そうしますと、平成31年度には事務事業の見直しをされるのかされないのか、洗い直しをされるのかされないのか、ここについて具体的な施策をお持ちなのかどうか、ここをぜひ聞かせていただきたいと考えておりますが、何かありましたらよろしくお願いいいたします。

総務部長（石橋正次君）

事務事業の見直し、具体的にどういうことかということだと思います。

事務事業の見直しの具体的な施策ということでございますけれども、行財政改革におきまして、事務事業の整理統合が大きな柱となってくるのかなと思っております。各部署での事務事業を振り返り、そして、外部化、アウトソーシングですけど、そういった外部化や委託化も含めまして、効率化できる業務につきましては、廃止を含めた見直しの検討を進めていきたいということでございます。

31年度におきましては、本年1月に各課の行政ヒアリングをする中で、各部署の部長、そして課長に、各課の具体的な、そういった余裕があるものと申しますか、そういった部分のやつとか、簡素化、それから事務の手順の見直しとか、そういった部分で事務事業の削減についてできるものについては人事のほうに提出してくださいということでペーパーをもって指示をしておりますので、そういった部分も含めまして今度回収をいたした中で、また新たに検討していきたいと。そして、事務事業が削減できる部分については削減をしていくという方向で努力をしていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。まず私はそこをやらなければ、適正な人の配置だとか、削減をどこでどうやるのかとか、そういう話にならないと思うから事務事業の見直しはやっぱり31年度でやるべきじゃないかという提案をさせていただいているわけですので、総務部長から御答弁いただいてありがとうございます。ぜひ前向きに進めていただきたいと私は考えておるところであります。

次の質問に移ります。

先ほど市長も多少触れられましたけれども、組織機構の見直しにつきまして質問をさせていただきます。

まず初めに、市の総合計画が今あるわけなんです、特にこの中で、柳川に適した企業誘致、地場企業のビジネスチャンスの拡大支援と大きくうたってあるわけですが、その中で目標値を掲げてあります。内容は、企業誘致件数、29年度から31年度までに累計3件と、そして、市内企業の規模拡大支援件数累計10件という目標値が掲げられているわけですが、この目標値に対しましての今現在の進捗状況、そして、目標達成の見込みがあるのかどうか。さまざまな課題を含めまして簡単に結構ですので、まず御答弁をお願いしたいと考えております。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

緒方議員のほうからは、企業誘致、市内企業の規模拡大の進捗状況についてお尋ねございました。

平成27年度におきまして企業立地用地適地選定事業というものを実施いたしまして、柳川市における企業立地用地としての適地を把握したところでございまして、13カ所を選定いたしております。

企業立地用地適地選定後、企業からはピアス跡地周辺には7件、国道443号バイパス沿いに3件、国道385号沿いに1件、有明海沿岸道路インター沿いに1件の計12件の問い合わせがいただいております。

現時点での進捗状況につきましては、国道385号沿いに市内企業の規模拡大のための案件が1件となっているところでございます。

目標達成につきましては、今後ともしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。

前回、私、これは同じ質問をしているんですけども、失礼ですけど、大体この前と同じような答弁ではなかったのかなという気がしておりますが、いかがですか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

前回と同じような答弁ではないかということでございますけれども、前回、平成30年12月議会において問い合わせ件数につきましてお答えをいたしております。そのときは計10件ということでお答えをいたしておるところでございますけれども、それから約2カ月ちょっとたちまして、その間にまた2件新しい案件があって、問い合わせがあって、今協議を進めていると、そういう状況でございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

私自身は今の商工・ブランド振興課で多忙な、さまざまな業務を取り扱っていただいて頑張っていることはよく理解をさせていただいております。しかしながら、先ほど冒頭にも述べましたけれども、柳川市として果たしてこの脆弱な財政基盤を、できるだけ自主財源を確保するとか、そして、さまざまな経常経費を削りながらもっと税金を生む事業にシフトしていただくとか、ここの話については以前からさまざまな話をいただいているわけでございます。頑張っているのはよくわかるんですけども、これだけ時代が複雑化していますので、なかなか進まない。

そういった中で、先ほど機構改革の件で、安心・安全課の件で市長から触れられましたけれども、私は起業や企業誘致、そして、特に学校の誘致だとか、ここの部分についてはやはり専門的なスタッフを充実させて、今の商工・ブランド振興課の体制の中でこれを同時に進めていくというのはなかなか厳しい、スピードが上がっていかないのではないかと考えているわけでございます。

例えば、業務内容を私ちょっと拾い上げさせていただきましたけれども、商工・ブランド振興課というのは物すごい手広い業務をされているわけですよ。例えば、地場企業の発展による地域活性化、経営相談・支援の強化、企業の基盤整備推進、事業拡大支援による工業の振興、相談体制の充実、企業誘致の推進、新たな働き方への対応、学校との連携、そして交流促進、異業種交流及び産業間の連携の強化、販売拠点の検討、新規創業支援の強化による商業、そしてサービス業の活性化、空き店舗有効利用、そして商店街の活性化、個人商店の魅力向上、市内消費喚起による地場産業の活性化、大学・専門学校の誘致、ざっと拾い上げますと20以上あるんですよ。この20以上の業務を、今、商工・企業誘致推進係として多分兼務をされて4名いらっしゃると思うんです。そして、柳川ブランド推進係が2名おられると思うんですけども、私は今、税金を生む事業を本当に真剣に捉えて、そして企業誘致の成果を上げるということであれば、企業だけにはこだわりませんが、誘致推進課、ここをやはり創設すべきではないかと思えます。

先ほど市長から、人が今ぎりぎりで行っているんで、なかなか回す人がいないというような内容のお話をいただきましたけれども、そうではなくて、やはり事務事業を見直した上で、その体制も新しい市民ニーズがある、そして時代のニーズに合うようなセクションもつくるべきではないかと提案をさせていただいているところでございますので、この件について市長の御見解や今後の方針がありましたら、ぜひ聞かせていただきたく存じます。

総務部長（石橋正次君）

緒方議員の御質問に答弁をさせていただきたいと思えます。

誘致推進課を専門のセクションとして創設すべきではないかということの御質問でございますけれども、雇用や税収を生み出す施策は必要かと思いますが、さきの誘致推進をするセクションの問いにおきましては、さきのホテル誘致の際に商工・ブランド振興課の現体制の中で、一体的な現行体制の中で、庁内の隣の課、横の課とか、そういった部分での連携をしながら企業誘致等については対応してきたというところでございます。

そういった中で、ルートインのホテル等の誘致についても、誘致の経験も持っているという部分においても、現行の課でいいのではないかというふうにこちらとしては考えております。

また、先ほど企業情報の把握について専門家を雇用すべきではないかということでしたけれども、平成30年度から企業支援相談員1名ということで配置をいたしまして、年間200件程度の企業訪問を行ってもらいながら、企業誘致、それから地元企業の規模拡大の情報収集を行っているということでございますので、そういった部分も含めまして現行体制でやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

現行体制でいくということでございますけれども、そういう方針を出された以上は、またこちらがいろいろ言う段階にはならないわけでございますが、やはり事務事業を一回見直して洗い直しをしまして、適材適所を含めて、やはり専門のセクションは私は必要だと考えております。

今、特に市民の方々からよくお叱りを受けます。ピアス跡地、今、建物の解体があっておりまして、6月に解体が終了するわけでございますけれども、いつまで塩漬けにするのかと、あと何をどうしようとしているのかと、全然何をどうしようかわからないじゃないかというお叱りを今、私自身にいただいているわけでございますが、6月に解体が見込まれるということであれば、今からやはり調査研究をかけて、そして、今、企業が簡単に来ることはないと思ひます。特に時代も雇用もなかなかついてこないという中で、やはり若い人たちに本当に魅力のある企業をどう引き込むことができるのかというのがどこの地域も大きな課題として取り上げているわけでございます。

今、企業誘致についてそういうセクション設けているのは、調べましたけれども、全国で大体80%以上ですよ。そういうもので専門的に研究もしながら、さまざまなセールスにも行きながら、そして、条件もしっかりつくり上げながら、若い人たちに魅力のあるような企業をどうやって誘致していくのか、学校をどうやって誘致していくのか、このことが私は今この柳川市には求められていると考えましたので、さまざまな若い人たちからの御意見もいただいております。大学卒業しますけれども、東京に行きます、大阪に行きます、近いところは福岡市に転居します、こんな話ばかりですよ。そういった意味では、この柳川には、や

はり企業誘致に限らず、学校の誘致を含めまして、誘致のセクションが一つ必要ではないのかという考えで話をさせていただいておりますので、市長の考え、もしありましたら再度、くどいようですが、お聞かせいただきたいと思います。

市長（金子健次君）

何回か緒方議員とはこのことについて論争したことがございますけど、柳川の土壌とか、地盤とか、交通体系とか、いろんな形で若干不利な部分がございます。そういう意味では、定住化を促進して人口をふやしてとどめるといふ形を私も話をしてきました。しかしながら、今回はピアスという敷地がありますので、どうやって有効に活用していくかということを考えています。

1つは、ダンポリマーとか、いすゞ自動車とか、そういう企業が他市へ転出していきました。市内業者をいろんな形で企業関係においてはとどめておかなければならないというふうに思っております。仮に企業を誘致しても、どこかの場所にまた、大牟田に出ていった、久留米に出ていったということでは非常にまた停滞をしますので、実際の市内の企業のことも充実させていくということをお前提に考えていかないといけない。そこにはいろんな形で関連企業がありますし、そこに勤めてある人たちもいらっしゃいますので、そういうことも含めて大前提には考えていきたいというふうに思っています。

あとそのほかに、今度6月、7月ぐらいにはもう終わりますので、関心が今非常に高いもので、いろんな方、企業から問い合わせがっております。そういうことについては、私、トップに対しても問い合わせもっておりますし、そういうことについてはある程度の私の判断も必要だというふうに思っておりますし、議会の取り次ぎも必要であろうかと思っております。

これからピアスについてはいろんな形で相談をしながらやっていきたいと思っておりますし、確かに今日まで課に係を設けておりますけど、非常に難しい部分がありました。課を新設して、特別な課をつくって、そこにおいて果たしてできるかということについても、6万6,000人の自治体の中で財政的にも非常に厳しい問題がありますので、今できる範囲内で、再任用とか、そういうたけた人たちも含めて人的な配置をしていかなければならないかなというふうに思っているところでもございます。

ピアス問題についても重要な位置づけとして捉えておりますので、今後いろんな形で議会とも相談したいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

市長、答弁ありがとうございました。セクションについては私のほうから御提案しておりますが、あとは執行部のほうでどうされるのかは、ここは当然のことながら、新年度、ピアス跡地、そして、建物の解体が終了するわけでございますので、多少早急に研究を重ねていただきたいと思いますと考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

そして先ほど、くどいですが、防災危機管理課だとか安心・安全課が私は必要じゃないかと考えておりましたけれども、市長は必要ないんじゃないかというような御答弁をいただきましたが、私がなぜこの課が今必要になるのかということを提案させていただきたいと思いますが、特に今、自主防災組織が果たしてどれだけ立ち上がっているのかということにちょっと私は疑問を持っているわけでございます。

平成24年7月の豪雨災害、柳川も災害を受けましたけれども、その後、この自主防災組織が果たしてきょうまでどれくらい立ち上がったのか、そこをぜひ聞かせていただきたいと思います。

総務課長（松藤敏彦君）

緒方議員の御質問にお答えをいたします。

平成24年7月の九州北部豪雨での被害を受けてから現在までの自主防災組織につきましては、平成23年度に各地区社会福祉協議会及び市の婦人会消防クラブの20団体を自主防災組織と位置づけまして、備品等の配備事業を行っております。

平成24年7月の九州北部豪雨被災後からは、各地区社協を中心に、校区単位で避難訓練、防災マップづくりのワークショップを実施してきており、平成24年度に六合校区、25年度に中山、蒲池校区、26年度に中島、昭代、垂見校区、27年度に二ツ河校区、28年度に沖端校区、29年度に有明校区で実施してきたところでございます。

しかしながら、平成24年7月の豪雨災害で矢部川が決壊し、大きな被害を受けられました六合校区では、地区社会福祉協議会では自主防災組織としては組織、活動面で不十分であるということで、平成28年6月に、区長会、民生児童委員、校区公民館、交通安全協会、防犯協会、老人会、食進会、消防団で構成をされます六合校区自主防災会が設立をされております。

このように、大規模災害時には地区社会福祉協議会では自主防災組織としては組織、活動面で無理があるとの考えをお持ちの校区が出てきておりまして、東宮永校区でも自主防災組織の立ち上げに向けての協議が始まっているところでございます。

現在、柳川市校区まちづくり推進計画が策定中で、去る1月21日には、五十嵐佐賀大学教授を委員長といたします柳川市校区まちづくり審議会から柳川市校区まちづくり推進基本計画の提言を受けておりまして、その中でも自主防災組織などの共助の重要性が述べられております。

今後、校区まちづくりの推進と連携して、各校区での自主防災組織の育成を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。私が申し述べたいのは、やはり自主防災組織、私のほうもそ

うですけれども、特に南の地域、我々の地域を含めてそうなんですけれども、かなり高齢化しているんですね。そして、災害があったときに民生委員さんだとか、どこにどうきちんとした形で自主的にお連れするのかなど、そういうことがこれからの災害は最も重要になってくると思うわけです。

そのような中で、今、自主防災組織の立ち上げに一生懸命頑張ってもらっていると思いますけれども、なかなかやっぱり本格的に自主防災組織ができてこないという実態があると思うんですよ。今、安全安心係に対応していただいておりますが、係長を含めて2名ですよ。果たしてこの体制の中で、自主防災組織を校区全部に立ち上げをやっていこうという意気込みは大変素晴らしいものでありますけれども、正直言いますと、現実的に人が足りないのではないかと。そして、安心・安全の政策はこれからも続ける。そして、今私がよく言われるのは、安心・安全パトロールの中で、危険家屋がたくさんありますよと、小学生が通る横に危険家屋がありますというときに、生活環境課ですよと。いや、安全安心係から一回見ていただくと。そして、生活環境課と連携していただいて、また見ていただいて、その所有者の方に手紙なりなんなり送っていただく。そういうかぶるような業務をやるのではなくて、私自身は、そういった意味では、自主防災組織を充実させるのもそうなんですけれども、防災安全課の一つのくくりを設けて、そして、4名なら4名と、その中で危険家屋についても対応していくというふうな、やはりセクションを設ける時代に来ているのではないかと。

そして、例えば、安全施設をここに付けてくださいという要望があったときに、安全安心係の担当の方から見てもらいますけれども、見てもらって、また建設課に、ここにこうやってこういう要望がありますが、これはどうなんだろうという連絡もしていただきながら、最終的に建設課も見ていただいて、そして、安全施設をつけるつけないとか、そういう判断になっているのが現実だと私は思います。そのような中で、もうそういうことではなくて、やはり私自身としては、防災安全課なら防災安全課を一くくりやっぱりつくって、今の時代に合う、市民の要望に合うようなセクションをつくり上げる必要があるのではないかと。当然、事務事業の見直しをやりながらという話なんですけれども、ここを今やる必要があるのではないかとという提案でございますので、この件について市長にお伺いしても、つくらないというようなお話をされたみたいですので、もし何かありましたら教えていただければと考えておりますが。

市長（金子健次君）

いろんな御意見ですね、緒方議員の言い分についてもわかるんですけれども、例えば、建設課とかいろんな形をやるのに予算の関係があるんですね。予算の関係で、一課にとっては、その判断ができないわけですね。予算の配分を全部そちらに傾注してしまうと非常に仕事がやりにくくなってしまいうということで、横断的な取り組みをきちんとやっていけばそれは可能だというふうに私は思っていますので、なるべく少数の職員体制の中でいかに効率的に執

行していくかということを考えながら、きょうは緒方議員の意見は意見として承っておきたいと思います。

以上です。

16番（緒方寿光君）

私自身は、今、事務事業を見直して、その組織機構も見直して、そういう時期に来ていないのかと、平成31年度にやるべきではないかという御提案をさせていただいていますので、しつこいですが、ぜひ再度検討もいただければ大変ありがたいと考えております。

最後の質問です。滞在型の観光について御質問をさせていただきます。

先ほど高田議員のほうからも話があったおりましたが、私自身は滞在型に向けて市として何をどのように取り組んでいくのか、この件について質問をさせていただきたいと思います。

特に、先ほど申しましたように、「THE RAIL KITCHEN CHIKUGO」が3月末から柳川駅に到着して、そこからおりてこられる観光客がふえると。そして、高速バスも柳川駅にとまる。当然、国内外の観光客は必ず多くなるわけですよね。そのような中で、やはり柳川市としてどう滞在時間を延ばしていくのか。例えば、駅におりられたお客様がどういうふうな周遊コースをとって、どんなふうに時間をそこでしっかり使われながら周遊されて、そして、場合によってはそこで宿泊もしていただくというような施策が今求められているのではないかと考えておるわけでございます。

例えば、これは15年ぐらい前に、あめんぼセンターで市民会議ということで、柳川の将来を考えるとという会議だったと記憶しておりますが、その中で、柳川駅にもうそのまんまクリークを引き込むべきじゃないかと。柳川駅からおりたらすぐ船に乗れる。そして、柳川駅、船がその到着もあって、そこからおりてすぐ駅で、移動もできると。もうそういう発想が必要ではないか、そういうことが必要ではないかということで、多分10年か15年前に市民の方から強く言われた経験がございますけれども、やはり私は今後そういう施策も、インフラの整備を含めて、クリークを引き込んでいって、すぐ乗れますと、柳川駅の目の前から乗れますと、すぐおりられますというような施策は、私は当然のことながら必要だと考えております。

強く要望もさせていただきたいと考えておりますが、例えば、私が2年前に質問させていただいたと思いますけれども、外国人観光客向けの川下りの字の統一ですよね。リバー何とかにするのか、川下りにするのか、そこを松藤課長のほうから、いや、これはもう一本化するよう努力して、川下り表記、一つにまとめ上げたいというようなお話もいただいた記憶がございますけれども、それが実際どうなったのか。2年前のことだと思いますよ。それが今、一本化できたのかどうか。川下りの外国人向けの表記について、そこをお尋ねさせていただきます。

観光課長（松藤満也君）

2年ほど前に川下り表記の一本化ということで御質問はありました。

平成29年に、九州管区行政評価局の九州における外国人旅行者の受入環境の整備に関する実態調査において、川下りの英語表記が複数混在しているという指摘がありました。

川下りの名称については、観光協会が「お堀めぐり」で紹介していることもあり、今現在検討しております次期観光振興計画のプロジェクトに名称の統一の項目を挙げております。まず、外国語の前に、日本語の統一をすることから始めたいというふうに考えております。以上です。

16番（緒方寿光君）

2年前の検討事項です。外国人もこれから多くなりますので、その部分もぜひ充実をさせていただきたいと考えておりますので、各種団体と協議を重ねていただきたいと思います、そう考えております。よろしく願いいたします。

あと6分になりましたけれども、今、北原白秋生家の入館数が減少しております。2017年、4万5,601人、前年と比較して4,300人の減少ということでございますが、先日、「この道」の映画化によりまして、EXILEのAKIRAさんが柳川に来ていただきました。そして、若い人たちが、映画を見て初めて知ったと。そして、若い人たちも多少興味を持っていただいているのが今現況でございます。

そういった中で、私自身は、今、立派な「この道」というポスターを張ってある施設もたくさんありますので、やはりこの施設、観光客が立ち寄る施設に、例えば、まずは駅の観光案内所だとか、沖端の観光案内所だとか、そして、川下りの業者さんにも多少協力もお願いしながら、やはり周遊と申しましょうか、川下りができて、そして、生家にも入られて、御花史料館なら見れますよというようなチケットも、今後、せっかく駅に到着されるお客さんが多くなるわけですので、やはりセット入館、そういうチケットも、あらゆる方向性を見出して実施するときに来ているのではないかと考えておりますが、執行部のほうで何か考えて市長のほうでお願いいたします。

市長（金子健次君）

今の提案については検討しなければならないと、そういう時期にも来ているというふうに思っているところです。将来的にはいろんな形で、大河ドラマ招致ができれば、もうそういうことを、チャンスを生かさなければなりませんし、そのシフトもこれからつくっていききたいなというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ありがとうございます。今、大河ドラマのお話もありましたけれども、やはり立花宗茂公のさまざまな歴史もリンクするような、何かパンフレットも充実するときに来ないのかなと、それも駅で配布すると、そんなふうなことが今必要ではないかと考えております。

そして、観光客の皆さんが来ていただくことによって、やはりトイレを少し充実しなければならぬと私は考えております。トイレの充実については、今、民間の施設を御利用されている観光客の方はいらっしゃいますが、多少老朽化もしておりますので、リフォームをやっていただく、そして洋式の便器に変えていただくなどなど、そうやっていただく施設に対しまして柳川市としてやはり助成金を、これだけの枠で、こういう条件であれば、こんなことでトイレをきちんと修復していただいけませんかというぐらいの、そういう一つの施策をつくる必要が私はあると思います。市独自でトイレをつくりますと莫大な予算も必要ですので、やはり民間の施設の方々と協議をされながら、トイレを充実する必要があるのではないかと考えておりますが、何か施策があれば教えていただきたいと考えます。

観光課長（松藤満也君）

緒方議員の質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、川下りコースに限らず、観光客用のトイレは不足しているというふうに考えております。

本市にとりましても重要な課題でありますので、観光客が利用できる民間施設などの活用も含め、十分検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ありがとうございます。ちょっとまだかなり多く質問も出させていただいて申しわけなかったですけども、済みません、質問できないところもありますので、御理解いただければと思います。

そして今、沖端地区や国道橋の近くに、外国人の皆さんを含めまして着物で散策をされてある方もいらっしゃいますので、レンタル着物というんですか、そういうことも少しPRをやっていく必要があると思います。特に、これからはやっぱり駅の観光案内所というのは非常に重要になってくると考えます。

先ほど高田議員からもお話がありましたように、外国語を話せる案内を置くというのは当然のことですが、そこを使って外国人の方が、こういうこともやってあるのか、こういうところもあるのかというぐらいの、きちんとしたPRをすることが大事だと考えておりますが、ここについては特に質問しませんけれども、この充実もぜひお願いしたいと考えております。

そして、最後に市長に質問させていただきますが、やはりこの柳川は、おりていただいて、そして、周遊コースをいかに確立するのが一番の課題だと思います。当然のことながら、市長、執行部の皆さんの努力で、2017年に140万人を超えております。そして、消費額も4,772円ということで目標を達成しておりますが、ただ、やっぱり宿泊客をどうするのかと。29年度は宿泊客8万1,000人ですか、31年度は10万人を掲げてあります。これはどうするのかと。

ここの部分について、やはり滞在時間をふやさないことにはお客さんは柳川に宿泊をされな
いわけですので、近隣の広域の観光ルートを含めて宿泊プランもつくり上げながら、エー
ジェントにも売っていただくとか、そんなふうな工夫が必要だと考えておりますが、最後に済
みません、時間がオーバーしておりますが、何かありましたらお願いいたします。

市長（金子健次君）

時間が来ておりますので、短時間に考え方を述べさせていただきたいと思います。

29年度の実績が8万人でございますので、10万人には届くと思います。それも今後まだふ
えていくというふうに考えております。

駅をおりたら川下りの云々ということについても、西鉄や福岡県あたりにいろいろ要請を
しておりますので、その分の結論も出てくるんじゃないかというふうに思っております。

それとあわせて、今度逆に言えば、新しく柳川よかもん館というのをつくりましたの
で、そういうところの流れをつくり出していけないと、あの通りが疲弊してはいけませんの
で、そういうことも考えていかなければならないと。全体的にきょうはいろんなことを御提
言いただきましたので、十分参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。
（「ありがとうございました。終わります」と呼ぶ者あり）

議長（樽見哲也君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時6分 延会

平成31年3月7日（木曜日）

柳川市議会第1回定例会会議録

平成31年3月7日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
16番	緒方寿光	17番	藤丸正勝
18番	田中雅美	19番	伊藤法博
20番	三小田一美	21番	樽見哲也

2.欠席議員

15番 矢ヶ部 広 巳

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	大	淵	洋	祐
市	民	椛	島	謙	治
保	健	原		忠	昭
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	田	尻	主	範
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	池	末	勇	人
財	政	島	添	守	男
税	務	川	口	俊	幸
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	平	田	敬	介
学	校	田	中	勝	裕
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久
子	育	乗	富	由	美
生	活	武	田	真	子
商	工	古	賀	和	治
廃	棄	松	尾		明
	物				強
	対				
	策				
	課				
	長				

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	議	徳	永	喜	美
					事			香	
					係				
					長				

5 . 議事日程

日程（ 1 ） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	2 番 橋 本 憲 之	1 . 未来を担う子供達のために、今やれることは (1) 柳川市の財政状況について (2) 今後の大型事業について (3) 財政の歳入・出の見直しについて (4) 不妊治療について (5) 鳥によるふん害について
2	1 番 白 谷 義 隆	1 . 児童虐待防止について 2 . 交流館なかしまワッセ！の運営について 3 . 保育園等の無償化について
3	4 番 今 村 智 子	1 . 災害時の外国人への支援について 2 . 高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種について 3 . 子ども・子育て支援事業について (1) 母子健康手帳アプリについて

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（樽見哲也君）

日程1 . 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、2番橋本憲之議員の発言を許します。

2番（橋本憲之君）（登壇）

皆様おはようございます。2番橋本憲之でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の人生におきまして初めての一般質問をさせていただきます。初日の1番バッターではなかったものの、2日目の1番バッターということで、口から心臓が飛び出るくらい緊張しております。おかげさまで、きのうはぐっすり寝ることができました。お聞き苦しい点が多いかとは思いますが、初回ということで御容赦いただければと思います。また、改元前、平成元号で行われる最後の議会におきまして一般質問をさせていただけるこ

とを、大変榮譽に感じておるところでございます。

また、遅くなりましたけれども、昨年9月30日に執行されました市議会議員選挙において市民の皆様よりいただきました御負託により、この場に立たせていただいておりますこと、心より感謝申し上げます。初心忘れることなく、先輩議員方の御教授をいただきながら、議員活動に邁進していきたいと思っております。

ここで1つ、昨年の白秋祭での感じたことを話させていただきます。

私は運営スタッフとして参画していたのですが、観光課長を筆頭に、地域おこし協力隊を含む市職員の方々が終業後に船頭技術の特訓をされ、船頭不足解消のため、お客さんを乗せて船頭をされていました。中には落水された職員さんもおられまして大変心配しましたが、とても感心する出来事でした。市の基幹産業の一つでもあります観光を衰退させてはならないと、熱き思いの一端をかいま見たような気がしました。

このように、金子市長を初め行政職員の皆様、日ごろから市政のために御尽力いただきましてありがとうございます。何より人と水とが共存するまち、この柳川の明るい未来のために、私も3人の子を持つ親として、現役世代の我々がしっかりといろんな知恵を出し合い、汗をかいていかなければならないと思っているところでございます。4年間どうぞよろしくお願いいたします。

柳川の未来を担う子供たちのために、今、現役世代の我々がやれることは何なのか、通告に基づきまして、質問と自分なりの提案をさせていただきたいと思っております。

具体的内容につきましては自席にて行いたいと思っておりますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

2番（橋本憲之君）続

今何をすべきか、1項めの質問でございますけれども、市の財政状況についてでございます。私自身、財政についてわからないことだらけですので、本当に基本的なところから市民視点で質問させていただきたいと思っております。

皆様が御承知のとおり、本市の人口は近隣の市町村と同様に年々減少している傾向にございます。福岡県全体では2010年をピークに減少を始めましたけれども、本市においては、それより50年早い1960年をピークに人口が減ってきています。さらに1995年、平成7年ごろからは、平均して毎年600人程度の急激な減少となっております。平成27年に発表されています本市の人口ビジョンによりますと、約20年後の2040年には、現在の6万6,000人より1万6,000人減少する、約5万人となる予想が出ています。最近では景気が少し上向いてきているとテレビ報道等ではされていますけれども、実感することがほぼできません。一般的に考えますと、人口が減少すると生産年齢人口も減少して、市の税収が減るのではないかと思いますけれども、本市の税収はどう推移してきているのか、お聞かせください。

財政課長（島添守男君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

市税につきましては、平成25年度は6,240,000千円、平成26年度は6,170,000千円、平成27年度が6,220,000千円、平成28年度は6,310,000千円、平成29年度は6,430,000千円と推移しております。

なお、中期財政計画では経済成長率年1%を見込んでおりますが、労働力人口の減少により税収は減少する見通しを立てています。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。やはり税収は若干ふえたり減ったりを繰り返していくみたいでございます。ここ数年は柳川の特産物でもありますノリの生産が好調で、税収減少をぎりぎり食いとめている一つの好要因となっているということもお聞きしました。本当にありがたい限りです。税収が減るということは、一般家庭においては給料が減ると同じことじゃないかと思えます。ふだんはうちで仏のような嫁さんも、給料が減ると鬼のような形相に変わって、即小遣いはカットされます。本市もそうならないように、早目に手だてを講じていかななくてはならないのじゃないかなというふうに考えるところです。

そこで、今度は収支についてお尋ねいたします。今年度の最終的な収支見込みを教えてくださいませんか。

財政課長（島添守男君）

中期財政計画により歳入歳出差し引き額から事業繰り越しなどによる翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支では、550,000千円を見込んでおるところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。今年度の実質収支5.5億円を来年度へ繰り越すということですが、過去5年間はどのような傾向になっておりますでしょうか。

財政課長（島添守男君）

実質収支の推移ですけれども、平成25年度は1,280,000千円、26年度は990,000千円、27年度は10億円、28年度は1,040,000千円、29年度は830,000千円と推移しています。

なお、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、プラスの場合とマイナスの場合があります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。プラスもあればマイナスもあるということですが、単年度収支がマイナスになるというのはどういうことでしょうか。

財政課長（島添守男君）

お答えいたします。

単年度収支とは実質収支の前年度との差額を示す財政指標でございます。例えば、当該年度の実質収支がプラスであっても、前年度の数字から減少していれば単年度収支はマイナスと算出されます。積極的に事業を展開すれば単年度収支は減少しますので、これがマイナスであっても財政上、特に問題はありません。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。マイナスというのはあくまで前年度との比較で、その年度はマイナスになったわけではないということですね。

次に、市が持っているお金について聞いてみたいと思いますが、これまで答えていただいた歳入歳出の差し引きであります実質収支額、繰り越すお金、その年度の余ったお金と考えられるようですが、そのほかに基金というのがありますけれども、この基金というのは一般家庭における貯金と考えてもよろしいのでしょうか。

財政課長（島添守男君）

お答えいたします。

一般家庭における貯金のようなものでございます。

なお、市が持っております一般廃棄物処理施設建設及び整備基金や減債基金などの特定目的基金という種類の基金については、ある特定の目的のために積み立てた基金であるため、目的外の事業に繰り入れて使うことはできません。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。基金は一般家庭でいうところの家を建てるための貯金だったり、車を買いかえるための貯金だったり、そのような感じと捉えていいようですね。

計画的に積み立てられている基金でしょうけれども、本年度まで基金全体の残高の推移を教えてくださいませんか。

財政課長（島添守男君）

基金の残高につきましてお答えいたします。

平成25年度は13,140,000千円、平成26年度は12,840,000千円、27年度は13,730,000千円、28年度は11,750,000千円、平成29年度は12,440,000千円と推移し、平成30年度は見込みではありますが、12,380,000千円と予測しております。

なお、平成29年度決算において住民1人当たりの基金残高は186,100円となります。これは1人当たり基金残高が多いほうからの順位で、県下27市中10位でございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。基金がふえている年もあれば減っている年もあるという、事業を進められたということでしょうが、平成28年度に約20億円程度大幅に減少していますけれども、理由についてお聞かせ願えますでしょうか。

財政課長（島添守男君）

お答えいたします。

平成28年度には後年度の公債費負担を軽減するために、減債基金からの繰り入れを財源として約24億円の繰り上げ償還を行いました。これにより約60,000千円の支払い利息を削減しております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。そうですね、一般家庭でいうところの住宅ローンの前倒し返済という感じで考えたらいいとですかね。

それでは、5年後の基金残高の推計を教えてくださいませんか。

財政課長（島添守男君）

お答えいたします。

柳川市では、一般家庭での貯金に当たる財政調整基金のほか、地方債償還の財源とするための減債基金、合併後の新市の将来像を実現するためのまちづくり振興基金などに、平成29年度末で124億円の積み立てを行っております。これらの基金は特定の目的のために積み立てたものですから、その目的達成のために取り崩しを行うこととなります。

中期財政計画により具体的に見ていきますと、一般廃棄物処理施設整備事業の財源として5億円、庁舎統合事業の財源として15億円、市民文化会館整備事業の財源として2億円、財源調整として25億円などの繰り入れ、つまり事業財源としての活用を行った結果、平成35年度末の基金残高は6,040,000千円と見込んでおります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございました。私の勝手な認識かもしれませんが、中期財政計画では平成35年まで約10億円ずつ基金が減少していくということは、その5年後、平成40年度にはほぼ底をつきそうな感じかなというふうに思います。単純にはそうならないのかもしれませんが、貯金が減っていくというのは、やはり非常に不安を感じるところでございます。少子・高齢化していくこの先、必ず支出していかなければならない義務的経費が増加していくのは確実だと思います。

そこで、その他の支出を少しでも減らす努力をしていかなければ、次の世代に大きな負担をかけていくのではないかと思います。

そこで、2項めの質問に移らせていただきます。

今後、市の事業について大型の公共施設整備の計画はどのようなものがあるのか、時期と事業費の総額もあわせて教えていただけますでしょうか。

財政課長（島添守男君）

今後の大型事業につきまして中期財政計画に基づいて御説明を申し上げますと、一般廃棄物処理施設整備事業が平成34年度までの事業で、平成30年度以降の事業費は128億円（152ページで訂正）であります。火葬施設整備事業が平成32年度までの事業で、平成30年度以降の事業費は18億円であります。市民文化会館整備事業が平成32年度までの事業で、平成30年度以降の事業費は47億円あります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。やはりかなりの予算が必要なものばかりだなというふうに感じます。しかし、どれも市民生活には必要不可欠で、今後、既存の建物が古くて修繕費がかさんで、逆にランニングコストがかかっていくので、計画を立てられ、新しく建設をしていけるのかなというふうに感じます。

この総事業費のうち、本市が実際に負担していく額はどれくらいになるのか教えていただけますでしょうか。

財政課長（島添守男君）

今後の大型事業の整備計画の市の負担につきまして、中期財政計画に基づきまして御説明しますと、一般廃棄物処理施設整備事業が平成34年度までの事業で、平成30年度以降の現時点での柳川市の負担額は64億円です。火葬施設整備事業が平成32年度までの事業で、平成30年度以降の現時点での柳川市負担額は11億円です。市民文化会館整備事業が平成32年度までの事業で、平成30年度以降の現時点での柳川市負担額は47億円です。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございました。

やはり市の負担には市の貯金である基金を活用していただけるのでしょうか。

財政課長（島添守男君）

中期財政計画に基づきまして基金の使う額について御説明を申し上げますと、一般廃棄物処理施設整備事業に540,000千円、市民文化会館整備事業に210,000千円の繰り入れを見込んでおります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。事業費の総額と市の負担額のほうに差があるんですが、これはなぜでしょうか。

財政課長（島添守男君）

大型事業のうち火葬施設整備事業、一般廃棄物処理施設整備事業につきましては、みやま市と共同で事業を進めております。そのため、全体の事業費を柳川市とみやま市で分担することとなります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

なるほどですね、ありがとうございます。

お隣のみやま市と共同で進めている事業ということで、1つの市でやはり整備するというのは負担がかなり多いということで、複数の市が広域的に共同で施設を整備していくというのは、かかる経費も少なくなり、いいことでないかなというふうに感じるところでございます。

それでは、3項めの質問に移らせていただきます。

財政の歳入歳出の見直しについてでございます。

先ほど来、御答弁いただきました大型の施設建設事業の負担金についてでございますが、負担金が確定していない事業というのはございますでしょうか。

財政課長（島添守男君）

火葬施設及び一般廃棄物処理施設については、事業費の柳川市、みやま市の負担割合は確定していません。その理由として、まず、火葬施設の建設に要する経費につきましては、均等割10%、火葬件数割90%で両市の負担割合を算定しておりますが、火葬件数割につきましては、施設稼働後の最初の1年間の火葬件数により再計算し、精算を行うものとされております。

次に、一般廃棄物処理施設の建設に要する経費につきましては、均等割13%、ごみ処理量割87%で両市の負担割合を算定しておりますが、ごみ処理量割につきましては、施設稼働後最初の1年間のごみ処理量により再計算し、精算を行うものとされております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。それでは、新ごみ処理施設については、我々一般家庭から出るごみの量を減らして新しい焼却施設へ搬入する生ごみの量を減らすと、減らすだけ市の新施設に対する建設負担金の割合を減らすことができるということになるようですね。

それでは、昨年度の柳川市、みやま市それぞれのごみの排出量はどれほどだったでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

橋本議員の御質問にお答えします。

平成29年度の可燃ごみの排出量は柳川市が1万5,985トン、みやま市が8,758トンでした。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。柳川市で1万5,985トンということですが、ちょっと数字だけではぴんとこない量かなと思います。今、単純に本市の人口が約6万6,000人というところで計算しましたところ、1日1人当たり約660グラム排出しているということになるみたいですかね。卵10個パック1つぐらいのイメージかなというふうに思うんですが、お隣のみやま市では、7年前より循環型社会構築のために資源循環型のバイオマス事業を構想されて、今年度から大木町と同様に生ごみ、し尿、浄化槽汚泥を資源化するバイオマスセンター「ルフラン」が稼働開始されました。生ごみを発酵させて、そこで発生したガスによって発電して施設の電力を補ったり、農作物に使用する肥料をつくったり、その肥料を用いて育てた農作物を学校給食や家庭の食卓で食することによって、資源循環の輪が構築されるそうでございます。

それで、昨年よりみやま市民の皆様においては、生ごみを細かく分別して、袋を用いらずに専用バケツにて生ごみ出しをするという、今までとは全く違ったごみ出し方法をされているみたいでございます。この事業によってかなりの量のごみが減らせるということなんですけれども、仮にそれをもとに新しい廃棄物処理施設の負担金を試算すると、柳川市、みやま市それぞれ幾らずつの負担割合になるのでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

橋本議員の御質問にお答えします。

建設費の負担割合ですが、先ほど財政課長が答弁した有明生活環境施設組合で試算した柳川市約7割、みやま市約3割の推計値から申し上げます。

2市それぞれの負担金は、約120億円の建設費に対しまして、国からの補助金が約40億円と仮定して、差し引き80億円が両市の負担となります。その7割の56億円が柳川市、3割の24億円がみやま市の負担と推計されます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。やはり本市の負担割合が人口比率割合をベースにした場合よりも若干多いように感じます。やはり、みやまのごみが減るためなのかなというふうに感じるんですが、仮に市全体で1日当たりの生ごみ排出量を1トン減らすと、建設負担金というのはどれくらい削減できるものですか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

橋本議員の1日当たり1トン減らせば幾ら削減できるかという御質問にお答えします。

あくまで机上での計算となりますけれども、先ほどの推計負担額56億円の根拠となる柳川市のごみの推計量が約1万6,000トンでございます。ですから、1トン当たり約350千円程度

となり、1年間で128,000千円程度の削減となります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。1トン減らせば1日当たり350千円減っていくということで、これはすばらしく、すごい数字ですね。

このように単純ではないかもしれませんが、1トンを人口6万6,000人で推計いたしますと、1日当たり約15グラムになりますね、今ちょっと計算しましたけれども。何か1日15グラムのごみを減らすというのは、そんなに難しいことではないのかなというふうに感じるのは私だけでしょうか。

みやま市では資源循環型事業によって、来年度ごみの処理費負担と収集費合わせて170,000千円の削減効果が見込まれているということでございます。すごい額でございます。そこで、柳川市において来年度、削減目標だったり具体案というのがございましたらお聞かせ願えますでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

橋本議員からの柳川市の削減目標、具体案はとの御質問にお答えします。

柳川市のごみ削減の具体策としましては、まず1点目に、可燃ごみの2割から3割を占めている生ごみを減らすことです。そのためには、食べ残しを減らす「30・10運動」や生ごみを減らす「3切り運動」など、従来の啓発活動を続けながら、来年度は生ごみを乾燥させて軽量化する電動生ごみ処理機などの普及促進に力を入れたいと考えております。

2点目に、可燃ごみに含まれる雑紙やプラスチック類など、資源ごみの分別を促進するため、来年度は資源ごみ回収促進袋などを配布、説明しながら啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上のような取り組みを市民の皆さん一人一人に御理解、御協力をいただくことで、1日1人65グラム、可燃ごみの10%の削減を目標にしたいと考えております。

また、こうした取り組みを推進するに当たって、地域へ出向いて丁寧な住民説明を行っていきたいと考えているところです。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございました。やはり65グラムぐらい減らしていかないかんということですね。私も残滓がなるべく出ないように、食べ残しはしないようにしていきたいなど、さらに体重がアップするのではないかとというふうに思うところでございます。

生ごみ削減の取り組みにつきまして、昨年11月の市報にも生ごみ乾燥機の利用促進補助についての掲載がございました。もう一度その内容について教えていただけますでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

生ごみ什器についてお答えいたします。

市では、ごみの減量化に大きな効果を発揮する電動生ごみ処理機のモニタリング調査を実施いたしました。柳川市クリーン連合会に御協力いただき、電動生ごみ処理機3台を3世帯で1カ月間使用してもらい、使い勝手などを調査したものであります。結果は、購入価格が高いなどの意見はあったものの、3世帯全てで生ごみの重量が5分の1まで軽くなり、においや音も気にならず、乾燥した生ごみは畑にまいたなどという、おおむね好評なものでした。

この電動生ごみ処理機は、現在、生活環境課で購入費の2分の1、上限30千円を補助しております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

実は市報に載っていらっしゃったお母さんは私の友人のお母様でございまして、非常に使い勝手がよかったというふうに聞いておるところでございます。すばらしい機械のようですけども、市報による啓発活動の後に、実際あの生ごみ乾燥機を利用されている家庭はふえたんでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

電動生ごみ処理機に関しましては、使ってある家庭が全て把握できているわけではございませんけれども、市で補助した件数で申しますと、平成13年度からこの補助事業をやっておりまして、これまで356件の補助をやっております。近年では横ばい状態で、ことしはまだ6件ということになっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。啓発活動は余り意味がなかったのかな、ほぼ横ばいということで、思うようにはふえていないようですね。

ここで1つ提案でございます。乾燥機の補助額を増額したりですとか、大量仕入れによる機械本体の減額を考えることはできないでしょうか。市民の皆さんの負担が少しでも減って、1台でも多くの乾燥機が稼働すれば、5分の1の重量になるということですので、飛躍的に家庭から生ごみが出る量、この重量を減らすことができるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

橋本議員の御提案にお答えしたいと思います。

電動生ごみ処理機で生ごみを乾燥しますと重量が5分の1程度になり、議員御指摘のとおり、家庭ごみの減量化につながると考えております。

そこで、来年度はモニタリング調査を踏まえ、電動生ごみ処理機の補助金を購入費の2分

1、上限30千円から3分の2、上限50千円まで増額する予算を計上しております。あわせて生ごみを堆肥化するコンポストなどの購入補助も増額し、その他の事業を含め総額10,000千円の予算を計上いたしております。

議員御提案の大量購入で機械本体の減額ができないかということですが、これについては、市内の商業振興の観点から、購入補助は市内店舗からの購入という条件を考えているところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。さすがに既に手を打ってあるということで、10,000千円の投資で億単位の建設費の負担金額が減額されるというのは、素晴らしいことじゃないかなというふうに思うところでございます。

続きまして、現在の可燃物収集袋の価格についてお聞かせ願いたいと思います。

柳川市における可燃物収集袋、あの青色の指定袋、この価格は1枚当たり幾らになっていきますでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

柳川市の可燃ごみの収集袋は現在30リットルの大と15リットルの小の2種類があり、それぞれ1枚当たり大が20円、小が15円です。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。一番でかいやつですね、大サイズで1枚当たり20円、これが高いんだらうか安いんだらうか、ちょっと判断しづらいところなんですけど、近隣市町村、あるいは他の市町村の販売価格がわかるのであれば教えていただけますでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

お答えいたします。

可燃ごみの収集袋の価格は容量により変わりますが、近隣市町で、柳川市の大30リットル20円で比較いたしますと、みやま市が30リットル30円、大川市が25リットル31.5円、筑後市が50リットル40円、八女市が45リットル40円、久留米市が30リットル35円、大牟田市が40リットル40円、それから大木町ですけども、大木町が35リットル60円で、ほぼ1リットル当たり0.8円から1.7円となっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。それでは、柳川の袋の値段は極めて最安に近いというか、最安の金額ということで理解して大丈夫でしょうか。

今、柳川市では、財政状況を少しでもよくするために事業の見直し、歳出削減の努力を市

長を初め行政職員の方々一丸となって取り組んでおられるように感じます。しかし、これも行政サービスの質を低下させない観点からも、努力の限界があるのではないかなというふうに感じるところでございます。

そこで、2つ目の提案になりますけれども、非常に言いにくいんですが、例えば、可燃袋の価格を50円程度に引き上げてみてはいかがでしょうか。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

柳川市のごみ袋の価格は、先ほども申しましたように1リットル当たり0.67円ですので、近隣市町の中では一番安い価格になっております。

可燃ごみ袋を値上げしたらという橋本議員の御提案は、市民の御批判もあるかと思えますけれども、幅広く意見を聞きながら前向きに検討したいと思えます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

大変心苦しいですけれども、私ちょっと計算しました、週に生ごみを2袋出す家庭で、ごみの減量をしないでそのままの量のごみを出しますと、年間で96袋になりまして、年間2,880円程度の負担増になるみたいな感じです。どうしても値上げするとすると、袋の量を少しでも減らそうと多分皆さん思われるんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

市民の皆さんもそうやって努力されるということで、試算によりますと、先ほど言われましたとおり、1日1人65グラムのごみの量を減らすと、市全体で年間1,600トンのごみの削減になって、新焼却施設建設負担金は億単位で削減されて、袋販売による増額分も少額かもしれませんが上乘せになり、処理施設での焼却量が減ることで工場自体の設備の長寿命化にも貢献して、何より今問題になっています環境保全対策、これにもつながるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

一般的に市民の皆様は値上げということを出しますと批判がすごいと思うんですけれども、ここはひとつ市民の皆さんにも、みやま市がバイオマス事業を始める際に、生ごみを出す方法が煩雑になるのを御理解いただくために各地域に説明をして回られていましたように、丁寧に地域を回り、経緯を説明し、こんなメリットがあるんだよというふうなことをよく理解していただけるように努力していただけたらなというふうに思います。

また、ホームページや市報等でごみ処理量の専用コーナーを設けて、新ごみ焼却場運用前の時期から毎月だったり、毎日だったり、リアルタイムだったり、ごみの量、負担金削減額などの目に見える数字を開示して、市民の皆さんにゲームのような感覚で可燃ごみ減量に参画していただくのも方法ではないかなというふうを感じるところでございます。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

ごみの量を数値化し、ゲームのような感覚で可燃ごみ減量に参画してもらおうというアイデアは、ぜひ参考にさせていただきたいと思えます。

新しいごみ焼却施設は、新しい火葬施設とともに、みやま市と共同で建設することにより効率性や経費削減など、広域行政のメリットを生かしておりますが、ごみの削減量は単に負担金の削減だけが目的でなく、環境問題としてみやま市と、そして、両市の住民が将来にわたり一緒に取り組むべき重要な課題でありますので、市民の皆様に御理解、御協力をしていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

市長（金子健次君）

ただいま橋本議員のほうからいろんな御提言をいただきました。誤解がないようにちょっと私のほうからもお答えをしたいと思いますけれども、ごみ袋の値上げについては、逆に恐らく橋本議員の中には、値上げすることによって水分を落としてしまうとか、いろんなごみを減量化していくと、本腰になって市民がなってくれるんじゃないかということが狙いでお話をされたということで、いろんな分析をしながら今後、検討していきたいと思います。

みやま市のほうはバイオマスという形で取り組みをされております。恐らく自治体間の競争になると思いますけれども、お互い、いい意味での競争をして、ごみの減量、環境問題に取り組んでいきたいということで、ちょっとそこだけ誤解がないようにということで答弁をさせていただきましたので、よろしく願いしておきます。

2番（橋本憲之君）

市長じきじきのコメントありがとうございます。

こういった場合、ホームページとかで数字を開示したときに、市民の皆さんが、おっ、きょうは建設負担金ば幾ら減らしたばい、ごみの量ばもうちょっと減量すいと、こういった会話を市民同士の合い中で会話される日が来ればなというふうに思っているところがございます。いずれにしましても、もし値段を上げるという施策をとられる際は、市民の皆様に負担を強いることになりますので、市民に対する丁寧な説明をお願いしたいと思います。

そして、市民の皆様にですけれども、ごみの量を半分にすれば負担はゼロで済みます、増額はゼロで済みます。御協力のほうよろしく願いしたいと思います。

これにて財政についての質問を終わらせていただいて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

続きまして、4項めでございます。不妊治療について質問させていただきます。

総務省発行の2018年1月時点での、今何かと話題の統計データを見ていると、住民基本台帳の分類で目を引く項目がございました。これは全国ランキングの形式でございましたけれども、市区数が815ある中で、柳川市が真ん中以上に位置する項目が4つございました。

1つ目は、全体人口に対する15歳未満の人口率である年少人口率です。これは12.15%でほぼ真ん中より少し上位の403位でございました。2つ目、その逆の65歳以上の占める割合、いわゆる高齢人口率、これが31.93%、これはかなりの上位、281位でございました。すなわ

ち高齢化率が進んでいるということですね。残る2項目は離婚件数と離婚率で、それぞれ815市区数中365位、それから341位と、これもまた上位に位置しております。

先輩方がどんどん長生きしていただくのは大変ありがたいことだと思っておりますが、それを将来下支えする年少人口率が低いというのは、人口ピラミッドがつぼ型になっていくという大変な問題でございます。

原因の一つは出生者数の減少と考えられます。1人の女性が生涯に何人の子供を産むかをあらず数値の合計特殊出生率が2010年の1.47をピークに、増加、減少を繰り返しながらでございますが、2014年には1.40まで減少してきました。人口が増加も減少もしない数値を人口置換水準と言うそうでございます、2.07ということでございます。本市が1.40だということは、確実に人口が減っていく傾向だと言えるのではないのでしょうか。

結婚して妊娠を望んでも、それがかなわない夫婦もいらっしゃいます。おおむね1年が経過しても妊娠しない場合は不妊症が疑われるということで、私の周りにも不妊症に悩む2組の夫婦がおられまして、1組は2年ほど病院に通って、女性の体への負担が大変大きかったため治療をやめられることになりました。しかし、幸運なことにその直後に妊娠し、無事に出産することができました。もう一組の夫婦は現在も治療中でございます。不妊治療を始めてもうすぐ3年がたつというふうに聞いております。ほぼ保険適用外の治療になるため、治療費が今まで2,000千円程度かかったというふうに聞いております。ことしも今からやる治療に対しましては約1,000千円程度、レベルが上がるほどに治療費がかさんでいくということで、1,000千円程度が必要になってくるということを知っております。一般家庭においては大変大きな経済的な負担になるのではないかと感じるところでございますが、それを負っても本人たちは治療を続けています。少しでも夫婦の経済負担を軽減し、早期に納得いくまで治療を受けることができないものかと思うところでございます。

そこで、平成30年度本市における不妊治療の助成額と助成回数、これの上限額はどれくらいでしょうか、教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

御質問にお答えします。

本市は現在、柳川市特定不妊治療助成金交付要綱に基づき、福岡県の不妊治療費の助成対象になった方に上乗せする形で上限50千円、男性不妊治療に対しても上限50千円の助成を行っております。

福岡県の不妊治療助成事業は、妻の年齢が40歳未満の場合は43歳になるまでの通算6回、40歳以上の場合は43歳になるまで通算3回の助成がございました。

本市の助成は県の助成対象になった方に上乗せする形で行っておりますので、助成回数の上限は6回までとなります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

こういうことを聞きます。少し前から友人とか知り合いの方などから、大木町とか大川市は子育て支援に手厚かもんねと、こういったふうな言葉をお聞きします。不妊治療においてもそうなのでしょうか、大川市だったり大木町の助成額とか助成回数の上限など、わかりましたら教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

大木町と大川市の特定不妊治療の助成額等について聞き取りをしておりますので、それについてお答えいたします。

大木町につきましても、本市と同様に福岡県の不妊治療の助成対象になった方に上乗せする形で助成が行われており、町からの助成額は1回の治療につき上限70千円とのことでした。大川市でも県の治療費の助成対象になった方に対し上乗せする形で、1回目は上限額100千円、2回目、3回目は上限額150千円、4回目から6回目は上限額70千円が助成されております。

次に、助成回数についてお答えいたします。

大木町、大川市ともに福岡県の不妊治療助成事業に規定された回数に準じて助成を行っているとのこと、助成回数の上限は本市と同じく通算6回とのことでした。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。助成回数は3市町とも上限6回ということで横並びのようなんですが、助成額は、よそはやっぱり大幅に多いですね。皆さんが言ってあることがわかるような気がいたしました。

続いて、本市における平成30年度の不妊治療に係る助成制度の利用実績、これはどれくらいありますでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

平成30年度は平成31年2月末現在で24組の御夫婦に対しまして33件、1,604,100円の助成を行っております。

過去の実績といたしましては、本市では平成22年度から不妊治療に対する助成を行っており、助成を始めた平成22年度から平成29年度までで、延べ219組の御夫婦に対し17,165,500円を助成いたしております。

なお、助成を受けられた御夫婦間に誕生した子供の数は83人となっており、事業の効果があらわれたものと考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。何はともあれ、83人の命を授かっているということは大変すばら

しいことではないかなというふうに感じるところでございます。

昨年の3月議会において江口議員が不妊治療に対する質問をされまして、それに対し、市長みずから御自身の境遇を交えながら御答弁されまして、国の状況と他の市町村の状況を勘案しながら前向きに検討したいというふうな答弁をいただきました。また、昨年12月議会においても緒方議員が同様の質問をされまして、健康づくり課長より助成額の増額を前向きに検討したいとの答弁がございました。さらに、先日の市長所信表明においても経済的負担の軽減に取り組むとおっしゃってございましたけれども、来年度の不妊治療に対する本市の助成について、今年度との改定点を教えてくださいませんか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員も御承知のとおり、不妊治療はほとんどが保険適用外であり、その費用は大変高額となっております。この柳川で子供を生んで育てたいという希望を持ちながら不妊治療を受けている御夫婦に対しましては、さらなる経済的負担の軽減を図ることができますよう、これまでの治療1回に対する50千円の助成額を、平成31年度からは70千円に増額することといたしております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。20千円の増額ということで、来年度は、ぜひとももっともっと多くの方に知っていただいて活用していただけたらなというふうに思うところでございます。

そこで、来年度の助成改定によります予算の増額見込みはいかほどになるんでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

年間の申請件数を60件と見込みまして、平成31年度の予算額は、今年度の予算額と比較して1,200千円増の4,200千円といたしております。

なお、助成費用が不足した場合は補正予算で対応したいと考えております。

以上です。

市長（金子健次君）

昨年の3月議会で江口議員のほうからいろんな要望があった分について、今回、予算的には20千円の増額で70千円とすることにいたしました。

特別委員会の中で御審議いただきたいと思っておりますけど、額的には他の市町村と同じように額的に数字を並べました。突出すると、また市町村間の競争になるような形になりましたので、それはいいことでもあるけれども、どちらかということこの問題については、見解としては、やっぱり国とか県が助成をすべきじゃないかという考え方を私は持っていて、八十数名の方がお生まれになったということで、大変すばらしいことだと思うんですけども、そういう若い人たちが経済的に非常にきつい部分については助成をしていただかなければならないと、このことは福岡県の市長会や全国市長会の中でも大として要望していきたい

と、極力強く要望していきたいというふうに考えておりますので、額的には並べたということでございますので、もし不足すれば補正も組みたいというふうに考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

大変ありがたい市長からの御答弁ありがとうございます。

助成額の増額ということで、国や県がやっぱりしっかりと助成をしていただけたらなと、すばらしい答弁がございました。

少し性質は違いますけれども、6年連続、住みたい田舎ベストランキングベストスリー入りしていて、ことしの1月には10万人未満の小さなまち部門で住みたいまちランキングの第1位になった、きのう高田議員のほうから御案内ございました大分県豊後高田市、人口約2万2,000人程度ということでございますが、ここが人口減少に歯どめをかけるべく、若年層の転入者を獲得する施策として数年前から出産祝い金を増額されております。二、三日前のニュースでございますけれども、来年度からさらに第1子、第2子へは50千円から100千円へ、第3子へは100千円から500千円、それから、第4子以降へは何と100千円から1,000千円へと出産祝い金を増額されるそうでございます。さらに幼稚園、小・中学校の給食費を無償化して、医療費も高校生まで無償ということでされるそうでございますが、豊後高田市によりますと、今の若年層世代がインターネットを見て他の自治体との助成の違いを比較して移住を決めているということが多くて、このようなインパクトのある施策によって若年層の転入をふやそうとしているということでございます。2014年からは実際に転入が転出を上回る社会増が実現できているようで、言うならば未来の担い手への先行投資ではないかなというふうに思っているところでございます。

本市でもががんに攻めたいところでございますが、ない袖は振ることができませんので、市民の皆様にごみ量を減らして新クリーンセンター建設費の負担金を削減して、財源を創出して、もっとこのような助成を手厚くしていただきたいというふうに思うところでございます。

さて、最後の質問になりますけれども、鳥のふん害についてお聞かせ願いたいと思います。

近年、市内のあちこちでカラスの大群だったり、そのほかの鳥が群れているのをよく見かけます。何も被害を及ぼさなければよいのですが、ふん害や鳴き声による騒音被害、カラスにおいては人に直接攻撃をしてきたりするようです。今議会冒頭の市長所信表明でも、タカ匠による追い払いや捕獲器設置の表明がございました。とてもありがたいことだと思います。

さて、そもそも鳥のふんというのは人体にとって有害なものなんでしょうか、お聞かせください。

生活環境課長（武田真治君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

鳥のふんは、ふんが乾燥し粉々になって浮遊したものが、人間がもしそれを吸い込むと、鳥のふんの中のさまざまな病原菌やダニを媒介して感染症やかゆみ、アレルギーの原因になると言われております。

鳥のふんの被害につきましては、この人体への影響のほかにも、道路を汚し、まちの美観を損ね、悪臭など公衆衛生上問題があると考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

シラサギとかゴイサギというのが掘割とか田んぼの中で見かけるのは、非常に柳川らしい風情のある光景の一部というふうに考えるんですが、三橋町の高畑保育園に隣接します三柱神社敷地内の雑木林がここ数年、シラサギだったりゴイサギ、それから、アオサギのコロニーになっているみたいでございます。コロニーというのは寝床だったり巣づくりの場所だったりするんですが、現地に行ってみたところ、参道の真横なんですけれども、地面がふんで真っ白になっておりました。そして、とにかく悪臭がすごい。けもの臭がすごいというか、大変な悪臭が漂ってまいりました。

神社のほうにお聞きしましたところ、3月、4月が巣づくりの時期で、年々数がふえて面積も広がっているということでございます。夏場は南風^{はえんかぜ}、南風で保育園のほうに風が吹いて、園庭で遊ぶ子供たちの健康に悪影響がないのかなというふうに心配でございます。皆さん御存じのように、観光スポットでもございます。巣をつくらせないのには木を切るのが一番かなというふうに思うんですが、この場所では可能なのかなというふうに考えますが、御答弁願えますでしょうか。

生活環境課長（武田真治君）

三柱神社敷地内の雑木林のサギのふんの被害につきましては、生活環境課のほうにも相談がございました。現場のほうを確認しておりますけれども、巣の位置の高さが20メートルを超えておまして、また、他の樹木や構造物などで高所作業車のほうが近くまで進入できないという状況で、巣の撤去を行うことができませんでした。樹木の剪定等も同様なことだと思います。

以上です。

2番（橋本憲之君）

神社でもお話を聞きましたところ、猟友会とかに頼んではどうかという話もしましたけれども、やはりどうしても法律上、あそこで猟銃だったりを使うことは難しいということですので、それならば、来年度予算に提案されていますタカ匠の利用ということは、このサギにはできないものなんでしょうか、お聞かせください。

生活環境課長（武田真治君）

来年度の予算に計上しておりますタカ匠による追い払いは、タカ匠のほうと相談をするこ

とになると思いますけれども、可能だと思っております。また、期間としては3カ月程度は戻ってこないと聞いておりますけれども、しかし、先ほど橋本議員おっしゃいましたように、カラスやサギは3月から巣づくりを行います。巣をつくらせないために、早急に追い払いの対策を行う必要があると考えております。

そこで今、生活環境課ではサーチライトを使った追い払いを計画しております。これは市民の皆様へ貸し出して、巣づくりをしているカラスやサギに強い光を当て追い払うものです。カラスやサギ対策には、これをすれば完全になくなるというような対策は今のところありませんが、被害を軽減させるため、捕獲や追い払い、また、餌場をなくす工夫などの対策を住民の方とともに複合的に行い、カラスやサギがすみにくい環境に仕向けていくというような必要があると考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。ここは観光客への影響はもちろんなんですけれども、何より園児たちに健康被害が及ばないように早急な対策をお願いしたいと思います。

また、サーチライトの照射ということで、初めて聞く方法があるというようなことなので、これは手軽にできそうな感じなので、すぐにでも試してみたいものでございます。

いずれにせよ永久的ではないということなので、何度か継続的な対策を施さなければならぬのかなというふうに思うところでございます。

以上、質問を終わりますけれども、市長の所信表明の政策目標にございました、「若い世代の希望を叶え、柳川の子育てや暮らしに幸せを感じるひとづくり」ということがありますように、希望ある未来へのまちづくりには人づくりだと切に思っております。

きょうの質問はお金についての質問が大半でございましたけれども、ふるさとを思う心の醸成、これはお金をかけずにできることだというふうに考えております。未来を担う子供たちのためにすぐにでもできること、まずは大人が柳川のことをもっと好きになって、すばらしさをちゃんと子供たちに伝えることじゃないかなというふうに思います。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして、橋本憲之議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時8分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、1番白谷義隆議員の発言を許します。

1 番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんおはようございます。1 番白谷でございます。本日は、児童虐待防止、中島商店街にあります「交流館なかしまワッセ！」の運営、そして、保育園の無償化の3点についてお尋ねをいたします。

まず、児童虐待防止についてであります。またしても虐待により子供の命が奪われました。虐待による悲劇が後を絶ちません。特に今回は、千葉県野田市で起きた、父親の虐待により死亡した児童は、小学校のいじめアンケートで、父親の暴力を訴えていたにもかかわらず、結果として児童の命を守れなかったこともあり、連日報道され、児童虐待への対策が大きな社会問題となっております。

そこで、お尋ねいたしますが、現在、本市で取り組んでいる児童虐待防止についてお聞かせください。

あとの質問については自席より行いますので、議長におかれましてはよろしくお取り計らいをお願いいたします。

保健福祉部長（原 忠昭君）

白谷議員の御質問の児童虐待の現在の取り組みについてお答えいたします。

少し長くなりますけれども、御了承をお願いいたします。

児童虐待については、今回の千葉県野田市の死亡事案など、重篤な児童虐待事件が後を絶たない状況であり、事件のたびごとに制度の改正や関係機関の連携体制を強化するなど、虐待対応の対策が図られているところです。しかしながら、残念なことに依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっているのが現状でございます。

まず、本市における児童虐待の対応につきましてでございますが、虐待を受けている子供や支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図ることを目的として、要保護児童対策地域協議会を設置いたしております。その協議会を構成する関係機関を調整する役割を果たしながら、子育て支援課相談係において相談支援を行っております。

また、児童相談所や学校、警察、保育園・幼稚園、地域の民生委員・児童委員、生活保護担当の生活支援課、母子保健担当の健康づくり課など、児童の福祉に係る関係機関の間で情報や支援についての考え方を共有し、適切な連携のもと、子供や保護者に関する情報交換及び役割分担などを含め、支援内容を協議しながら対応を行っているところでございます。

次に、具体的な対応方法についてお答えをいたします。

例えば、保育園に登園してきた子供にあざがあった場合、保育園から子育て支援課へすぐに通報をいただき、あざの確認や子供に聞き取りを行い、その状況に応じて、緊急のときは児童相談所や警察等と連携をして、一時保護などの対応を行っております。

虐待の疑いが軽度のときは、保育園や地域の民生児童委員などと情報を共有、連携をして、必要な支援は何かを協議しながら、家庭訪問をしたり、養育状況の見守りを続けるという対

応をしております。

また、地域社会においても児童虐待への関心が高まっており、近所で泣きやまない子供がいるとか、夜に家の外に出されている子供がいるなど、虐待と思われる通報を寄せられることがふえてきております。虐待の通報については、虐待かもと思ったら、児童相談所の全国共通ダイヤルの「189（いちはやく）」番へ電話していただいたり、市の子育て支援課へ直接お電話をいただくこともあります。

通報があった場合には、何より早く子供の安全確認をいたします。その結果、特に虐待が疑われるときには、児童相談所や警察など関係機関と連携の上、対応することとなります。

保育園の園長会や学童保育所の主任会等を通じて、子供に虐待の疑いがあった場合などの早急な対応について周知を行っております。

次に、児童虐待防止の啓発についてお答えをいたします。

児童虐待防止の啓発については、医療機関や幼稚園、保育園、学校、学童保育所などに対してポスター掲示やチラシの配布などを行っております。

最後に、本市の体制についてお答えをいたします。

虐待に限らず、子育てに関する悩みの相談を受ける体制についてでございますが、1件の相談で同時にさまざまな課題を抱える家庭も多くなっている現状を踏まえ、本年度から虐待対策強化支援員1名と、ひとり親にかかわる自立支援員1名を増員して、虐待を含む家庭児童相談の体制を強化いたしております。

このうち、虐待対策強化支援員については、児童相談所での勤務経験がある県OBの方を雇用して、専門知識と経験を生かした適切な相談支援に努めているところでございます。

以上です。

学校教育課長（田中勝裕君）

白谷議員の御質問にお答えをいたします。

学校教育課からは、児童虐待の早期発見のための各学校における対策についてお答えをいたします。

虐待を含めて、児童・生徒の心配や悩みなど、ナーバスな問題への対応の基本は、ふだんからの児童・生徒と教職員のコミュニケーションと、それに基づく信頼関係にあります。信頼関係がなければ、児童・生徒がみずから心配や悩みを訴え出すことはできません。

このようなことから、教職員に対しては、ふだんから児童・生徒とのコミュニケーションをしっかりとるように指導をいたしております。

その上で、児童虐待防止について具体的にどのような取り組みをしているかと申しますと、1点目として、毎朝、担任、養護教諭等による健康観察を行い、児童・生徒の健康状態等の確認を行うとともに、児童・生徒の表情や視線、動きに気になるところはないか、そして、体にあざがないかなど、注意深く観察をいたしております。あわせて、全教職員が協力して、

服装の乱れがないかなど、児童・生徒の状況を注視することにより、何かふだんと違った様子がないかなど、情報の把握に努めております。

2点目として、各学校において、いじめ、悩み等に関するアンケートを毎月1回実施しており、虐待についても書くことができるようにしております。より細やかな対応としまして、児童虐待の項目を立ててアンケートを実施している学校もございます。そのほか、教職員を対象に、児童虐待防止に関連する生徒指導等の研修を計画的に実施しておりますし、学級懇談会や学校だよりなどを通して、家庭や地域においても児童虐待を見逃さないよう呼びかける取り組みも行っております。

なお、児童虐待を把握した場合は、当然のことながら、即座に児童相談所への通告をすることになります。

また、児童虐待の疑いがある場合などは、早急に警察や児童相談所、子育て支援課などとの個別ケース検討会議を開催し、支援策を協議するなど、児童・生徒の安全確保を第一に考え対応をしているところでございます。

以上です。

1番（白谷義隆君）

今お聞きしたところでは、市としては、やはり的確に対応をしてあるなという印象を持ちました。特に、学校のほうで教師と生徒のコミュニケーションと言われましたけど、それは非常に大事なことだろうと。野田市の例でも、その子供が先生に親の暴力を訴えたというところは、先生をかなり信頼してそういったことを話したんだろうと。ただ、結果が伴わなかっただけでですね。そうしたところで、やっぱり何といても学校においては教師と生徒のコミュニケーション、そして、何でも話せるような、そういった環境づくりも大事というか、それが全てかもしれないと思います。

そうした中で、先ほども言いましたが、今回の野田市の事件を受けて、国を初め、いろんなところで虐待防止策が議論をされております。本市として、今後この防止策について、新たにというか、まだ今検討されていること、そういったことがあればお聞かせください。

保健福祉部長（原 忠昭君）

白谷議員御質問の児童虐待発生予防と今後についてということでお答えをいたします。

厚生労働省の虐待に関する調査報告では、平成28年度に虐待で死亡した子供の人数は49人で、そのうち65.3%がゼロ歳児であったと言われております。産前産後の心身の不調や妊娠、出産、子育てに関する悩みを抱えたまま、適切な支援の手が届かずに痛ましい児童虐待に至るケースも多いという状況であります。

また、別の調査報告では、妊産婦の死亡原因では自殺が最も多く、子育てへの不安やストレスによって起きる産後うつが原因の一つと考えられており、不安を抱える妊産婦が相談しやすい体制の整備とあわせて、地域の子育て支援サービスの充実が求められております。

次に、児童虐待の発生予防についてお答えをいたします。

現在、本市では、赤ちゃんが生まれると生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞いて、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境の把握と助言を行う、こんにちは赤ちゃん事業を実施いたしております。その訪問で、引き続き支援が必要だと判断された家庭に対しては、養育支援訪問員が児童虐待の防止に向けて母親に寄り添う形で適切な養育支援を行っているところでございます。

また、地域の見守り役である民生委員・児童委員さんや主任児童委員さんにも、地域での育児の孤立化を防ぐ目的で、赤ちゃん訪問を行っていただいております。

次に、今後の取り組みについてお答えをいたします。

今後につきましては、特に、妊娠期及び産前産後から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を充実させ、子育ての不安を軽減し、児童虐待の発生を予防するため、平成32年4月開設を目標に、子育て世代包括支援センターを整備することとしており、現在その協議を進めているところでございます。

安心して子供を産み育てやすいまち柳川の実現に向けて、さらに相談しやすい体制を整えるなど、なお一層の子育て支援の充実に取り組んでまいります。

以上です。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

児童虐待の早期発見のための学校における今後の取り組みでございますが、先ほど答弁した、これまでやってきた取り組みをしっかりと継続的に実施することが最も重要であると考えております。

日ごろから児童・生徒とコミュニケーションをしっかりととり、信頼関係を築き、全ての教職員が子供たちを注意深く観察し、情報共有を図り、ささいな変化も見逃さない。こうしたことを徹底してまいります。また、いじめアンケートについては、虐待に関する質問内容を全ての学校で項目立てする検討をいたしております。

さらに、新年度にスクールソーシャルワーカーの1名増員を考えております。スクールソーシャルワーカーは、児童・生徒が学校や日常生活で直面する悩みなどについて、家族や地域、学校などに働きかけ、解決を支援する専門職でございます。

児童・生徒のいじめ、不登校などの問題行動や児童虐待などの背景、原因を見きわめ、児童相談所や警察、福祉事務所などと連携して問題解決を図るものでありますので、児童虐待防止という観点からも、スクールソーシャルワーカーの増員は効果が期待できるものと考えております。

以上です。

1番（白谷義隆君）

ありがとうございます。

今後の対策についても十分検討をされているようであります。部長の答弁にもありましたけど、やはり子育てのストレスから虐待に走るというケースも多いと、50%ぐらいあるということですが、そうしたことで、やはり部長が言われるように子育て相談窓口の充実、これもしっかりやっていただきたいと思います。それと虐待防止の啓発、それと何といても早期発見だろうと思います。学校教育課長のほうから、いじめとか虐待の分についてのアンケートも全校でとっていききたいということですが、そういう手段を得ながら早期発見に努めていただきたいと思います。虐待で早期発見といいますけど、他人が家庭の中に入っていきわけですから、なかなか難しいところもあるだろうと思います。ただ、先ほど部長が言われましたけど、50人もの子供が虐待によって亡くなっているという現実を見た場合に、少しでもおかしいところがあったら、勇気を持って家庭の中に入らざるを得ないところもあると思います。中には空振りもあるかもしれませんが、トラブルを恐れずに、ぜひ家庭の中に、子供の命を守るという観点で今後取り組んでいただきたいと思います。こういった虐待防止に向けての一層の取り組みをお願いして、虐待防止については終わりたいと思います。

次に、「交流館なかしまワッセ」の運営についてお尋ねをいたします。

この「交流館なかしまワッセ」は、中島商店街の古民家を改修し、平成29年2月にオープンしたのですが、市民の方から、余りあいていないようだとの声を聞きます。事実、私もたまに商店街に行くことがありますが、私もあいていないという印象を持っております。たまにあいていても、中に誰もおられなかったりとか、実際どうなっておるのかなという印象を持っておりました。

そこで、この「交流館なかしまワッセ」の運営がどのようになっているのか、お尋ねいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

「交流館なかしまワッセ」は、平成28年度において国の地方創生加速化交付金を活用いたしまして、中島商店街イノベーション事業の活動拠点施設として「交流館なかしまワッセ」を整備したところでございます。

中島商店街イノベーション事業の概要について少し御説明をさせていただきます。

中島朝市は、江戸時代から続く約150年の歴史を誇り、平成18年に柳川市の誇れるものや残したいものを市民公募により選定をした柳川百選にも選ばれていると、そういうところであります。

かつて活況を呈していた朝市は、最盛期には100店舗ほどございましたけれども、現在では40店舗弱にまで減少していると。そういう中で、中島朝市を何とか復活したい、にぎわいを取り戻したい、この機会がラストチャンスかもしれないと、そういう声の中島商店会、柳

川市商工会、地元の有志から多く寄せられたところでもあります。

この声を受けまして、中島朝市という地域資源を磨き上げることで、地域住民だけでなく、柳川市を訪れる観光客を呼び込み、まちのにぎわいを創出しようと、そういうことで中島商店街イノベーション事業を開始したものでございます。

中島商店街イノベーション事業の運営主体でございますけれども、中島商店会を初め、柳川市商工会、行政区長、民生委員等の地元有識者、この事業に賛同する地元有志で組織をされました中島イノベーション協議会というものが運営主体でございます。

市は、この中島イノベーション協議会に事業を委託しているわけでございますけれども、その委託をする際に、運営主体である中島イノベーション協議会みずからが稼ぐ力を発揮し、将来的に行政からの補助金に頼ることなく、自立、自走することを念頭に置きながらの運営であることという、そういう考え方を申し添えているところでもございます。

中島商店街、この協議会の中に、この事業趣旨に賛同する20代、30代の若者で組織をします「ワッセ！なかしまプロジェクト」を設置いたしております。このプロジェクトチームが「交流館なかしまワッセ」の運営の中核を担っておりまして、事業の企画、運営、施設管理を行っているところでございます。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

ありがとうございました。運営は大体わかりましたが、では、具体的にこの「交流館なかしまワッセ」は現在、誰がどのようなことをされているのか。また、週に何時間ぐらい開店をされているのか、教えてください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

「交流館なかしまワッセ」の事業の運営は誰がして、どんな事業をしているのかというお尋ねでございますけれども、まず、この「交流館なかしまワッセ」の事業の企画運営、施設管理につきましては、中島イノベーション協議会の中に組織をいたしております「ワッセ！なかしまプロジェクト」が実施をいたしております。主なメンバーにつきましては、大和町出身の若者4名と地域おこし協力隊員1名の計5名ということでございます。

これまで実施をしてきました事業につきましては、レンタル事業、それと委託販売事業、自主事業があります。

レンタル事業といたしましては、「交流館なかしまワッセ」の施設を有料で貸し出しをしております。これまで、バンコ市、喫茶なかしま、料理や編み物などの教室、楽器演奏会等に利用をされているところでございます。

委託販売事業といたしましては、畳雑貨、服飾雑貨、小石原焼陶器など、そういったものを販売いたしているところでございます。

自主事業といたしましては、新ノリを祝う食事イベントの開催、また、中島小学校とのノ

りおやつの開発、また、中島祇園への出店と、そういったものが行われているところがございます。

施設管理につきましては、施設の利用があった場合に限り、施設の開館を行っている、そういう状況でございます。

開館状況についてもお尋ねがございました。

平成29年度におきましては、施設の多岐にわたる利用があったため、月20日間くらい開館をいたしておりましたけれども、平成30年度におきましては、施設レンタル利用者の減少と、そういうことで月10日程度になっていると、そういうのが現状でございます。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

今の説明で少しわからないところがあるんですが、まず、開館は利用の申し込みがあったときということでした。まずそのことについて、では、利用の申し込みがなければあいていないということですかね。今、レンタルと言われましたけど、レンタルもしているということですが、利用の申し込みがなければ、ワッセ独自であけるということはないんですか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

いつこの施設があいているのかという御質問だろうかと思えますけれども、これにつきましては、中島イノベーション協議会の中で、いつあけるのかと、そういう議論はなされてきたところがございます。毎日開館をしておくこと、あけておくことが利用者の増加につながるのではないかと、そういった意見もありましたし、また、施設利用者をふやすことで、あったときに開館をすると、そういう2つの考えがございまして、結構激しい議論になったと、そういうふうに聞いております。その中で、最終的には施設利用者があったときにあけていくと、そういうふうに協議会のほうで決定したと。そういうことで、市としてはその考え方を尊重してきたところがございます。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

実際の運営は協議会ということですから、ここで詳しく説明を求めてもなかなか難しいだろうと思います。

そうすると、先ほど地域おこし協力隊を含めて5人という説明がありました。地域おこし協力隊がどうなのか、詳しくはここでは聞きませんが、ただ、地域おこし協力隊は市で雇っている、お願いをしているわけですね。そうすると、今は利用の申し込みがあったときだけです。そして、週に2日くらいなんだということですね。そうすると、この地域おこし協力隊の方はほかに4名いらっしゃるわけですけど、ほかの4名の方はボランティアなんでしょうけど、では、地域おこし協力隊の方は、このワッセに何日くらい従事されるのか、教えてください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

地域おこし協力隊の隊員が、この「交流館なかしまワッセ」にどうかかわっているのかという御質問であろうかと思えます。

今現在おります地域おこし協力隊員は、喫茶なかしまというものを施設の中でオープンをいたしております、地域おこし協力隊員はことしの3月で卒業をしていくわけですが、卒業後には柳川で事業をして定住すると。そういったところで、地域おこし協力隊の事業の一環として商売のあり方を学ぶ場と、そういったところで地域おこし協力隊はこの喫茶なかしまというものをオープンしていると、そういうところでございます。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

先ほど、「交流館なかしまワッセ」には、地域おこし協力隊を含めて5名の方がかかわっているわけですね。そして、その中で今、この地域おこし協力隊の方は、その中で喫茶を営んであるということですね。そうすると、地域おこし協力隊は所管が別でしょうから余り詳しくは聞けないんですが、ちょっとわかりづらいんですが、それでも、あいているのは週に2日ですね。そうすると、地域おこし協力隊の方が喫茶をされているわけですが、それはさっき、利用の申し込みがあったときあいているという話でしたよね、週に2日。そうすると、ワッセの中にあるこの喫茶は、そうすると週に大体何日くらいあいているんですか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

喫茶なかしまが何日あいているかということでございますけれども、基本的には、金曜日、土曜日の週2日あいているというところでございます。

以上です。

1番（白谷義隆君）

要するに週2日ですね。先ほど月10日だと言われましたけど、早く言えば週2日くらいなんです。地域おこし協力隊の方が週に2日喫茶を開いてある。そうすると、結果的にはほかの4名の方 ボランティアの方ですけど、ほかの4名の方はワッセで仕事というか、どういことをされるのかわかりませんが、実質的には余りワッセにはかかわっておられないということになるようすが 済みませんね。ここまで通告していませんでしたのでね そちら辺がちょっとよくわからないんですね。そちら辺を教えてください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

ほかの隊員は何をしているのかということでございますけれども、先ほども申しましたように基本的には利用があるときに開館をしているところでございまして、常駐者はいるのかということについても、先ほど言いましたように現在のところは利用するときだけだと。それで、この5人は何をしているかという、利用があるときにスケジュールがわかりますの

で、その前後にあけたり閉めたりをするのが今現状でございます、常駐をしていると、今現状そういうふうな形になっております。

以上です。

1番（白谷義隆君）

常駐されているんですか、常駐じゃないんでしょう。（「そうです」と呼ぶ者あり）そうですね。さっき常駐していますと言われたようでしたので（発言する者あり）そうじゃないんですね。

いずれにしても、利用の申し込みがあったときにあけたり閉めたりということで。ただ、現実的には週に2日、喫茶を地域おこし協力隊の方がされているということで、そこら辺の差がよくわからないんですけど、利用があったときにあける、そして、あいているのは週に2日。そして、地域おこし協力隊の方が週に2日喫茶をされているということで、何となく地域おこし協力隊の方が喫茶をされている2日、開館されているのがイコールのような気はしますけどね。

そこはちょっとおいておいて、今の話を聞けば、ワッセが機能をしているとは余り思われないんです、何か中島の拠点だとか言われますけどね。そうすると、このワッセは朝市を復活させてにぎわいを創出させるということですよ。そういう中で、このワッセの役割とは何ですかね。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えをいたします。

今現在、なかなかあいていないので、ちょっと厳しいところがあるんじゃないかと、そういうお話でございますけれども、本来、この「交流館なかしまワッセ」の目的と役割ということについてお尋ねでございましたけれども、市といたしましては、中島朝市を復活させ、まちのにぎわいを創出すると。そのために、「交流館なかしまワッセ」が担う役割ということにつきましては、市内外の交流拠点であると、そういうふうに位置づけをいたしております。

具体的には、中島の魅力を発信するイベントを実施すること。それと、お試し店舗として施設を提供することによって、地域住民だけでなく、柳川市を訪れる観光客を呼び込み、多くの人が集うことにより交流の輪を広げていくという役割を担っていると、そういうふうに考えております。

以上です。

1番（白谷義隆君）

役割は、言うならそういう話しかないんでしょうけど、ただ、今話を聞いた限りでは、果たして現実的にどこまでその役割を果たしてあるのか、非常に疑問ですね。キャッチコピーは言われたとおりでしょう。この事業は、もう3年目か4年目かになるんですよね。そ

うした中で、当初からそのワッセの役割というのはそういうふうに、今言われたように交流の拠点ということで事業を申請されたわけでしょうが、3年ぐらいたった中で、果たしてどれだけ最初の事業目的にかなっているのか、今の話を聞いただけではちょっとというか、疑問がありますね。実際、話を聞いただけでは、それこそまだ絵に描いた餅にもなっていないと私は感じたわけですね。

ですから、中島朝市を復活させて交流の拠点ということですから、そのために、具体的にどういうふうに事業をやっていこうとしてあるのか、今後ですよ。今までは、聞く範囲では当初の目的からはほど遠いなど。ただ、今からそのために朝市を中心としてにぎわいを創出させていきたいんだと、課長の意気込みはわかります。では、これを今からどうしていくのか、あれば教えてください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

平成29年度、30年度の現状と、そういったものを踏まえまして、市といたしましては、「交流館なかしまワッセ」が多くの人に利用され、毎日にぎわう施設になってほしいと、のように思っております。具体的には、施設利用料金の見直し、また、日用品を販売するなど、新たな委託、販売の実施、それと、事業運営体制の強化、そういったものを検討する必要があるだろうと、そのように認識をいたしております。

今後、市が主導しながら、中島商店街イノベーション協議会としっかり協議をしてまいりたいと思っております。

続いて、中島朝市の復活についてもお答えをさせていただきますけれども、「交流館なかしまワッセ」が平成29年2月にオープンいたしました。その直後の3月に、中島商店会は中島朝市のイベントを開催いたしました。市内外から多くの店舗が出店をしていただいて、地域の方はもちろん、久留米市、八女市など、市外から多くの来場者があり、本当ににぎわった朝市であったと思っております。朝市の復活のヒントになったイベントであったと、そのように考えているところでございます。

市といたしましては、朝市に出店する新たな店舗の掘り起こしや朝市に対する県内外の方々への注目度の向上を図るために、中島朝市をPRするイベントを月1回開催することから始めて、軌道に乗れば月2回、さらには週1回の開催につなげていきたいと、このような形で支援をしていきたいと考えております。

さらには、中島だけの頑張りだけではなくて、今現在、沖端商店会が実施をいたしております沖端マルシェ 市場のことでもございますけれども、そういったものや柳川商店街振興組合が今度運営をいたします柳川よかもん館との連携、また、第2のエンジンや西鉄とのコラボなど、観光事業との連携も図っていききたいと思っております。

また、柳川市商工会では、柳川駅前で行われておりますイルミネーションや駅前の飲食店が参加するべらりハシゴ酒などのイベントを中島駅周辺で開催できないかと、そういったこ

とも検討がなされていると聞いております。

今後は、市内各商店街、また観光協会、柳川市商工会との連携を図るなど、さまざまな形で支援を行っていきたいと考えているところでございます。市としては、3年目を迎えます。しっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

課長の意気込みはよくわかります。ぜひその意気込みを持って取り組んでいただきたいなと。

きのう緒方議員の質問の中でもありましたけど、地域ブランド室の守備範囲が広くて、ここだけになかなか手は届かないかもしれませんけど、中島商店街の命運もかかっているわけですから。

お聞きしている中では、なかなか前途多難だと思います。でも、今後はしっかり戦略を立てて取り組んでいただきたいなと。そして、この中島商店街が昔のようににぎわいを取り戻して、皆さんが楽しい商店街だということになることを期待して、これで終わります。

次に、保育園の無償化についてお尋ねをいたします。

国では、本年10月から保育園の無償化が予定をされていますが、市民の方から制度についてお尋ねされることがあります。

そこで、無償化の対象となる施設や児童などについて教えてください。

子育て支援課長（乗富由美子君）

白谷議員御質問の幼児教育無償化の対象施設、そして対象児童など、無償化の制度の概要につきまして、新谷議員、高田議員の御質問と重複いたしますが、お答えさせていただきます。

市内の対象施設では、幼稚園は4園ありまして、そのうち新制度に移行した幼稚園が2園あります。保育所は19園、認定こども園は2園あります。これらの施設の利用料が、3歳から5歳の全ての子供について無償化され、ゼロ歳から2歳の子供については、住民税非課税世帯のみ無償化されることとなります。

また、認可外保育施設も一定の条件のもと無償化の対象となりますが、企業主導型保育所が2園、事業所内保育所等が3園ございます。このほか、一時預かりのみで運営している施設が1カ所ございます。

これらの施設の利用料については、保育の必要性が認定された場合に原則無償化されることとなります。

以上です。

学校教育課長（田中勝裕君）

御質問にお答えいたします。

新制度に移行した幼稚園が2園あるといったことで、その2園についての説明を今、子育て支援課のほうからいたしたところです。

私のほうからは、新制度に移行していない幼稚園についての答弁をさせていただきます。

新制度に移行していない幼稚園につきましては、利用料はそれぞれの幼稚園で決定をされます。そうして決定された利用料につきまして、無償化する利用料の限度額である25,700円を超える場合は、その額は保護者の負担ということになります。

なお、無償化が実施される本年10月の時点で、新制度に移行していない市内の幼稚園は1園だけの見込みというふうになっております。その当該幼稚園の利用料は現在のところ20千円ということでお聞きしておりますので、無償ということになります。

ただし、その利用料以外に、給食費や教材費などがございます。これらの費用につきましては、幼児教育の無償化が実施された後におきましても保護者の負担ということになりますので、申し添えておきたいと思っております。

以上です。

1番(白谷義隆君)

わかりました。新制度に移行していないところは25,700円の上限があるが、結果としては、そこに達しないから無償だということですね。わかりました。

先ほど認可外保育についても話がありました。認可外保育についても、一定の条件のもとということでしたが、その条件とはどういうことなのか、教えてください。

子育て支援課長(乗富由美子君)

認可外保育施設につきましては、先ほどの幼稚園の上限額と同じように、上限額が決められております。月に37千円までが無償となりますが、認可外保育施設の場合は保育の必要性が認定された場合に限り無償化されるということになっております。

以上でございます。

1番(白谷義隆君)

37千円が上限だということですが、そうすると、当然37千円を超えた分を保護者が負担をするということによろしいんですね。

それともう一つ、保育の必要性がある場合というお話をされましたね。この保育の必要性というのは、誰がどのようにして認定をするのか、教えてください。

子育て支援課長(乗富由美子君)

保育の必要性の認定はどこがするのかということで、御質問いただいております。

保育の必要性というのは現在、保育所などに子供さんを預けられる場合、子育て支援課のほうに保育の支給認定申請というものを保護者のほうからいただいております。それは、就労などにより、その子供さんを家庭で保育ができないということを申請していただいて、そして子育て支援課のほうで、この子については保育時間はこのくらい必要だということ

の支給認定書というのをお渡しすることになっております。それに基づいて、保育所での保育を開始するというような、そういう手続になりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

では、認可外保育についても、市のほうに保育の必要性があるという申請書を出されて、市のほうで必要があるかどうかを認定されるということですね。そして、認定をされた分については認可外保育でも37千円を上限に無償化の対象になりますという理解でよろしいですね。

次に、きのうも議論をされたんですが、保育士が足りないということがありましたね。この無償化を受けて、保育園、幼稚園の需用の拡大が懸念をされるという答弁がありました。そうした中で、保育所の保育士が足りないんだということで、保育士の確保の対策について、いろんな就業マッチングサイトとか、在宅手当の増額とかいう説明がありましたが、近隣では、採用時に祝い金をやったりとか、あるいは家賃の補助など、金銭的な優遇措置をとられているところもありますが、柳川市として、保育士確保に向けてそういった金銭的な優遇措置というのは考えてありますか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

白谷議員御指摘のとおり、各市町村、そして県のほうでもいろんな優遇措置をとられて、保育士不足、こちらのほうの解消に向けていろんな施策を立てられているところではございます。

柳川市の場合は、先ほど白谷議員からも御紹介のありました保育のマッチングサイト、そちらの活用をぜひしていただきたいという点と、もう一つは、第3子在宅手当、こちらのほうの増額によりまして、子育てを在宅でしていただくことによって、例えばゼロ歳児の場合ですと、3名保育所に預かった場合に1人保育士をつけなければいけない、そういったこともありますので、なるべく小さいうちは子供さんを在宅で養育していただくことを目的に在宅手当を増額するような、そういう対策を現在のところは考えているところでございます。

それで、具体的に金銭的な優遇がないのかということで御質問でございますが、31年度の当初では、そこには柳川市の場合、まだ至っておらない状況で、検討しているところでございます。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

そこまで詳しくは通告していなかったからどうかと思うんですが、予算に計上されていないことはわかります。ただ、今後の考え方はどうかとお聞きしているわけですから、そちら辺の考え方があれば教えてください。

子育て支援課長（乗富由美子君）

各市町村の状況などもしっかり見ながら、私どもとしても、保育園の努力も、もちろんしっかり取り組んでいただいているんですけども、市として、そこら辺もしっかり保育士の確保について努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

なかなかこれ以上は無理でしょうから、近隣の状況を見ながらと言われるのかなと思っておりましたけどね、はい、いいです。

ただ、保育士不足については十分検討をしてもらいたいと思います。マッチングサイトだけで必ずしも解決できる問題でもないような気がいたします。保育士不足によって待機児童問題が出てくるとか、そういうことがないように、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、この無償化は10月から実施が予定されておりますが、実施に当たって混乱が生じないように、国の制度がはっきり決まったら、早急に制度の周知を図っていただくようお願いをして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで（「議長17番、発言してよかですか」と呼ぶ者あり）はい。

17番（藤丸正勝君）

動議ではございませんけど、先ほどの橋本議員の質問に対して、廃棄物対策課のほうから、ごみ焼却場の事業費が128億円ということをお答えされて、一部事務組合の議員が7名おりますけど、128億円というのは我々は初めて聞いた金額でございます。これが、廃棄物対策課のほうで 我々は31年度の予算書のほうでは12,160,000千円かな、そういう金額が先ほどのお答えと違いますので、31年度に予算変更があったのかどうか、確認をお願いしたいと思います。

財政課長（島添守男君）

事業費で128億円と答えた中身ですね。中期財政計画上、今の現施設の解体費用まで含めたところで全体の事業費として128億円というふうに計画上、上げております。その数字を申し上げたところでございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

組合長、ちょっとこの解体費、それは中期財政計画はわかっですよ。でも、その解体費というのは3年先、4年先の話でしょう。それを、31年度の予算書のほうには121億円ということで一部事務組合には提出してあるから、それを守らなければならないんじゃないですか。その128億円というのがひとり歩きをしていくんじゃないかと私は思っておるんですよ。だから、これは訂正を私はお願いしたいんですよ。一部事務組合としては121億円という提

案をされておるでしょう。それを中期財政計画の3年先、4年先のことを言ってもらっちゃ、まだちょっと我々は納得できないわけですよ。

議長（樽見哲也君）

後で整理してお願いします。（「休憩してもらっていいですか」と呼ぶ者あり）もう1時まで休憩しますので。（「訂正は、この議会で訂正はせないかんでしょう」と呼ぶ者あり）うん。だから質問は、白谷義隆議員の質問はこれで終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後0時6分 休憩

午後1時 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

藤丸正勝議員より質問がありました一部事務組合の事業費について、市長より発言の申し出が 있습니다ので、市長の発言を許します。

市長（金子健次君）

発言の機会を与えていただきありがとうございます。

先ほどの橋本議員の一般質問における財政課長の答弁として、一般廃棄物処理施設整備事業費につきまして、本市の中期財政計画上の事業費として128億円と述べましたが、この金額には佃町の本市が解体すべき現在のクリーンセンターの解体費などが含まれておりました。一部事務組合事業費のみやま市と負担すべき一般廃棄物処理施設整備事業費としては12,150,000千円であります。

先ほどの担当の答弁で説明が不足し、誤解を招くような発言でしたので、訂正しておわびを申し上げます。

以上です。

議長（樽見哲也君）

第3順位、4番今村智子議員の発言を許します。

4番（今村智子君）（登壇）

皆様こんにちは。4番、公明党の今村智子でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日は、3点のことについて質問いたします。

1点目は、災害時の外国人への支援について、2点目は、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種について、3点目は、子ども・子育て支援事業の一つである母子健康手帳アプリについての質問をさせていただきます。

まず初めに、災害時における外国人への対応についてでございます。

本年5月には平成が改元され、新しい元号が始まります。阪神・淡路大震災を初め、平成

はあらゆる災害を経験した時代でした。自然災害大国日本、今後も巨大地震の発生が指摘されています。災害は全国どの地域でも起こり得るとの意識を持ち、私たち柳川市も、できることから取り組まなければなりません。

本市も2月に防災ガイドブックが発行されました。市民の皆様の命と安全を守るため、防災・減災への取り組みがわかりやすくつくられています。ただ、日本語版のみの発行となっております。

平成30年6月に震度6弱を観測した大阪府北部地震では、対応に戸惑う外国人観光客が多く見られ、町中は情報を求める外国人観光客であふれたそうです。災害時、言語や日本の災害への知識が少ない外国人は、避難できなかつたり、必要な支援を受けられなかつたりすることがあります。

柳川市は昨年、24万5,000人の外国人観光客が訪れ、また、柳川市外国人住民は、平成31年2月現在で約450人が住んでいらっしゃいます。本年4月、改正出入国管理法による外国人労働者受け入れ拡大に伴い、今後ますます外国人住民もふえていくことが予想されます。いつ起こるかわからない災害、それに対して、外国人支援体制は緊急の課題と言えるでしょう。

そこで、お尋ねいたします。我が市における外国人への災害時の支援体制はどのようになっていますでしょうか。

これより後の質問においては、自席より行います。

総務課長（松藤敏彦君）

今村議員の御質問にお答えをいたします。

本市におけます外国人への災害時の支援体制についてでございますけれども、基本的に外国人の方と日本人の方で、災害時の支援に差異があるわけではございません。ただ、災害時の情報伝達が全て日本語で行っておりますので、情報の入手が難しかったり、必要な支援を受けにくかったりする場合がございます。

本市では、外国人の方が転居してこられ、市役所で転入手続をされる際に、「在住外国人のための柳川生活ガイド」という小冊子を渡しております。英語と中国語版があり、その中に避難所や緊急連絡先を掲載しております。

一方、外国人観光客に対しましては、英語や韓国語、中国語、台湾・香港語の4種類の観光パンフレットがありますが、災害に関する外国語版の冊子やパンフレットは作成をしておりません。そのため、現状といたしましては、旅行会社や宿泊施設、商店や住民の方々からの情報入手となっているのが現状でございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。福岡県では、福岡県国際交流センターと協力して、災害時には被

災市町村の外国人対応に対する支援の一つとして、防災メール「まもるくん」があります。ここにメール登録をすると、県内の地震、津波、台風、大雨等の注意報、警報情報を受信できます。また、市町村からの避難勧告などの防災情報を受信できます。現在、6カ国語に対応しています。

柳川市も、広報「やながわ」に紹介されましたように、今月から外国人観光客向け情報配信サービスが開始されております。市内の観光施設や宿泊施設、飲食店、物販店などの情報を一元化し、多言語で提供されます。各施設に設置されたプレートにスマートフォンをかざすと、必要な情報を入手することができるのです。その情報の中に災害に関する情報も入れていただければ、支援体制につながるのではないかと思います。御意見をお聞かせください。

総務課長（松藤敏彦君）

先ほど議員御案内のように、防災メール「まもるくん」は、英語、中国語、韓国語、易しい日本語に翻訳された気象情報を入手することができます。また、福岡県は、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語版の「外国人のための防災ハンドブック」を作成しております。そのため、その活用を啓発したいというふうに思います。

次に、議員からの観光施設や宿泊施設に設置予定のQRコードからの多言語観光案内の中に災害に関する情報も入れていただければとの御提案についてでございますけれども、この事業は、本市と東京に本社がありますオリックスとが3月1日に連携協定書を取り交わして進めておりますもので、全国で約60の自治体が同様の協定を締結し、県内では北九州市に続いて2例目となるものでございます。

市内の観光施設や宿泊施設約100カ所に2次元バーコード付きの専用プレートを設置し、それにスマートフォンをかざして読み込むと、英語、韓国語、中国語、日本語の観光や飲食店などの情報を取得できるというものでございます。

そのため、災害に関する情報の挿入につきまして、担当であります観光課と今後、協議をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。いずれにしても、個人の自主登録が必要となりますので、一人でも多くの方が登録をしていただけるよう、旅行会社、宿泊施設、観光案内所に御協力いただき、登録のお願いを推進していただくことが最重要かと思えます。また、在住外国人に対しては、自治体からは個人に通知書にて登録のお願いをし、地域においては、日ごろから易しい日本語を交えて声をかけ合い、触れ合っていくなど、多文化共生のまちづくりをしていく中で、災害被害を抑えることができるのではないのでしょうか。この件についての御意見をお聞かせください。

総務課長（松藤敏彦君）

災害時の外国人観光客の安全・安心の確保には、やはり、旅行会社や宿泊施設、商店の方々などの御協力が不可欠であるというふうに考えております。特に、地震などの急な災害時の安全な避難誘導などには、易しい日本語やスマートフォンの翻訳アプリ等を利用した誘導が有効であると思いますので、旅行会社や宿泊施設、商店の方々などへの働きかけを、関係部署と連携して検討してまいりたいというふうに考えております。

また、在住外国人に対しましても、議員御案内のように、日ごろからの声かけ合い、触れ合いなど、いざ災害となった際には支援につながっていくものというふうに考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。今後も起こり得る災害に対しての外国人の支援体制のみならず、外国人住民や御家族の生活サポートのためにも、多言語支援センターもしくは多言語支援課を設置されたらいかかと思っておりますが、この件についての御意見をお聞かせください。

人事秘書課長（高田啓介君）

今、今村議員の災害に対しての外国人の支援体制のみならず、外国人住民や御家族の生活サポートのために、多言語支援センターもしくは多言語支援課を設置されたらという御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

議員言われますとおり、国際化が進展する中、本市は外国人の観光客が多く訪れ、柳川高校ではグローバル学園構想を掲げられ、留学生が45人来柳しているように、今、外国人住民もふえている状況にあります。

そのような中、いつ襲ってくるかわからない災害時の外国人への支援体制を初め、日常生活における外国人の生活サポートにつきましては、今後、多岐にわたり増加するものと思われるしております。

現在、市役所では、日常生活における外国人の生活サポートは、その内容に応じまして、それぞれの部署で対応しているところでございますが、また、転入手続で来庁された外国人の方には、先ほど総務課長より答弁もありましたように、平成25年より市民協働まちづくり事業で作成いたしました、英語版もしくは中国語版の「在住外国人のための柳川生活ガイド」という冊子を市民課のほうで配布しているところでございます。

なお、来庁される外国人の方には、ほとんどが日本人の方が同行されているため、特に、これまで窓口業務等での混乱というのはあっていないというふうには聞いてはいますが、今後、増加すると思われる外国人の生活サポートは、まず、外国人の観光客に限らず、外国人の方への、先ほどお話ありました、易しい日本語での対応を心がけたり、職員の中には外国語を話せる職員もいますので、何かありましたら、すぐに対応できる体制を整えたり、また、市の印刷物等に外国語の表記を入れたりするなどの、できるところからの対応を考えた

いと思っているところでございます。そして、一人でも多くの外国人の方が市民の中で溶け込んでいただけるようにしていかなければならないんじゃないかというふうに考えているところです。

なお、多言語支援センターもしくは多言語支援課の設置ということでございますけど、それにつきましては、どのようなニーズがあって、どのような機能が必要なのか、また、どのような体制を構築したがいのかなどを含めまして、今後、調査、研究をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

答弁ありがとうございました。

自然災害大国日本、いつ起こるか分からない災害に向けて、まずは早急に外国人への情報提供対応をお願いいたします。また、多言語支援センター、多言語支援課の設置といった多文化共生のまちづくりへ向けての取り組みも進めていただけるよう、よろしくをお願いいたします。

以上でこの質問は終わります。

続きまして、次に、平成26年10月より定期予防接種となった、高齢者肺炎球菌ワクチンの取り組みについてお伺いいたします。

高齢者の肺炎は非常に怖い病気だということは、よく知られています。重症の場合は入院治療ということにもなりますが、酸素吸入や、ひどいときには人工呼吸器を装着することもあります。

調べによると、日本人の死因の5位は肺炎で、肺炎で亡くなられた方の約98%が65歳以上の高齢者です。日ごろから予防すれば、肺炎にかかる危険性も少なくなります。予防とは、手洗いやうがいを徹底することのほか、インフルエンザの予防接種をすると同じように、肺炎球菌ワクチンの予防接種をすることです。

平成26年に公明党の推進により、肺炎球菌ワクチンが定期接種に制度化されました。65歳以上から70歳、75歳、80歳と、5歳刻みで100歳の方まで、一度打てば5年間効果があるとされます。柳川市は、およそ8千円かかるこのワクチンが、一度だけ3千円で受けることができます。このような定期接種ができるにもかかわらず、全国では、この肺炎球菌ワクチンの年間接種率は非常に低いのが現状です。

そこで、お尋ねいたします。5年をかけての経過措置で、柳川市における対象者数と接種をされた数、そして、接種率を教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

御質問にお答えいたします。

実績としましては、平成30年度は事業が終了しておりませんので、平成26年度から平成29

年度までの4年間の実績について御報告いたします。

平成26年度の対象者数は4,736人、接種者数2,272人、接種率48%。平成27年度は対象者数4,578人、接種者数は1,946人、接種率42.5%。平成28年度は対象者数4,496人、接種者数2,146人、接種率47.7%。平成29年度は対象者数5,078人、接種者数2,183人、接種率43%となっております。

4年間の総計では、対象者人数1万8,888人、接種者数は8,547人で、接種率は45.3%となっております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。4年間で45.3%の接種率とのことでしたが、対象者へはどのように伝えてありましたでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

御質問にお答えいたします。

ワクチンの接種対象者に対しましては、毎年4月上旬に、予防接種の必要性、接種実施医療機関名を記載した案内通知と、あわせて接種の対象年齢、接種期間、接種費用等を記載した説明書と予診票を同封し、封書で個人通知を行っております。また、市のホームページや個人通知を行った後の5月1日の市報の健康ガイドのコーナーで、高齢者肺炎球菌の予防接種についてのお知らせを行っております。

さらに、先月、2月1日号の市報では、「予防接種の受け忘れはありませんか」というタイトルで、再度、接種対象者、接種期間について御案内をいたしております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。このたび肺炎の定期予防接種が5年延長となり、平成36年3月31日まで、引き続き65歳以上から5歳刻みで100歳まで定期接種が受けられるようになりました。予防接種基本方針部会は、今後5年間で接種率アップの取り組みに対し、以下のことを述べられています。周知啓発を行う、予防接種を受けやすい環境の整備を行うとありました。

しかし、柳川市の未接種の方に伺ったところ、市役所から通知が送られてきたけれども、開封するのも面倒で、やっとあけてみたら、字が小さくて意味がよくわからなかったのも、接種をしなかった。また、ある方は、病院の先生に肺炎の予防接種を受けたかを聞かれて勧められたけれども、専用の予診票が病院にはなくて、前に市役所から送ってもらっていた予診票はどこにあるかわからなくなり、また市役所に取りに行かないといけないなら次の機会でもいいかなと思い、接種しなかったとのことでした。

このように、対象者が接種までに至らない状況であることについて、どのようにお考えでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

対象者に対しましては、高齢者肺炎球菌予防接種の概要を詳しくお知らせすることと、重複接種を防止する意味でも、予診票も事前に送付することとし、封書で案内を行いました。

議員御指摘のとおり、通知内容が盛りだくさんになったために、対象者の方にわかりづらいものになっていた点もあろうかと思えます。今後、伝えたいことを整理するなどして、お知らせの内容、方法を検討し、わかりやすい通知となるよう工夫して、接種率を高めてまいりたいと考えております。

また、平成26年度から平成30年度までに高齢者肺炎球菌の予防接種の対象となった方のうち、未接種の方につきましては、平成31年度以降も予防接種の対象となる予定です。

しかしながら、既に任意接種として高齢者の肺炎球菌の予防接種を受けられた場合は、公費の助成の対象から除かれますので、重複接種を防止することも含め、未接種者に対する周知のあり方についても、今後検討が必要であると考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

皆様のお手元にあります参考資料をごらんください。

これは、佐賀市と長崎市の高齢者肺炎球菌の予防接種のお知らせであります。ちなみに、私の手元にしかありませんが、これが柳川市でお配りされてあるお知らせでございます（資料を示す）。皆様の手元にあるのが、これが佐賀市です（資料を示す）。そしてあと、こちらが長崎市ですけれども（資料を示す）、長崎市に関しましては、このような感じではがきで送られてあります（資料を示す）。ちなみに、平成29年度の接種率は、佐賀市が48.2%、長崎市は50%だったそうです。

このように、発想を変えて、対象者の心に寄り添い、はがきで大きな文字でわかりやすい内容周知が必要ではないでしょうか。接種率を上げることは、柳川市の高齢者の健康寿命を延ばすことになるだけでなく、医療費削減にもつながります。また、災害時に問題となる感染症、特に高齢者では、避難所で肺炎が蔓延すると大変なことになりかねません。高齢者の方が定められた接種回数を超えて接種をしてしまう重複接種の防止を含め、自費で接種されたときの公費助成の対象外、そして、未接種者に対する周知のあり方についても、大変に御苦労をおかけいたしますが、市民の大切な命を守るために、執行部の皆様の御協力が必要です。何とぞよろしく願いいたします。

以上でこの質問は終わります。

最後の質問でございます。

平成30年、柳川の出生数は430人を下回り、平成17年の柳川合併から100人以上も出生数が減少し、少子化の波が押し寄せています。

少子化対策の一つとして、政府は、第3次少子化社会対策大綱で、地域での妊娠期から子育てにわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点、子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）を設置し、2020年度までに全国展開を目指しています。

以前、菊次議員もネウボラについて質問をされておりますが、この日本版ネウボラの設置は、柳川市においてはどのようになっていますでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

御質問にお答えいたします。

ネウボラとは、フィンランド語でアドバイスの場を意味する言葉です。議員が言われるように、市役所の子育て支援の部署に行けば、誰でも必要なときに必要なアドバイスを受けることができ、どんな支援があるかを自分で探し回らなくても、1カ所で全てがわかるためには、窓口の一本化は大切であると考えております。

日本版ネウボラといたしまして、本市におきましては、子育て世代包括支援センターの設置を考えております。現在、本市の実情に合った子育て支援の場となるよう、どんな支援の内容で、どのような体制で立ち上げるのかを、関係課が集まって具体的に検討している段階で、平成32年4月の設置を目指しているところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。柳川市が平成32年4月にネウボラの設置を目指してあるとのこと、大変うれしく思います。この制度のモデルとなっている国フィンランド、そこでは、ネウボラはアドバイスの場を意味するほかに、サービスをお客様がいるところに運ぶとも表現されています。こうしたネウボラの事業の一環として、母子健康手帳アプリの導入が日本全国の各自治体でふえ始めています。

母子健康手帳アプリとは、従来の紙の母子健康手帳のデジタル化です。

今の子育て世代の20代から30代の90%近くが情報をスマートフォンで入手しています。柳川市でも、本年2月に出了された子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果によると、子育て情報に関する情報の入手先は、就学前では、市の広報紙やパンフレットは35%弱、インターネットは50%を超えていました。これについて、市はどのような見解をされておりますでしょうか。

また、柳川市において母子健康手帳の交付後、妊産婦に対する支援事業はどのようなものがありますでしょうか。

そして、市報、パンフレットの周知のほかに、予防接種の周知徹底への取り組みも教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

御質問にお答えいたします。

市民の皆さんにお知らせする情報の発信につきましては、毎月2回、各世帯に配布する広報紙により行っております。また、市のホームページにおきましても、広報紙と同様の情報を掲載し、周知を図っているところでございます。

近年では情報を取得する手段も多種多様となっており、アンケートには、その結果があらわれたものであろうと考えております。

次に、母子健康手帳交付後の妊産婦に対する支援についてお答えいたします。

母子健康手帳交付後の妊産婦に対する支援といたしましては、育児不安への対応といたしまして、授乳等に関するものでは、助産師を講師として開催している赤ちゃんサロン教室、子供の発達に関する不安への対応としましては、親子教室。食事の悩みに関する不安に対しましては、離乳食教室を通して、母親の悩みに沿った育児支援を行っております。

また、それ以外にも、子育て支援課が市社会福祉協議会に委託して行っております、つどいの広場事業や、その事業に伴い開催されております「ゆりかごセミナー」にも、本市の保健師等を派遣しまして、保護者の育児の不安や悩み、相談の対応を行っているところでございます。

次に、予防接種の周知徹底の取り組みについてお答えいたします。

本市では、出生届をされた際に、対面で実施時期等を説明の上、一覧表を手渡し情報を提供しております。また、母子健康法に定められている1歳6カ月児健診、3歳児健診に加え、4カ月、10カ月健診の場でも、予防接種の接種の有無について確認し、接種勧奨を行っております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

母子健康手帳アプリは、自治体が交付する従来の紙の母子健康手帳と一緒に使える、スマートフォン、パソコン向けのサービスです。

内容に関しましては、アプリ利用を希望された方が登録をすると、自治体の子育て関連制度の情報や健診情報、病院からのアドバイスなどを、子供の成長に合わせて必要なタイミングで自動配信することができ、その情報をアプリ利用者に直接届けられます。

また、自治体が開催するイベント情報なども告知したいタイミングで配信することもできますので、情報格差を埋められるという点ですぐれています。

また、アプリ利用者が母子健康手帳に記載されている健康診査や予防接種記録を入力すると、データを保存できますので、災害などで紙の母子健康手帳をなくされた方でも復元することができます。

個人のアプリ利用料は無料となっております。ただし、通信料はかかります。自治体はアプリ導入費用を支払いますが、その金額は取り扱い企業によってさまざまですが、大体1カ

月10千円から50千円程度です。この金額が高いか安いかは、価値観にもよりますが、費用対効果は絶大だと思います。

このアプリを導入された自治体に伺ったところ、お母さん方が子供さんの予防接種のスケジュール管理がしやすくなられて、予防接種忘れが少なくなりました。また、アプリの登録内容を家族と共有できる機能もありますので、1人で子育てをするのではなく、家族みんなが子育てをサポートしてくれるようになったと話され、母子健康手帳アプリは市民の方に歓迎していただいておりますとのことでした。

私は母子健康手帳アプリ導入は子育て支援の大きなサポートになると思いますが、柳川市の御意見をお聞かせください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

御質問にお答えいたします。

本市におきましては、妊婦や子育て中の母親への情報提供や支援方法については、個々に状況が異なりますので、直接的なやりとりをすることで、不安や抱えている悩みの詳細な内容の把握ができ、相手の要望に沿った支援につなげることができると考えております。したがって、現時点では母子健康手帳アプリの導入はしておりません。

しかしながら、議員が言われますように、育児に困ったときに、母子健康手帳アプリを活用して、必要な情報を収集、管理できることは、妊婦や子育て中の母親にとっては、大変心強いものであると考えます。

今後、先進地の取り組みや近隣の状況等を把握するなど、検討していきたいと考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。では、市の取り組みとして今後検討されるということは、この母子健康手帳アプリを導入するという、そういうお考えの前提で、また検討したり、また、勉強されたりするということでしょうか。それとも、とにかく最初はまず把握、検討をして、その後、状況を見てアプリを導入しようかなというふうに、どちらをお考えかを聞かせていただけますでしょうか。

市長（金子健次君）

自分が答弁したほうがいいと思いますので、前向きに検討していきます。

4番（今村智子君）

市長じきじきの答弁ありがとうございます。

子育ての支援で大切なことは、お母さんと子供と直接会い、話に耳を傾けることだと思います。

しかし、子育ての環境は昔と違って、今は多くのお母さんが外で働いている上、周囲に相

談できる相手がいなくて、1人で悩まざるを得ないときも多々あります。先ほど白谷議員も児童虐待について触れられたように、孤独からノイローゼになり、虐待につながる可能性もあります。

子供は柳川の宝、日本の宝、そして、世界の宝です。その宝を育てるお母さん、お父さんが笑顔で楽しく子育てができる環境をつくり上げることが、私たちの使命ではないでしょうか。世界の子供たちの幸福を心から願い、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これもちまして、今村智子議員の質問を終了いたします

ここでお諮りいたします。一般質問は、あす8日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、明日8日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、8日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程全てを終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後1時40分 散会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成31年3月20日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	大	淵	洋	祐
市	民	椛	島	謙	治
保	健	原		忠	昭
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	田	尻	主	範
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	池	末	勇	人
財	政	島	添	守	男
税	務	川	口	俊	幸
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	平	田	敬	介
学	校	田	中	勝	裕
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則
議	会	事	務	局	次	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	徳	永	喜
					係	長		美	香

5 . 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務委員長報告について

- 議案第 1 号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 9 号 平成31年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 議案第12号 柳川市公共施設維持整備等基金条例の制定について
- 議案第19号 有明生活環境施設組合の共同処理する事務の変更及び有明生活環境施設組合同規約の変更について

建設経済委員長報告について

- 議案第 4 号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第10号 平成31年度柳川市下水道事業特別会計予算について
- 議案第11号 平成31年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第15号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について
- 議案第16号 和解及び損害賠償額の決定について

教育民生委員長報告について

- 議案第 2 号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 3 号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 号 平成31年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 7 号 平成31年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 8 号 平成31年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 議案第13号 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 柳川市民会館の指定管理者の指定期間の変更について

予算審査特別委員長報告について

- 議案第 5 号 平成31年度柳川市一般会計予算について

日程（ 3 ） 議案の上程について

- 議案第21号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第24号 天皇陛下御在位30年を祝す賀詞奉呈決議について

日程（ 4 ） 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成31年第1回柳川市議会定例会最終日の日程について、昨日、3月19日に議会運営委員会を開催いたしまして協議いたしました。その結果を報告申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、執行部追加提出の議案第21号から議案第23号までの3議案及び議員提出の議案第24号の合わせて4議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、4議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、4議案とも即決といたしております。

日程4が閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（樽見哲也君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

3月4日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1)議案第1号 原案可決

本案は、平成30年度柳川市一般会計補正予算(第5号)についてであります。

既定の歳入歳出予算総額「310億1,664万円」から、歳入歳出それぞれ「1億126万4千円」を減額し、補正後の予算総額を「309億1,537万6千円」としようとするものであります。

審査の過程で、農業振興補助事業の農地・水保全対策事業の状況や教育費小学校費及び中学校費の教育振興費で増額される就学援助費の最近の動向についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第9号 原案可決

本案は、平成31年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算についてであります。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したもので、予算総額は、歳入歳出ともに「5千円」の科目開設の予算となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第12号 原案可決

本案は、柳川市公共施設維持整備等基金条例の制定についてであります。

老朽化する公共施設の維持補修、保全にかかる経費について、その必要な資金を積み立てるため新たに基金を設置するものであります。

審査の過程で、当該基金の積立て目標金額についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第19号 原案可決

本案は、有明生活環境施設組合の共同処理する事務の変更及び有明生活環境施設組合同規約の変更についてであります。

柳川市とみやま市で構成する有明生活環境施設組合で建設中の新火葬施設が、平成32年4月に供用開始することに伴い、平成32年3月31日限りで閉鎖される現火葬施設「有峰苑」の管理運営事務を共同処理事務から外すとともに、新火葬施設供用開始後、両市が負担する管理運営経費の負担割合を新たに定めるものであります。

審査の過程で、新火葬施設の火葬料金の決定時期や組合議会での議論、組合規約にかかる地方自治法での規定内容や組合規約と条例の関係についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。（「委員長、議案第19号は全員じゃない。多数です」と呼ぶ者あり）

失礼しました。訂正いたします。議案第19号は賛成多数でございます。おわびして訂正申し上げます。

議長（樽見哲也君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員会（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

3月4日の本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1) 議案第4号 原案可決

本案は、平成30年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

国庫補助事業等の確定に伴う事業費、国庫補助金及び市債の減額と、繰越金の増額が主なもので、歳入歳出それぞれ「120万3千円」を減額し、補正後の予算総額を「9億5,344万3千円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第10号 原案可決

本案は、平成31年度柳川市下水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出ともに「9億9,996万7千円」を計上し、公共下水道の整備及び普及を図っていくものです。

審査の過程において、維持管理費についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3) 議案第11号 原案可決

本案は、平成31年度柳川市水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出では、事業収益が「13億9,918万6千円」、事業費用が「13億7,162万9千円」となっています。

資本的収入及び支出では、収入を「3億368万4千円」、支出を「6億2,117万1千円」計上し、不足する「3億1,748万7千円」は損益勘定留保資金等で補填する予定になっています。

審査の過程において、給水戸数についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第15号 原案可決

本案は、市道路線の認定、変更認定及び廃止についてであります。

開発計画や私有道路の寄付採納のほか、市道の道路改良事業や国県道事業により25路線の新規認定及び10路線の変更認定を行うとともに、通行上機能を果たしていない9路線を廃止するものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第16号 原案可決

本案は、和解及び損害賠償額の決定についてであります。

平成30年6月22日午前10時35分頃、柳川市職員が大和庁舎から柳川市矢加部の現場に向かうため、公用車で国道208号線を北上中、柳川市三橋町高畑191番地先で飲食店に進入しようと停車していた相手方車両に後方から追突し、負傷させた事故の和解の金額が決定したため、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険料についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

議長の命により教育民生常任委員会の報告を行います。

3月4日の本会議において当委員会に付託を受けた議案7件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1)議案第2号 原案可決

本案は、平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。療養給付費の伸びに伴う必要額の補正や決定通知による国、県からの交付金を調整し、歳入歳出それぞれ「3億7,194万1千円」を増額し、補正後の予算額を「94億7,205万1千円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第3号 原案可決

本案は、平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

保険基盤安定負担金の確定に伴い必要な額を減額し、併せて29年度繰越金の調整で、歳入歳出それぞれ「863万2千円」を減額し、補正後の予算額を「10億2,536万8千円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第6号 原案可決

本案は、平成31年度柳川市国民健康保険特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出それぞれ「94億1,091万円」とするものです。

審査の過程において、医療費を抑えるための取り組みについて質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第7号 原案可決

本案は、平成31年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出それぞれ「10億8,500万円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第8号 原案可決

本案は、平成31年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出それぞれ「63万2千円」とするものです。

審査の過程において、滞納者への対応、償還状況について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第13号 原案可決

本案は、柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

政令の一部改正に伴い、災害援助資金の貸付けを受けようとする者の保証人の選定を任意とし、それぞれの貸付利率を定め、償還方法に月賦償還を追加するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第17号 原案可決

本案は、柳川市民会館の指定管理者の指定期間の変更についてであります。

建築工事の入札不調等により、現市民会館から市民文化会館への移行が予定より遅れるため、指定期間を32年12月31日まで延長するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（佐々木創主君）（登壇）

予算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

3月4日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1)議案第5号 原案可決

本案は、平成31年度柳川市一般会計予算についてであります。

歳入歳出ともに319億6,800万円で、前年度の当初予算と比較しますと、額にして26億6,700万円、率にして9.1パーセントの増額となっています。

当委員会は、2日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受け審査を行いました。

歳入審査では、校区コミュニティセンターの利活用増進に向けた指導の有無、市債の累計残高及び行財政改革の方針等について質疑がありました。

歳出審査では、総務費で、ふるさと寄付金推進費の寄付金事務委託先の選定方法と寄付金に対する委託料の割合、定住促進事業費の住宅取得奨励金の趣旨と実績及び人口増を図るための増額の意向、民生費では、要保護児童対策事業費の家庭児童相談員及び虐待対策強化支

援員の業務内容、民生児童委員活動費の民生委員協議会補助金の算定根拠、衛生費では、不妊治療対策費の助成金算出の根拠とこれまでの成果、農林水産業費では、クリーク防災機能保全対策事業費の農業水利施設保全対策事業負担金の負担率、及び事業主体、水産振興費のはたき海苔の資源化についての検討状況、商工費では、新規起業・創業支援事業費の創業支援拠点施設及び中島イノベーションセンターの活用状況、柳川観光第2のエンジン創出事業の今後の見通し、土木費では、ブロック塀等撤去費補助金の対象と危険箇所の調査及び指導方法、市内公園の利用状況と利用増のための整備、消防費では、消防団格納庫及び消防団員緊急出動時の駐車場の整備、教育費では、学校適正規模・適正配置化検討委員会委員の構成と検討内容及び補助金で整備した校舎に係る制限、文化財保護費の柳川市祭り振興事業補助金の配分等について質疑がありました。

総括では、地域おこし協力隊の契約条件や活動状況、柳光園施設整備補助金と同様の案件が出た場合の対応、働き方改革、人口増及び企業誘致に対する今後の施策等について質疑や意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で予算審査委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時23分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第5号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第9号 平成31年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第12号 柳川市公共施設維持整備等基金条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第19号 有明生活環境施設組合の共同処理する事務の変更及び有明生活環境施設組合の規約の変更については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第4号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第10号 平成31年度柳川市下水道事業特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第11号 平成31年度柳川市水道事業会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第15号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第16号 和解及び損害賠償額の決定については、討論を省略し、

直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第2号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第3号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号 平成31年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第7号 平成31年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第8号 平成31年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第13号 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市民会館の指定管理者の指定期間の変更については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第5号 平成31年度柳川市一般会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3 議案の上程について。

議案第21号から議案第24号までの4議案を一括上程いたします。

議案の朗読を求めます。

議会事務局長（樽見孝則君）

〔朗読省略〕

議長（樽見哲也君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第21号から議案第23号までの3議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。先ほどの審議で全ての議案について御承認をいただきまして、ありがとうございました。それぞれの委員会で意見を出された分についても、予算執行に当たりましては十分しんしゃくしながら予算を執行してまいりたいと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

今日は追加議案3議案ございますので、それについて御説明をさせていただきます。

日程3．議案第21号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回、御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に217,982千円を追加し、歳入歳出予算の総額を31,133,358千円としようとするものであります。

歳出について御説明申し上げます。

まず、8款．土木費で6,870千円を増額補正しております。

内容としましては、高橋中牟田線道路整備事業において、国の交付金を活用し、事業の進捗を図ることとしたため、その予算を計上しているものでございます。

10款．教育費で211,112千円を増額補正しております。

市内小・中学校の特別教室のうち、音楽室、理科室、多目的室以外の残りの全ての特別教室に、国の交付金を活用し、空調設備を設置いたします。

また、平成30年7月の台風7号により被害を受けた名勝立花氏庭園水路護岸の国庫補助による復旧事業へ市補助金を交付することとしたため、その予算を計上しているものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、9款．地方交付税では、普通交付税につきまして38,320千円を増額補正しております。

13款．国庫支出金では、社会資本整備総合交付金5,567千円を減額補正、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金39,129千円を増額補正しております。

20款．市債では、道路整備事業費として13,300千円、小中学校特別教室空調設備設置事業費として132,800千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費では、昭代第一小学校校舎大規模改造事業費など5件につきまして、翌年度への予算繰越額の追加及び変更を行っております。

第3表 地方債補正では、道路整備事業費など2件について限度額の変更を行っております。

次に、議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の浦昭廣委員が平成31年6月30日をもって任期満了となりますので、再度、同氏を候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の本園眞弓委員が平成31年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任の委員に山口裕子氏を候補者として推薦しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただき、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

議長（樽見哲也君）

次に、議員提出の議案第24号について提案理由の説明を求めます。

10番（佐々木創主君）（登壇）

ただいまから提案理由の説明を申し上げます。

今上陛下におかれましては本年4月30日をもって譲位をされ、5月1日、新たな天皇陛下が即位されます。当柳川市議会は平成21年、今上陛下の即位20年を記念し、即位20年奉祝賀詞決議を行いました。

今上陛下はこれまで30年にわたり、ひたすら象徴天皇の姿を追い求め、国民の安寧、安心、そして、国の安寧を祈っていただいていたことがありました。そして、さまざまな多忙きわまる国事行為、公務をこなしていただいております。さらに、平成の時代、たび重なる大震災、災害に際しては被災地を見舞われ、慰霊をし、そして、被災された方々を勇気づけられ、元気づけられてまいりました。そして、さきの大戦の戦地を訪問され、慰霊の旅を続けてもございました。

天皇皇后両陛下は本年、御即位30年をお迎えになります。皇后陛下は民間から皇室に入られた初めての皇后陛下として非常に苦勞されながら天皇陛下を支え、今日までこらえております。この即位30年に際し、国会、各地方議会において、現在、奉祝の決議がなされております。柳川市議会においても、ぜひ奉祝の決議をいたしたいということで提案申し上げる次第でございます。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（樽見哲也君）

提案理由の説明が終わりましたので、4議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時44分 休憩

午前10時44分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより4議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第21号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第6号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第22号及び議案第23号は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は浦昭廣氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり浦昭廣氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は山口裕子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり山口裕子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第24号 天皇陛下御在位30年を祝す賀詞奉呈決議については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

議長（樽見哲也君）

日程4 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について、お手元に配付いたしております申出書のとおり所管事項調査を来年3月31日まで付託されたいとの申し出がっております。

お諮りいたします。本件につきましては、申し出のとおり所管事項調査を来年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本件は申し出のとおり所管事項調査を来年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成31年第1回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 樽 見 哲 也

柳川市議会議員 今 村 智 子

柳川市議会議員 田 中 雅 美